

# 本妙日臨律師の研究

桑 名 法 晃

## はじめに

本妙日臨律師（一七九三—一八二三）は寛政五年に江戸青山に生まれ、三十一歳という若さで遷化された。その短い生涯のためか、日臨に対する宗門における一般の捉え方は、草山元政の流れの一部として見るか、優陀那日輝の師として日輝を語る中で触れるかといった、元政と日輝の中間的存在として両者に埋没されてしまっている傾向がある。確かに、元政や日輝と比較すれば、日臨の知名度は低く、後世に及ぼした影響力も劣るであろう。

しかし、日臨の行実を知り、その書簡類に目を通せば、わずか三十一歳にして遷化されたという事実に驚き、宗門にとつての一大損失たることを嘆かざるにはいられない。たとえ広く一般に与えた影響力は少なくとも、宗門内において、強く道を求める者にとっては、常に規範となり大きな影響を及ぼしてきた。日臨在世においては優陀那日輝がその代表例であり、日臨滅後においては、本化律最後の僧とも称される山本日諦、日本山妙法寺山主藤井日達、純粹宗学を提唱した室住一妙等に大きな影響力を与えているのである。日蓮教学を学ぶ上においても、宗祖に迫らんと道

を求める上においても、日臨を研究する意義は十分認められるのである。

日臨を研究する上でまず基本となる資料は『醒悟園叢書』二巻である。これは、島智良（大正三年六月七日遷化。三十八歳）の日臨への熱き追慕の念によって、日臨の遺稿が収集整理、顕彰されたものである。まず、書簡類が明治四十三（一九一〇）年十二月十七日に『醒悟園叢書』巻一として刊行され、翌四十四年六月一日には増補改訂されている。著作類は、島の没後、大正四（一九一五）年八月七日に『醒悟園叢書』巻二（以下『叢書』と略す）として発行されている。二巻とも追慕会の名で出されているが、全く島の尽力により成ったもので、巻二には島智良の少照と小伝が附録として載せられている。

『叢書』二巻を底本として、編纂された日臨の全集に『本妙日臨律師全集』がある。これは、昭和十七（一九三二）年三月に、音馬実蔵（昭和二十年八月八日没。四十九歳）によって平楽寺書店から発行された書である。音馬は大阪の篤信居士で、元政に関する研究を主としていたが、日臨にも感ずるところ多く、新たに大阪能勢の地で発見した多数の著作類を加え、編集校訂し、『本妙日臨律師全集』（以下『臨全』と略す）を著した。島が、江戸・波木井を中心とする著作類を集め『叢書』を編纂したのに対し、音馬は能勢を中心に資料を集め『臨全』を編集しており、両者によって日臨の生涯の全貌があらわされている。『叢書』二巻は島の少照・小伝を除いて、『臨全』にすべて収められている。『臨全』は、第一編が著作編、第二編が書簡編、第三編が参考編となっており、日臨の教学・生涯を知る根本資料となっている。

日臨の伝記の研究については、『叢書』に守屋貫教「醒悟園開祖本妙律師小伝」が、『臨全』に音馬実蔵「本妙律師小伝補遺」、「本妙日臨律師略年表」が収められている。『臨全』以前の研究には、林是幹「本妙日臨上人の研究」

〔身延教報〕第二十六卷第四号、第七号、同第十号、第十二号所収 昭和八年四月三日、同年十二月三日発行）、中里是要「臨師研究ノート」〔棲神〕第十九号 昭和九年）、中里是要「醒悟園開祖本妙日臨律師の研究」〔棲神〕第二十号 昭和十年）がある。

『臨全』以降の伝記としては、小野文琬師の「本妙日臨律師の研究」〔大崎学報〕第一三二号 昭和五十四年三月）があり、『叢書』・『臨全』の伝記を踏まえて、深草における修行までの日臨の半生を明らかにしている。以上三点の伝記が、纏まった日臨伝記研究であり、日臨の伝記を研究する者にとっては必読の書であるといえる。同師はこの他に、『与薩庵書』にみる本妙日臨師の信仰宗学」〔仏教学論集〕第九号 昭和四十七年十二月）、「近世日蓮宗学に於ける観心思想の展開（一）」〔日蓮教学研究所紀要〕第三号 昭和五十一年三月）、「庵林宗学の系譜」〔日蓮教学研究所紀要〕第五号 昭和五十三年三月）、「本門自誓受戒」について」〔印度学仏教学研究〕第二十八卷第一号 昭和五十四年十二月）、「醒悟園の思想と信仰—近世日蓮教学の研究より—」〔印度学仏教学研究〕第三十七卷第一号 昭和六十三年十二月）を発表しており、日臨の教学・系譜を述べる中において、生涯についても触れ、これらの論文を通して日臨の生涯の全容をほぼ明らかにしている。

個別的な問題をテーマとした伝記研究としては、守屋貫教「臨師独語」〔大崎学報〕第二十号 昭和四十四年十二月）、林是幹「本妙日臨上人の阿毘縁山行について」〔棲神〕第五十二号 昭和五十五年三月）、桑名貫正師の「本妙日臨律師伝の研究」〔棲神〕第六十一号 平成元年三月）がある。桑名師の「本妙日臨律師伝の研究」では、出家の時期と飯高入檀の年齢、出家以前に於ける法華信仰の環境、出家以前の学殖の問題についての三点が考察され、日臨の生涯に対する認識が深められている。同師の論文には「本妙日臨律師の教学について—主として摂折問題—」〔棲神〕

第六十二号 平成二年三月）もあり、この中では、飯高退檀の理由についても述べられている。小野・桑名両師は以前に本妙庵に寄宿しており、両師とも日臨から多くの影響を受けている。昭和四十七年、日臨一五〇遠忌に本妙庵生によって発行された『本妙日臨上人』には、両者の日臨に対する熱き想いが載せられている。

伝記に関する研究は以上であるが、この他、教学等日臨に関して中心的に触れた著述・論文には、執行海秀『日蓮宗教学史』（昭和二十七年 平楽寺書店）、望月敏厚『日蓮宗学説史』（昭和四十三年 平楽寺書店）、林是幹「横須賀問答の「裂邪網」について」（『樓神』第四十八号 昭和五十年十月）、佐藤英煌「本妙院日臨律師教学の研究」（『日蓮教学研究所紀要』第二十六号 平成十一年三月）、佐藤英煌「本妙院日臨教学の特色」（『日蓮教学研究所紀要』第二十七号 平成十二年三月）がある。

日臨に関する主な研究は、以上の通りである。これらの研究の内、日臨の生涯を知る上で中心となるものは、守屋貫教「醒悟園開祖本妙律師小伝」、音馬実蔵「本妙律師小伝補遺」、小野文琬「本妙日臨律師の研究」の纏まった三点の伝記研究である。これら三点の研究を参考にしつつも、本論文は、再び根本資料である日臨の著述類、特に書簡類に返って、改めて日臨の生涯を検討するものである。

まず、第一章においては、日臨の誕生から飯高檀林における就学までを論じ、第二章においては、飯高檀林退檀から醒悟園における行学までの日臨の行実を追ひ、第三章においては、日臨が水戸慧日律庵の請待を受けてから、水戸に於いて遷化するまでの行跡を辿っていく。以上を、書簡類を中心として、改めて日臨の生涯を明らかにしたい。

（本文中における敬称は省略した。）

## 第一章 日臨の登場

### 第一節 誕生

日臨は寛政五（一七九三）年、江戸青山に生まれた。日臨自らその生年、出生地を述べたものはない。後の書簡における自らの歳の記述と日付の逆算などによって、この歳に誕生したことはまちがいない。けれども、出生の月日がいつであったかを示す資料は何もない。また、出生地についても江戸であることはまちがいないが、青山であるという資料は日臨在世にはない。出生地が青山であるという最も古い伝承は、小林日昇の「本妙日臨律師小伝」<sup>1</sup>である。この小伝のなかで「東京青山人」と述べられるのが初出である。

しかし、同小伝では、「幼而喪父」と記されているが、日臨の父が亡くなったのは文政五（一八二二）年、日臨三十歳の時であるから、幼くして父が亡くなったというのは誤りである。また、「亡何遷化。文政五年九月十七日也。享年三十六歳」と日臨の遷化の年・年齢を挙げるが、日臨は文政六年九月十七日、三十一歳で遷化されている。よって、信憑性に欠ける記述があることも確かである。また、この小伝と同時代の身延山七十五世三村日修の説教録<sup>2</sup>にも、出家以前の日臨が青山に居る旨の言い伝えが記載されている。よって、これらの資料から、日臨は江戸青山において生まれたとされているのである。

## 第二節 出家

### 第一項 出家の動機

日臨は幼少の頃より聡敏で學問に傾倒し、また書にも秀でていた。弟子の最誠は日臨の五七日忌に際し表白した願文において、「幼稚好<sup>レ</sup>學、性敏才<sup>レ</sup>秀、倫、在<sup>二</sup>塵俗中<sup>一</sup>、略徧<sup>二</sup>覽内外之典<sup>三</sup>」と師を語っている。守屋貫教著「本妙律師小伝」(以下「小伝」と略す)では「夙に朝田薩庵の門に入りて儒を修む」とあり、音馬実藏による「本妙日臨律師略年表」(以下「年表」と略す)には、文化七(一八一〇)年、日臨十八歳の時に朝田薩庵の門に入り儒學を學ぶとある。日臨が薩庵の門に入って儒學を學んだことについては疑問があるが、出家以前から薩庵と交流があったことは確かである。

日臨から薩庵に与えられた書簡は全部で十七通ある。その中で日臨は自らの信仰を熱く述べ、高祖の教えを説き、薩庵を信仰の世界に導いていく。薩庵は日臨の化導によって次第に信仰を深めていき、ついには自ら出家して名を孝賀と改め、小田原酒匂本典寺<sup>6</sup>に入るのである。日号を日賀といい、同寺三十五世となっている。<sup>6</sup>

十七通の書簡のうち、文化十三(一八一六)年三月四日に深草平樂庵より薩庵に与えた書状の中で、日臨は、仏教を學ぶにあたっては三つの段階があり、途中で決して退転すまじきことを述べている。

佛學は三たび變じ候と覺へ候、先づ初めは文義、才覺かおもしろくて、學もんも氣かす、み申候、是は學もんに計りしばられて信心の方はうすく候、勤學の内に信心かおこり、後生かおそろしくなり候てよりのちは、或は一

致、或は勝劣、其義多端なれば、いづれか高祖の正義なるべき、若得そこなはゞ、必ず地ごくの業なるべしとあ  
んじわづらいて、義理才覚のおもしろきはたらきはやみ候、これよりのちは、たゞ心苦しく身体もつかれ候、こゝ  
こそ大事の時に候、あしく致し候と、大ていにして先に思ひきわめたる習にまかせ、又はとても成り難き事と麁  
学致し候、此時いよいよすゝみ信心堅固なれば、終に祖意に通達し安のん得候、夫れよりのちは学問心い  
さましく、自ら学問を以て心をやしなうやうに相成り候と覚へ候。

これは薩庵に仏教を学ぶ者の次第を説いたものである。そして、この三つの段階は自らの経験に基づいて語られた。  
先ず初めの第一段階は、出家以前の内典・外典を読み漁っていた時期である。生来学問好きであった日臨は、学才を  
發揮し、学問の世界に入っていた。けれども、学問がどんどん進む一方で信心は薄いままであった。この状態から  
さらに勤学していく内に信心が生まれ、第二段階へと入る。では第二段階に入る転機は何であったか。それは、『祖  
書綱要刪略』との出会いではないか。

『祖書綱要刪略』は一乗院日述、妙用院日運、事成院日寿によって、寛政十三（一八〇二）年二月二十六日に完成  
し、翌年刊行された宗学書である。一妙院日導（一七二四〜八九）が本化宗学の復興を目的として、天明五（一七八  
五）年に著した『祖書綱要』二十三巻を、七巻に刪定したのが『祖書綱要刪略』で、日導の遺言により成ったもので  
ある。日臨は「御書の末書は綱要第一也」といい、またしばしば弟子等に『綱要』をもって教えを説くことから、  
『綱要』から受けた影響は大きく、最初の出会いは衝撃的なものがあつたであろう。「元政・日導の思想を汲んで、行  
学の二道の実践宗学を説いたのが本妙日臨であつた」と執行海秀が述べる様に、日臨は宗祖に連なる内相承の中で、  
日導の下に自らを置くのであつた。日臨の弟子優陀那日輝（一八〇〇〜五九）はこの『祖書綱要刪略』に註釈を加え、

宗学を論じたものが『祖書綱要正義』である。日輝はその「序」の中で、日蓮宗における三つの宝の書物として、草山元政の『草山集』、常在日深の『峨眉集』、日尊の『祖書綱要』とを挙げ、中でも『祖書綱要』は宗義を論究したもので、宝策中の最宝策として高く評価している。<sup>11)</sup>

『祖書綱要刪略』との出会いは「小伝」、三村日修の「説教録」等に載せられる逸話である。

曾て人あり、律師の為に祖書綱要刪略を貸与す、律師一度之を繕くに至て、感興湧然日々耽読已まず、其貸主に返却せる頃は、新本の書冊頗る汚染す、貸主怒て之を責む、書を検するに及び、其一々手澤を存するを見て、却て其篤学を感嘆せりと云ふ。<sup>12)</sup>

幼少時代から学問を好み多くの書物を読んできたが、『刪略』を読み日蓮聖人の教えに直に触れることによって信心が起こり、後生が恐ろしくなった。もし高祖の教えに背くことがあれば地獄に墮ちることは間違いない。何としても高祖の正義をつかまなくてはならない。そのためには世事に閑わっている暇などない。世事を捨て、高祖の弟子となって勤学に励まなければならない。このように気持ちの昂ぶりをみせ、出家の念に駆られる日臨を想像するのは決して安易なことではあるまい。

日臨は文化十三(一八一六)年、西能勢金井道場より長谷信徒に与えた書簡において、自身の身上を語る中で出家の本志を述べている。

抑私事は幼少の時よりふかく法華経二志し、夙に日啓師の弟子と相成、又がくもんの望ミ有之候て、江戸下谷宗延寺日實師の附弟と相成、飯高だん林へ相かよひ申候、然るに私ていはつの本志ハ、うけがたき人身をうけ、あいがたき妙法に値奉り候事故、何とぞして生がい信心けんごにして、後生の悪道をまぬかれ申度斗り二候。<sup>13)</sup>



この度受け難き人身を受け、遣い難き妙法に出会うことができた。だから何としてでも生涯信心を堅固にして、後生の悪道を免れたい。これが出家の本志だというのである。

幼少の時から出家までの日臨の法華信仰を育んだ環境については、すでに桑名貫正師の「本妙日臨律師伝の研究」<sup>(1)</sup>において考察がなされている。それによると、日臨の両親も法華信仰をしており、その両親を初め、身近な法華講中の盛んな交流の中に育ってきた日臨には、幼少の時より自然にその影響を受けて、深く法華經に志す基盤を見出すことができるという。法華信仰の中で育った日臨であるが、仏学の三変を述べるように初めからこの本志を抱いていたわけではない。先述のように、深く法華經に志しながらも学問にばかり縛られて信心の薄い、学問のための学の段階があった。この第一段階では、自己の才覚に任せて内外典を読み漁っていた。それが、勤学の内に信心が起り、後生が恐ろしくなる。高祖の正義を誤って解釈し、教えに背くようなことがあれば、地獄に墮ちること間違いないという、学と信仰とが対立する段階である。この二段階目がまさしく「私ていはつの本志」にあたる。この段階に入る契機は『綱要』との出会いであるから、日臨出家の動機は、『綱要』を機縁として起こった信心による切実な想いなのである。後生の悪道をまぬがれたいという日臨が、「かくもんの望ミ有之候」とは当然のことであった。

出家を志した日臨であったが、家は貧しく年老いた父母がいた。日臨を語る者みな一様にその至孝を述べるが如く、日臨は元政にも劣らぬ孝養の人であった。残された数々の書状から両親への切実な想いが窺える。<sup>(2)</sup> よって、年老いた父母を残して一人出家することが、何よりも日臨を俗世に留まらせたのであった。だが、高山半七との出会いによって、ついに出家の願望を遂げることができたのである。これは「小伝」に載せられる有名な話である。

当時信州の人高山半七なるものあり、江戸にありて大工を業とす、篤く宗祖に帰依し、常に大念珠を頸に懸け、

唱題懈ることなし、人呼て法華の半七と云ふ。一日半七床屋にあり、貧窮の一少年ピラを携へ来るあり、ピラの文字頗る美なり、半七試みに誰の筆なるやを問ふ、少年答ふるに自己の書せる所なるを以てす、半七大に感嘆し、終に少年の志す所を問ふ、少年曰く、出家の心已み難きのみ、唯家貧にして父母老いたるを奈何ともするなしと。是に於て半七益々感激し、少年に謂て曰く、吾れ君に代りて父母を養はん、願くは後顧の憂なく、出家の素懐を遂げよと、少年は即ち本妙律師なり。律師終に半七を介して、宗延寺日實上人の弟子となる、時に年甫めて十九。半七は律師が一代の外護者なり、律師が苦修練行の間、其父母をして凍寒の憂なからしめたる篤信者なり、子孫信州にありて今尚栄へ書簡三四其家に存す。<sup>16)</sup>

今回の調査で、高山半七の子孫である高山友規氏が、長野県中野市壁田に住することがわかった。友規氏は半七から五代目の子孫である。同氏は全集に載せられる「高山半七に與ふる書」三点（資料二一、二二、二三）と本尊三幅（資料一、二、一〇）を所蔵している。また、文政二年己卯十月十六日に太裕院日晴から半七の両親菩提のために授与された本尊一幅（資料一六）も所蔵している。日晴から半七に与えられた文政二年十月十六日付の本尊の脇書には、「東都浅草住播磨屋工匠半七為両親菩提」とあり、この本尊によって、半七は浅草に住していたことが明らかとなったのである。

半七は江戸浅草に住む播磨屋の工匠で、信州に住む一族から離れ、単身江戸の地に出、大工を生業として生計を立てる一方、熱心に法華信仰に励んだ。半七の信仰心の高さは日臨も認めるところで、「拙子老母へ信心御す、め可被下候<sup>18)</sup>」と、母へ信仰を勧めるよう述べている。半七が携帯していたという日蓮聖人像（資料一九）も高山家に伝えられていたが、表面は磨耗しており、肌身離さず常に身に帯していた事が窺える。半七は天保三年（一八三三）八月

十五日に亡くなり、法号を不盡能持日随信士といふ。

これまで半七は、日臨の両親の住む江戸青山付近に住するのではないかと考えられてきた。<sup>20</sup>それは、江戸から遠く離れた深草・能勢の地にいる日臨から、半七に与えられた書状に、「此趣くわしく我父母に御伝へ可下候様」、<sup>21</sup>「尚母マイリ候は、無事のむね御伝言可被下候」とあることから、互いに往來の關係があることがわかり、半七は年老いた母が通える距離に居たのではないかと考えられたからである。半七は日臨の出家の志に感激し、自らその両親の面倒を見ることを申し出た者である。それを半七が怠り、両親と離れた所において生活を送っていたとは考えにくい。よって、日臨の両親と半七の所在は非常に近い所にあると考えられたのである。

『臨全』からみられる日臨の信者・外護者を大別すると、江戸の人々と能勢長谷の信徒、身延・波木井の人々の三つのグループとなる。江戸のグループの中で最も両親との交流があるのは朝田薩庵である。日臨と薩庵の關係については先にも触れたが、日臨は薩庵を「貴邊様などは相成べき機に候」、<sup>22</sup>「貴書の如きは俗中の一偉人なり」と評し、厚い信頼を寄せていた。両親の世話にあたったのは半七であつたらうが、書簡から察するに、半七はあまり教養者ではなかつた。したがって、日臨は両親への書物等の伝達、伝言等を半七より、薩庵に頼むことが多かつた。

一行全方福井町道具屋御序の節、書状御届被下候外は御頼申て、此度は修行繁多にて、半七等惣して書状略し出し不申候、たびたびの事御ひま入と申、一切御気の毒と奉存候、

一母方へ書物送り候間、何とぞ御とゞけ被下候様御頼申上候、<sup>23</sup>

朝田薩庵は朝田源六とも名乗つた。初期の書簡には薩庵より源六宛で出されたものが多い。源六は書簡中「ほつ田原の源六」と呼ばれることからわかるように、堀田原に住んでいた。『日本地名大系』によると、堀田原は「浅

草黒船町西裏から小石川富坂町代地北西までの一帯をさす」といふ。つまり、薩庵も半七と同じく浅草に住んでいたのである。

ここで、先の半七と両親の関係、また薩庵との関係から、日臨は出家以前に浅草に住んでいたとは考えられないだろうか。日臨は恵まれない環境にありながらも學問に傾注し、多くの書物に触れていたが、その書物の提供者が薩庵ではなかったかとの考察もある。実際、薩庵の元には多くの典籍があった。文化十三（一八一六）年に平楽庵より薩庵に与えられた書簡には

御書の末書は綱要第一也、健鈔啓蒙これに次べし、中にも啓蒙は諸文を集めたる事しげくして、初心は退くつこのろあるべし、よつてまづ引集めたる文にかゝわらず、御書の正義を釈したる処計り見て通るがはやみち也、其後一通りすみて、再見の時文釈をくわしく見ることよし、又扶老は初心には便り甚あしきもの也、先づ差しおきて可也、後に研学の時は必見べし大好書也、其外の末抄このろに隨べし、大方古抄は啓蒙にのせたり、所詮初より末書にかゝるは甚損也、先、御書の通見專一也、御書は先づ録内にて熟し、其のち録外に通るべし、他受用抄は第二の卷諸法実相抄肝心也、其余は大方録外にあり

とある。これは薩庵に対する化導の一節であるが、これらの典籍が薩庵の手元にあったか、調達が可能であったことを示すものである。また、日臨は薩庵に対して「高祖注法華經、乍御面倒調可被下」といい、さらに弟子の教清は薩庵に「三大部不審出来次第、御集置被下候様、御頼申上候」と述べている。このことから、薩庵には典籍の調達能力があったことは確かである。このような薩庵の処へ、幼い頃から通って書物に目を通していったことを、「夙に朝田薩庵の門に入りて儒を修む」といったのではないか。青山で生まれた日臨であったが、出家以前に浅草の地に

移り、そこで法華經に志す環境に身を置いたのではなかったか。

## 第二項 剃髮の師日啓

日臨の剃髮の師は法運院日啓であった。『臨全』以前の研究では、日臨は下谷宗延寺日實のもとで出家されたと考えられてきた。だが、先にも引用した「夙に日啓師の弟子と相成、又かくもんの望ミ有之候て、江戸下谷宗延寺日實師の附弟と相成、飯高だん林へ相かよひ申候」という自らの過去を振り返って、西能勢長谷村の信徒に語った書簡の発見により、先ず日啓の門に入り、後に飯高入檀のため日實の附弟となったことがわかったのである。

西能勢妙圓寺の過去帳によると、日啓は同寺二十世として天明三（一七八三）年二月十三日に入山し、文政元（一八一八）年九月七日に遷化している。また、松ヶ崎檀林の玄講を務めていたことがわかる。

音馬の調査から、文化四（一八〇七）年から同八（一八一二）年の間に西能勢の地から関東に移ったことがわかってい。関東へ移った日啓は下総八幡山玉蓮寺の住職となった。

玉蓮寺は山号を東光山といい、現在の埼玉県本庄市見玉町見玉に所在する。当寺は弘安四（一八二一）年九月四日の創立で、文永八（一二二一）年宗祖佐渡流罪の砌、宗祖が往復両度に宿泊された霊場といわれている。日啓は当寺第三十三世となっている。

どのような理由から日臨は日啓と関わりをもったかはわからない。だが、日臨は玉蓮寺住職法運院日啓のもとで出家し、始め正通日旨と名乗ったのであった。文化八（一八一八）年、日臨十九歳のときである。

十九歳で出家した日臨は、すぐに日實の附弟となり飯高檀林へ入った。この出家と飯高入檀の時期であるが、これ

までは一様に十九歳で出家し、その年に入檀したとされてきた。しかし、桑名貫正師の「本妙日臨律師伝の研究」<sup>35</sup>により、十九歳出家、翌年二十歳にて入檀と飯高入檀の時期が改められた。

于茲トコ伏シテ算シ、星霜<sup>36</sup>、已廿四歳、出家シテ去リ往ル、蓋一千五百日<sup>36</sup>

これは文化丙子（十三）年二月三日に深草平樂庵より、師日啓に宛てて書かれた書簡の草稿である。この日付から約一千五百日遡ると、文化八（一八一）年の十二月となり、日臨はこの時期に出家したことが判明したのである。<sup>37</sup>飯高楨林は、開講回数が春秋の二回と定まっております、享和四（一八〇四）年（日臨十二歳の時）の時点では、春は二月二日に始まり、四月二十四日に終了し、秋は八月二日に始まり、十一月二十四日に終了した。<sup>38</sup>つまり、十九歳の十二月に出家した日臨がその年に入檀することは不可能であり、早くても翌年春の入檀となるのである。

### 第三節 飯高楨林入檀

#### 第一項 第二の師日實

飯高楨林に入檀するにあたり、日臨は下谷宗延寺重厚院日實の附弟となった。宗延寺の過去帳によると、

日實師は重厚院と号し、宗延寺二十八世、本妙臨師及び日擬師の師範として、身延自厚院日鑑上人の祖父師也。

文政十二年一月六日遷化<sup>39</sup>

という。また日實は身延山東谷の窪之坊の歴世ともなっていた。同坊過去帳には、

当坊廿八世、当坊代々にて江戸下谷宗延寺代々職、廟所八角堂前当院歴代に墓あり、祖師堂再建之砌丹晴、堀之

## 内祖師堂再建立丹晴<sup>(40)</sup>

とある。また、『身延山歴代略譜』によると、身延山第五十世教山院日沾の代（寛政十年三月二十九日入山。同年十月十九日寂）に隨身を務めていたことがわかる。<sup>(41)</sup> 日沾の隨身と窪之坊在住の前後はわからないが、窪之坊の歴代を務めた後、宗延寺に入り、文政十二年に遷化したのは身延山においてであるという。<sup>(42)</sup>

宗延寺は身延山久遠寺末の触頭の地位にあり、また同時に堀之内妙法寺の触頭でもあった。日實は堀之内祖師堂の造立執事を務めるなど、寺院運営、寺院経営の方面に相当な活躍を見せ、当時江戸において相当な勢力をもっていたものと思われる。<sup>(43)</sup> また、日實は飯高檀林の出身者であったから、檀林に入るにあたって広く顔が利いたのである。日臨は日實の附弟となつて飯高へ入檀したのである。先に引用した伝承に、「律師終に半七を介して、宗延寺日實上人の弟子となる」とあるように、日實とのつながりは半七によるものと思われる。

## 第二項 檀林の状況

飯高檀林<sup>(44)</sup>は、洛北松ヶ崎檀林と共に関東における根本檀林であり、また小西・中村檀林と共に関東三大檀林の一つであった。

檀林には、名目部・四教儀部・集解部・観心部・玄義部・止観部・御書部の修学階梯が定められており、春秋の二夏に分けて講義が行われていた。飯高檀林の『檀林録』に収められている元禄十三（一七〇〇）年十二月二十八日時点での物読み規則から教科書・席数・推定必要年数を整理すると左の表となる。<sup>(45)</sup>

部名	教科書	席数	推定必要年数
名目部	『西谷名目』上下二冊	毎日 春秋兩夏で百四十席	一年
四教儀部	諦観「天台四教儀」	四日に一回の席 二百五十席	五年
集解部	從義「四教儀集解」	四日に一回の席 百席	二年
観心部	文心解、顕性録、指要抄	講釈は一夏二人の玄講主が春秋兩夏で四人、そして四年間で一巡	四年
玄義部	『法華玄義』	講釈は一夏一人の化主が春秋兩夏で二人、そして十一年で一巡	十一年
文句部	『法華文句』	独学	X年
止観部	『摩訶止観』		

承応三(一六五四)年頃の規定に比べると席数が増えており、必要年数も自ずと多くなっているが、修学課程に大差は見られない。日臨もこのような規定の中で学問に励んだのである。

日臨は、文化十一年六月二十三日付の身延山中から長谷信徒に与えた書状において、「拙子事因資助飯高檀林玄義部迨昇進致し候」と述べている。これによって、檀林における費用等は師日啓の旧住地である能勢長谷の信徒によってことがわかる。そしてまた、日臨は、この時点には玄義部まで昇進していたのである。

日臨は早くて文化九(一八一二)年の春の入檀であるから、玄義部昇進までその間わずか二年半であり、夏にして五夏である。右の規定からいけば、観心部へも進めない席数であり、年数である。

古制規においては、このように修学課程が定められているとはいっても、学力中心にして越級が認められ、学力に応じた進級が可能であった。だが、後年に至ると「次第階級」の制が定められ、能力如何に関わらず規定の席数を満



たさなければ進級は認められなかった。<sup>20</sup>では、いかにして日臨は、わずか二年半の内に玄義部まで進むことができたか。

都守基一氏の「中村檀林「西谷入看控帳」をめぐる問題」<sup>21</sup>では、「西谷入看控帳」の分析がなされ、その中で修学課程の実際、新来・横入・還来者の総数、会下聴講と飛び級、新説の実施年度と許可者の数、即夏新説の例等が述べられている。この「西谷入看控帳」は、享和二（一八〇二）年から文政六（一八二三）年までの二十二年間にわたる中村檀林入学者八百五十三人を控えた名簿で、①入学の月日、②部（階級）、③新来・横入・還来の別、④入学者の字（所化名）、⑤出身寺院、⑥師僧（誰の弟子、または附弟かということ）、⑦師僧の下での聴講の有無、⑧新説許可の有無、⑨横入の場合は旧檀林の部功、編入後の看板の位置、などが記されている。享和から文政までの資料であるから、ちょうど日臨の修学当時の檀林の様子が窺い知れるわけである。よって、ここでは都守氏の研究を資料として、当時の檀林の規定を示し、日臨の修学課程を考察したい。

先に述べたように、檀林に新来する場合、名目部に入って次第に昇階するというのが通常である。ところが、「西谷入看控帳」における新来・横入・還来の総数をみると、実際には名目部を越えて四教儀部にいきなり入る例の方が多いことがわかる。<sup>22</sup>檀林に入学する前に、しかるべき師僧の下で聴講を受けたことにより、檀林での受講が免除される制度があったようである。

檀林に入檀して集解部の学科目を修了すると、学徒は新説をつとめなければならなかった。新説とは新談義ともい、集解部修了者が、大衆の前で始めて高座に登って談義を行う行事である。この新談義は、能化を始め、全檀林の学生生徒はもちろん、近隣の者、新談義生の親戚縁者までも群集する大講堂の高座に登って、最初の説法をするもの

であるから、当人にとっては、最初の大変な試練であり、かつ難関とされるものであった。新説を終えることで一人前の僧侶として認められ、住職の資格を得ることができたから、失敗の許されない登竜門であったのである。

新説は各檀林で三年に一度、六月の初旬に行われていた。<sup>(55)</sup> 安永八（一七七九）年に行われた京都六檀林の会評では「新説は名目部より次第昇入して集解部に限るべき事。尤も新来より三年目の事古式なり」<sup>(56)</sup>の条項が確認されており、これが諸檀林の通規であったと考えられている。

ところが、「西谷入看控帳」によれば、文化二年から文政六年の間には二年に一度、隔年に新説が行われていた。また、入檀後二年を経ずして新説を行う例がほとんどであった。

飯高檀林の新説開催については、飯高寺所蔵「檀林録」上所収「新談義式」の冒頭に「一、新談義二年休勤之事」<sup>(57)</sup>の条があり、これが建前であったようである。ところが、業務日誌にあたる「真俗諸断帳」<sup>(58)</sup>、「向城庵記憶帳」<sup>(59)</sup>などをみると、すでに天明（一七八一〜一七八九）の頃には「隔年新説」が慣例となり、明治の廃檀まで続けられていた。しかも、飯高は子・寅・辰・午・申・戌の年、中村は丑・卯・巳・未・酉・亥の年と、両檀林は年度をずらして一年ごとに新説を開催していたのである。

さらに、「西谷入看控帳」の新説許可者のうち、即夏新説といって入檀したその年度の新説が直ちに許可される例が七十五例ある。即夏新説の許可は、両親の願いが格別であるとか、両親の露命が計りがたく、過去にも先例があるから特例として認めるという例が十数例見られているが、この七十五という数は檀林初期の制法からみれば、いささか乱発気味といわざるを得ない。

飯高檀林の「向城庵記憶帳」文化七年の条には、「当年は新説殊の外人無き故、他の見聞宜しからず候間、格別の

取り計らいにて即夏新説免許之有り<sup>(38)</sup>とみえ、当時の状況をよく物語っている。新説の人数については、前出の高楳林「新談義式」によると、六十人を基準にして四日の日程が組まれ、法華経二十八品の題号と入文を順番に講じていたようである。飯高・中村の大楳林では、新談義を盛会にしてその面目を維持するために、なによりも新説者の数を確保する必要があった。このことが「新来より三年目の古式」があるにもかかわらず、即夏新説の許可が多発されたものと考えられるという。

日臨は入檀して二年半後には、玄義部まで進んでいる。先述のように、飯高の元禄十三(一七〇〇)年当時の観心部の規定席数は百席で、満功には二年間を要する。承応三(一六五四)年頃の規定では、六十席満功、一年半での終了となっており、このわずかの間にも規定の変更が見られる。よって、元禄より文化までの約百年の間にはさまざまな変更が見られたであろう。ただ、このいずれの席数であったとしても、楳林での修学期間が五夏という日臨が文化十一年六月時点で玄義部にまで昇進しているには、遅くとも文化十年春の段階で観心部に所属していなければならぬ。観心部に昇進するためには新談義をつとめなければならぬが、その新談義は隔年で六月に行われている。したがって、日臨は文化九年六月に新談義をつとめていたことがわかるのである。そして、その年の秋に観心部へ昇ったといえよう。実際、文化九年の干支は申で、飯高にて新説が開催された年である。つまり、日臨は入檀後すぐに新説が許可された即夏新説者であった。そして、これによって日臨の入檀時期が文化九年の春と確定するのである。

文化九年の春、二十歳にして飯高に入檀した日臨は、即夏新説者として、六月には新説をつとめた。新説を終えた日臨は、同年秋に観心部へ昇進した。そして、入檀から二年半後の文化十一年春、修学を終えた段階で玄義部まで昇っていたのであった。

## 第二章 求道の旅

### 第一節 飯高退檀

檀林の修学課程は、『西谷名目』・『天台四教儀』の講義に始まり、御書を学ぶのは止観部の後の最後であった。極めて台学偏重であり、最後に御書を学ぶといえども、実際にそこまでたどり着く人は限られていた。したがって、日蓮宗の僧侶であっても、多くはただ天台の教観のみを学ぶだけであって、自家の宗教・宗旨を窺うことがなかったのである。また、当時の檀林は、本山出世等の教団内の名利や、位階をにぎる法類形成の母体ともなっていた。それは、まったく日臨の望むものとはかけ離れていたのである。

本より昇階立身の願もなく、又病身ニして寺のやくもつとめ難く候<sup>61</sup>

野生の如き者は、とても官僧の勤めは堪へざる所にて候、高祖の時逆化さかんなるにも、一往最蓮上人の山居をゆるし玉へり、此條深く微塵を破して御賢察偏に奉仰候<sup>62</sup>

日臨には本より寺に入り、そこで名を成そうなどという欲は全くなかった。ただ信心堅固にして後生の悪道を免れたい、今生において得道したいという強い想いに駆られていたのである。そして、それを実現するためには高祖の正義をつかまなければならない。そのための学問に励みたいという目的で、檀林に入ったのであった。しかし、檀林の現状は自らの本志とはあまりに異なっていた。

拙子事因資助飯高檀林玄義迄昇進致し候、然二少々存より有之、勤学一向ニ仕度候ニ就、世事を去り候て身延山

中二引籠申候<sup>(62)</sup>

日臨にとつて昇階立身のための檀林は全く世事としか思えなかつたのである。もはや檀林に用はなく、自ら道を求めて江戸を離れたのであった。

先述のように、日臨は『綱要』から大きな影響を受けていた。それは、学問の次第についても然りである。

勤学は、本宗の人は何よりも高祖の御書が專一にて候、其義綱要第一学者鑽仰必有次第章等の如し<sup>(63)</sup>

『祖書綱要』巻第一の第一に、「学者の讚仰するに必ず次第有ることの章」<sup>(64)</sup>がある。そこでは、先ず一如日重の『愚案記』から、「宗義に入りては、先づ主題の元意を得、次に経旨を伺ひ、次に録内外の御書、次に天台の三大部の学問、次に余の章疏、次に蔵経、周覽なるべしと存するなり。三大部の学問も先づ『玄義』、次に『文句』、次に『止観』と存するなり」を引き、この誠め「吾が宗の学則と為るに足れり」とする。さらに、「本化の学者は、須く必ず高祖の妙判を吾が正門と為し、是れを本と為して其の見識を以て台荆三部の本末を用ゆべし」と述べ、台家の三部を以て吾が正門と為している学者達に異を唱えている。

日臨は、学問の次第はこれに倣うようにいうのであるが、そもそも日臨にとつて、御書とは何であつたか。また高祖は如何なる人であつたか。

祖書は本来所持の法、靈山にて親承の儘にして、余人の添削を加へず、信順たるべきものなり<sup>(65)</sup>

御書は勿論末法之唱導師也、信を起事は祖書に過ず<sup>(66)</sup>

謹で思ふに、祖書は末法の妙経なり<sup>(67)</sup>

抑も高祖はいかなる人ぞや、無始の昔に既に成道し玉ひて、衆生を化せんが為に、菩薩となり、又凡夫となり玉

へる、元來本法所持の居士なり、一言として妙法ならざるはなし<sup>(68)</sup>

都て高祖は、遠くは無始の古佛、近くは靈山親承の居士なれば、設ひ經説に見へぬことも、仰で信すべき事を決するなり、況や經意に叶はぬことは毛頭なきことなり、經意に違ふ様に思ふは、吾等が淺識の致す処なり<sup>(69)</sup>

このような立場に立つ日臨にとつて、宗祖・御書を差し置いて天台・三大部に向かうことは許されなかつた。自らの信仰の上からも宗祖・御書は絶対的な存在であり、成仏得道もそこにしかないのである。

台家の書は初心の為にたよりならず、況や末法の要法にはあらず、たとひよく次第して、後に御書を学ぶ人なりとも、台家の書は当家学問の下こしらへなれば、成仏得道の法にはあらず、しかるに生涯無定也、いつる気は入る氣をまたず、一向当家を学ばぬ内に死候はゞ、宝山に入りて手を空くするの後悔あるべし<sup>(70)</sup>

妙法には値遇し難く、人身は受けがたし、此生を捨てゝは、何れの時をか期せん、況や即身成仏の要路、但た吾家に在り、所詮学は根源を究むべし、根源を究むるに、只本化の玉章とす<sup>(71)</sup>

日臨は信仰の上からも、先師の教えからも、本化の学は御書を第一とすることを述べる。しかし、そのみならず、日臨には右の二つの引文からわかるように、強い無常観があつた。「生涯無定也、いつる気は入る氣をまたず」、「妙法には値遇し難く、人身は受けがたし、此生を捨てゝは、何れの時をか期せん」という言葉が、書簡中非常に多く見られるのである。宗祖の発心の契機は無常観であつたと、高木豊がその著『日蓮』<sup>(72)</sup>で述べているように、生死無常の問題は人の人生において大きな問題となる。日臨もこの生死無常の超克に全力を注いだ。ただ日臨にとつて、無常観は単に少年期特有のものではなかつた。

日臨は幼き頃から身体が弱く病身であつた。文化十四年二十五歳のときには、病にて四十日間も寝込んでいた。<sup>(73)</sup>

この年の春から翌年にかけては、持病やこれまでの疲れにより特に体調のすぐれない日が続いていた。文化十四年の朝田薩庵への書状には、「野生杯も長活はあるましと存候」と述べている。よって、もともと病身にして死を身近な存在として捉えていた日臨は、成仏得道の法でない三大部を学んでいる時間などまったくなかった。成仏の直道を歩まねばならなかったのである。

よって、文化十一年二十二歳の春、飯高楳林を退楳して江戸を離れたのである。しかし、こうした日臨の行動に対し、二人の師はまったく理解を示さなかった。

これによつて本師日啓上人より、八幡山玉蓮寺の住寺たるべきむね申し之事、三四度二および東都日實上人より飯高きん楳いたすべきよし、御すゝめ両三度二相なり候得共、右とんせいの心がけ二候間、一生がいだん林寺しるく等の所存、かつてこれなく候旨相ことわり申候。

日實は先に述べたように、当時江戸において相当な勢力をもち、寺院運営・寺院経営の方面での活躍を見せていた。よって、自らが飯高をでて、今日のような教団内における地位と名誉を得たように、日臨に対しても自分と同じ道を歩ませようとした。

一方、日啓はこの頃すでに老齢病弱にして、楳林での修学を終えた日臨に自分の跡を継がせようとするの帰りを待ち望んでいたのである。

両師それぞれの想いで再三懇請したが、日臨は自らの道のため、それを振り切つて身延へ入ったのであった。

第二節 雨畑における修行

文化十一（一八一四）年の春、檀林を退いた日臨は江戸を離れ身延へやってきた。

拙子共如<sup>三</sup>本志<sup>一</sup>、木曾へ参り可<sup>レ</sup>申と存候処、甲州へ参り、様子承り候て、雨端<sup>アメバタ</sup>と申処の奥山へ参り、先<sup>ッ</sup>七日七夜の行いたし候、此地は真に人倫絶たる処にて、思の儘に修行相成候、其上仏祖の感応唐捐ならず、僅かに七日七夜の唱題三昧にて、修行験<sup>76</sup>これあり候。

身延へは甲州街道を通過して来たか、甲州經由で雨畑の奥山へ入る。この地は全く人の気配もないところで、思いのまま修行に専念することが出来た。先ず七日七夜の荒行をし、たちまちに悟るところがあったという。この雨畑の地には、見神の滝<sup>77</sup>（資料三六）という瀑布があり、日臨はこの滝で唱題三昧の修行を行った。<sup>78</sup>「若心のまゝに叶候はずは、いつ迄山におり可申も難斗候処、速相済再生きかわりたる心地いたし<sup>79</sup>」、雨畑の地から身延山中へ移ったのであった。

日臨の行った七日七夜の荒行についてであるが、この修行は法華經の結經『仏説觀普賢菩薩行法經』に説かれる懺悔法ではなかったか。今ここでは、室住一妙師の「宗学とは何ぞ<sup>80</sup>」を参考にして考察を進めることとする。

通俗においては、懺悔は、自己の爲した罪惡に対する後悔より、自ら深く恥じ、他人あるいは公衆の前に、あるいは神仏の御前において発露告白し、今後の改転を誓い乃至積極的、正善に向かって願を發するものである。だが、仏教においては、初後一貫の修行要目とされているもので、必ず絶対正善の人格仏陀の御前においてなされ、自己自身の罪惡は勿論であるが、責任の方向つけた他より自に、外より内にと、すべての罪惡をば自身内心に帰せしめ、さ



らに現在より過去に、過去もその未生のところ、いわゆる本不生の絶対境に遡って、ここにすべての罪惡過誤を改めて洗淨修練し、而してのちに、現在より未来に、絶対清淨の發現、淳善の功徳としてはたらくものである。

この懺悔を行法として天台大師は『法華三昧懺儀』を著した。その中で、『法華経』の実相の教理に基づき、安樂行品、普賢品、結経『普賢経』に根拠して、五悔を明かしている。

五悔とは、第一に懺悔、第二に勸請、第三に隨喜、第四に回向、第五に發願である。

第一の懺悔は通常の罪惡觀念の慙愧に發するが、罪過はもとより、通俗の思想行為生活一切を、その根元において妄想の現象態なりと徹見し、絶対的本不生のところに、微塵もとどめず淨化し去る所以を觀する。つまり罪惡をより深く見出すとともに、根強く張った本能的執意を抜き放つ意圖を明確にしている。第二の勸請は、祈り求める義であるが、懺悔は諸仏菩薩の照覽のもとになされねばならぬから、聖賢の加被を祈り求める。第三の隨喜は、自他の區別をなくし、人情の執を破して、世・出、漏・無漏、大・小をとわず、善法の限りに於いて純粹な気持ちを以て公明に慶ぶのである。第四の回向は、衆善を廻らして菩提に向かわしめる意で、一切の諸善万徳を絶対の菩提の大善に廻らし向けて培い、菩提の根本を増長させる。第五の發願は、不撓不屈、三世一貫、始終通達せる無上至純の菩提の誓願を發して、愈々強靱熾烈ならしめ、以て最極の妙果に到達するのである。

よって、五悔は、凡俗の事障に端を發して、ついに菩提の大願を成ずる次第であり、また菩薩の發心、發願の必須条件の構成を、厳しく究明せるものと見ることができよう。

この五悔をさらに法華経の構造の方面、特に行軌の上から見てみる。

法華経に説かれる修行の行軌には、衣坐室の三軌、四安樂行、本門流通分所説の藥王品の苦行乗々・妙音觀音品の

三昧乗々・陀羅尼品の総持乗々・嚴王品の誓願乗々の四の乗々、四法成就、結經所説の懺悔法がある。衣坐室の三軌は、能化たる法師の心得であるが、また同時に法華經自体の内容、絶対自覚の内的構造ともみられる。四安樂行は、これへ向かう初心の修行である。身口意の三業が誓願に統一していく過程であり、または誓願そのものの条件たる三業規定である。四の乗々は、高位の菩薩の過去現在に活動せらるる衆生教化の活動を、代表的に挙げられたものである。滅後いかにせば法華經に入信、了得できるかに答えられた四法成就是、法華經を再び演べ給いしものと称され、入信の条件ではあるが、また以て法華經の内容でもある。結經普賢經は、内護教導の發誓によって、私は菩薩を觀する行法懺悔の行軌を詳細に懇説された。

今これらの修行の段階について過程づけてみる。

未だ入信せざるも、必ず法華經に入るべき人の生活信条が即ち四法成就。

法華經に帰信して、懺悔滅罪、本尊觀見に至る行法が、結經所明の懺法。

進んで初心の菩薩が發願修行するの形式が四安樂行。

いよいよ菩薩が自行成就、化他に出づる心構えの正格が三軌。

かくて高位、深行の菩薩が、實際社会教化の活動として典型付けられた四の乗々。但しこれは迹化の教化であることは勿論である。本化の菩薩としては勸持品の三類の強敵に対し、不輕品の四衆迫害に対する忍難逆化。

以上は、ただ經文の説相を義目に随って考えてみたに過ぎないが、ただその間、自覚に基づく誓願というのが、根底に一貫していることは、文義上からも、道理上からも当然と肯かれる。

ここで、日臨の行った修行とその前後を考える。今見てきた法華三昧は三七日の行法であるが、修行の証果を得る

のは、三七日の中間或は三七日を満たして終わるに於いてであって、必ずしも三七日を満たさなければならぬわけではない。日臨ははじめ、修行の驗があるまで行法を続けようという決意でいたが、わずか七日七夜にして懺悔滅罪、本尊観見に至ったのである。五悔は菩薩の発心、発願の必須条件であると述べたが、この行法の後、日臨は誓願を立てた。その誓願はまさしく、不撓不屈、三世一貫、始終通達せる無上至純の菩提の誓願であり、日臨自らを愈々強靱熾烈ならしめるものであった。さらに、法華經の修行の段階からいけば、結經所明の懺法の次は、四安樂行、衣坐室の三軌となるのであるが、日臨は「自誓」において、自己の誓願を立てる中で、その実践についても述べているのである。

以上のことから、雨畑における行法は五悔の第五の発願に至る懺悔であり、法華經に説かれる修行の過程の中の結經所明の懺法として位置づけられるものであると考えられる。

今述べた「自誓」とは、日臨自作の詩文で、座右の銘として自らをいましめられた自戒の句である。

任重道遠盡願本願 何為攀緣類似瀾猴 自未能安奚能安他

門子親友尚輕蔑天龍誰仰 任重道遠盡願本願 欲澄法水勿弄淤泥

欲伝妙味勿雜微毒 三軌四行語默誓之 任重道遠盡願本願 棄恩入寺背敬入山

病師頻召而不回錫 父母泣慕聞而在遠 誰言知恩奈其罪何 無量生死今方將尽

仏法僧種時將隱没 任重道遠盡願本願<sup>91</sup>

この詩文に年号は書かれていないが、これは、雨畑での行法を終えて身延山へ入ったときに立てたものであろう。

この句は日臨の生涯を知る上で極めて重要であり、日臨のたどらなければならなかった道が余すところなく表れている。

る。よつて、今ここに、本妙庵發行の『本妙日臨上人』の略釈をかりてその内容を示す。

任重くして道遠し、なんぞ本願をかえりみざる。猿のようにあくせくして、自分の安心を得ずして、他人の済度なんぞおぼつかないではないか。近くの弟子親友にすら輕蔑されていて、それでどうして諸天竜神等の敬仰をうけられようぞ。

任重道遠 盍願本願

まことの法水を澄まそうとするには、泥をかきまわしてはならぬはず。醍醐の良薬を伝えようとするのに、微かの毒をもまじえてはならぬ筈。

さればこそ、衣坐室の三軌、身口意誓願の四安樂行の仏誠をいつも警めとし、天台大師の摩訶止観の十乗十境の行法も、日常に敏行し修養して往かう。

任重道遠 盍願本願

すでに世間の恩愛を棄てて寺に入ったのだ。師命にそむいて、この山に來た身だ。病師が頻りに召されても、父母が泣いて慕はれるとは察しても、膝下に居られないのも、この理由なのである。

というと、或は、それでは師親の恩を知るといえようか。不孝の罪は、いくばくかと言はれようか知らぬ。

もつともだ、だが然し、無量劫來の生死輪廻も、今やまさに尽き解脱しようとする時、否、今、末法、三宝の種も隠れ没しようとする時、不肖ながら自分は続種護法の重任に当たろうとする所以。仏祖の照覽にまかそう。

「任重くして道遠し、なんぞ本願を願みざる」

以て自警とする。

「任重道遠 盡願本願」の八字にはいかなる重みがかかっているか。この任・道・本願はまったく別々のものでなければ、必ずしもひとつに限定されるものでもない。だが、その根柢には護法という一貫した精神が流れているのである。任とは護法の重任であり、この重任を果たすために、一切経拜読の願を立てている。書簡中にみられる大願・本誓・本願は一切経の願を指すことが多く、一切経を読み終わらぬうちは、決して父母にも、日啓・日實両師にも会うまいと堅く決心している。

今末法の時、無戒の毒風盛に吹て、正法をくりますすかなしむべき事に候<sup>(8)</sup>

此頃大坂辺など、当家の極理と称し、悪行無さんの義申立る人有之由、浅ましき事に候、梁武の仏法を滅せし事はこれより初まり候、如此義若や天下に流布し候は、云何、野衲護法の志し、勤学のこゝろ実にこゝにあり<sup>(9)</sup>

このような状況において、教えを正すためには、宗祖の教えに少しの毒も交えてはならず、人々を導くためには、まず自己の安心を確立しなければならなかった。護法の志しを抱いたときに、まずなさねばならないのは自行の完成であり、そのために、自己に対して並々ならぬ勤学・修行を課したのであった。「頗有<sup>(10)</sup>自行未<sup>(11)</sup>満<sup>(12)</sup>先<sup>(13)</sup>化他<sup>(14)</sup>者、大抵他<sup>(15)</sup>無<sup>(16)</sup>益亦損<sup>(17)</sup>己<sup>(18)</sup>」というように、自行なき化他は化他にはあらず。宗祖の正義に違えば、地獄に墮せんという強き想いを抱いていた日臨は、一切を顧みずして、先ず自行に打ち込んだのである。

日臨のひたすら自行に打ち込む姿は、日臨の護法の念など知らぬ人々から見れば、まったく自己の悟りのみを求める二乗としか映らなかつた。

野生事を人々二乗根性の様に申候、これは尤の事に候、はじめ申如く草山は宗門の内法事観の妙処をつがながために、世縁をさけてひまを得んが為に、自行を専ら面にして化他は随力演説の分と云はれ候跡を学び候間、表に

は其相をあらわし候へども、底意は護法の心盛んにて候、恐れながら一切経も二家の学問もこれが専一に候へばなり、然れどもそれを表に申せば高慢なりと人に唱られ候が心よからず候故、二乗といはれて打過候<sup>85</sup>

たまたま菩提心を起し候へ共、余り世間うるさく候時は、二乗心に落候て名も形も隠し候心起る人も可有之候、

宗門の先徳にも間々相見へ候、底意は云何にもあれ、さし当りて法の衰微をなげかざれば、二乗と唱らるゝとも一往相聞へ候歟、我等如きものは、唯尊師等の衣を以て覆ひ玉ふを頼み奉るのみに候<sup>86</sup>

しかし、一度日臨の心の内を知ったならば、二乗などと呼び非難することなどできないであろう。ただその志の高さに首を垂れて平伏すばかりである。

これらの決意を抱き、日臨は身延山中において修行に入ったのである。

### 第三節 身延山中における行学

文化十一（一八一四）年、二十二歳の春、檀林を退檀し、雨畑での修行を終えた日臨は、身延山へ移り修学に打ち込んだ。日臨は日啓のもとで出家をし、はじめ正通日旨と名乗っていたが、この頃より本妙という名が見られるようになる。このことについて、「小伝補遺」では「本妙と名乗られたのは、文化十一年二十二歳の春、飯高檀林を退いて身延に赴き、上の山の本妙坊に住せられるゝに及んでのことであるらしい<sup>87</sup>」と述べられている。実際に、書簡における本妙の署名の初出は、文化十一年十月三日の与薩庵書であり、曼荼羅本尊において本妙と最初にみえるのは、文化十一年七月上浣日付の高山半七授与本尊である。また、同年八月五日付の本尊には本妙日旨とある。身延山に入つたのは六月頃であるから、やはりこの地に来てから本妙と名乗られたのであろう。ただ、書簡中最も日付の早い「身

延山中より長谷信徒に與ふる書」(文化十一年六月二十三日付)では、正通の署名となっている。

書簡からわかるように、日臨は自らが居住するところをもって署名となすことが多い。深草平樂庵に居る時は平樂庵と称し、身延波木井の醒悟園に居る時には醒悟園と称する傾向が見られる。よって、本妙坊に住することから本妙と名乗ったと考えるならば、文化十一年身延山に来て初めて本妙と名乗ったとすることが妥当である。しかし、單純にそう考えることには疑問が残る。

『臨全』に載せられる日臨の書簡は、全部で六十九通<sup>(88)</sup>ある。そのうち署名のある書簡は四十三通である。四十三通のうち、江戸のグループである川越屋・薩庵・半七への書状が二十一通、長谷信徒への書が十五通数えられる。ここで注目すべきは、江戸グループへの書状の署名が、一通のみが居住場所の平樂庵で、残りの二十通すべてが本妙であるのに対し、長谷信徒への書状は、十通が居住場所の署名で、残りの五通は、三通が正通、正通本妙と本妙が一通ずつということである。江戸グループに対しては本妙と名乗るが、長谷信徒へは専ら居住場所をもって名乗り、自分の名を書いたとしても正通とするのである。

江戸グループへ出された本妙署名の二十通の書状のうち、身延山からの書状は四通で、残り十六通は、深草・醒悟園においても本妙と名乗っている。江戸グループには見られない正通という署名の年代はばらばらで、文化十一年六月のものが一通、残りの二通は年代が確定はしないが、文化十三年から文政元年のものである。このことから、單純に居住場所によってのみ名を変えているわけではないことは明白である。平樂庵と醒悟園との署名は單にその地にいることを示すもので、その地に限定されるものだが、本妙とは文化十一年から生涯にわたって見られる名なのである(付録・書簡中に見られる署名参照)。

では、なぜこれだけはっきりと、江戸と長谷で署名が異なっているのか。一つ考えられるのは、正通という名を師日啓から受けたということである。日啓はもとも長谷の妙圓寺の住職であり、日臨はその縁により長谷信徒の援助を受け、飯高檀林へ通うことができた。さらに、深草に赴くと同時に、この長谷の地にも訪れるが、深草・能勢に在る間、長谷信徒により実に多くの資助を得ている。よって、日啓から戴いた名を長谷信徒に対しては重んじたのではないか。<sup>88)</sup>だが、日臨がどの様にその署名を使い分けていたのかはわからぬところである。

しかし、そうではあっても、書簡・述作・本尊等から最もよく見られる名は本妙であり、書簡中最後の系年にあたる文政六年五月八日付の「日華上人に答ふる書」でも本妙の署名であるから、日臨が一番重んじた名がこの本妙であったことは間違いないであろう。

諸經典に「名詮自性」という語がみられるが、名は自性を詮するというように、名というものはその人の姿形、またその心境をもあらわすものである。自らの信仰の変化・転機に名を改めることは、往々にして見られることである。日臨においてもそれは例外ではない。日臨にとつての転機は、雨畑での修行であったといえよう。七日七夜における修行で、生きかわる心地のした日臨が、それを契機に名を改めたことは想像に難くない。よって、本妙と名乗ったのは雨畑における修行の後であったと考えたい。<sup>89)</sup>

日臨が本妙と名乗った時期については答えを得たが、ここでさらにもう一つ疑問が生じる。それは、日臨の身延山における修行の地が、はたして上ノ山本妙坊であったのかということである。

日臨の書簡中、この身延山における修行の場所は、「身延山の内閑静なる地を借り」というように、ただ身延山中ということだけを示すのみであって、上ノ山とも本妙坊とも述べていないのである。また、『叢書』巻一に載せられ



る「小伝」にも本妙坊とは出てこない。おそらく、林是幹「本妙日臨上人の研究」<sup>92</sup>においてはじめて上ノ山本妙坊と断定されたのであろう。「小伝補遺」もそこから引用されたものか、先引のように同じく修行場所を上ノ山本妙坊としている。その理由を察するに、本妙と名乗ったことと居住地を関連付けて判断したものと思われる。

しかし、先に考察したように、本妙という名は平楽庵・醒悟園と異なり、その居住地に限定される名ではなく、自分の内面をあらわしたものと見える。単に本妙坊に住したことをもって、本妙と名乗るのであれば、他と同様に本妙坊と名乗っていてもおかしくないのであるが、それはみられない。よって、林是幹「本妙日臨上人の研究」以降、日臨は本妙坊において修行をしたとされているが、その確たる証拠はないのである。

日臨は、文化十二年の冬に身延から深草に移るのであるが、『叢書』巻一に載せられる「遺物現在目録」には、この年に信者に対して授与された本尊が七幅確認されている。また、今回、文政丁丑とされている依田助右衛門授与本尊（資料四）も文化十二年のものであることがわかった。よって、文化十二年の本尊は八幅あるわけであるが、このうち、助右衛門と茂兵衛に授与された本尊（資料五）を確認することができた。それらを見ると、どちらも文化十二年十一月の日付で、日臨が身延を去るときに授与されたものであることがわかる。これら八幅の本尊の授与者を見ると、みな波木井に住む者であって、後の醒悟園時代においても外護者となっている者たちなのである。波木井の人々との縁は、醒悟園において初めて結ばれたのではなく、早くもこのときに関係を築いていたのであった。そしてこれは、身延山中における修行の中で、日臨が波木井の人々に大いに世話になり、深い関係を持っていたことを示すものである。

したがって、これらのことからその場所を確定することはできないが、波木井の山中か、極めて波木井に近いこと

ろにおいて、日臨は修行を行ったのではなかったかと考えられるのである。<sup>93</sup>

よって、従来考えられていた本妙坊における修行という可能性は極めて低くなる訳であるが、日臨修行の地とされてきた本妙坊とはいかなるところであったか。

身延山三十六世日潮代（一七三六〜四四）の『身延山図経』には本妙坊の名は見られないが、明治二十五年六月十日脱稿の『身延山坊跡録』<sup>94</sup>では、本妙坊について、古過去帳に「延宝九年上ノ山長閑道人草庵常住」と記してあるという。延宝九（一六八一）年であるから、『図経』には名が載せられてはいないが、その頃にはすでに庵として存在していた。『坊跡録』から本妙坊の歴代をみると、開基は道樹院日証で文祿四（一六九一）年六月十七日に遷化する。日潮代には庵として存在し、第三世本妙院日通<sup>95</sup>（安永八年遷化）の頃坊跡となるかという。第五世平等院日恵の代に再建され、以降明治七（一八七四）年十二月、坊舎廃合により久遠寺に撰入され、翌八年焼失するまで、上ノ山の地に存した。第四世の実相院日相は、天明八（一七八八）年八月二十六日に遷化する。第五世の日恵は、天保三（一八三二）年六月二十六日に遷化するまで、当坊に在住四十二年とある。また、第六世以順院日信は嘉永六（一八五三）年に遷化している。

日臨身延山滞在時（文化十一〜十二）の本妙坊の歴代を考えるに、『坊跡録』より五世日恵は過去帳を寛政九（一七七七）年に改めていることがわかる。よって、日恵は寛政九年をまたいで前後四十年間は本妙坊にいるわけである。日恵は林蔵坊の二十三世も務めているが、林蔵坊の二十四世以明院日長は、文化十（一八一三）年に遷化している。<sup>96</sup>このことから、日恵は文化十年より前、さらに寛政九年以前に林蔵坊の歴代を務めていたことがわかる。よって、日臨身延山滞在時に本妙坊の住持であったのは、第五世日恵ではなかったかと思われる。

しかし、『坊跡録』にある本妙坊の説明の中で、日臨はまったく出てこない。また、日臨の書簡中にも、日恵や本妙坊の名は一切見られないのである。

『坊跡録』には、各坊の説明の後に「名僧部」が載せられている。この名僧部は学匠、高名の師、道念堅固の師、詩文章に達した師、能筆、身延山内勲功の師、後世感応利益の師を集めたもので、全部で三十八人の先師の名が挙げられている。ただ、決して完全なものではなく、「もし遺漏あらば増補せよ」との旨が書かれている<sup>27)</sup>。この名僧部に日臨も名を列ねているのだが、そこには、

本妙日臨和尚 文政六癸未九月十七日 晴師、弟子当山<sup>三</sup>居後<sup>ニ</sup>波木井江移<sup>ル</sup> 水戸請<sup>ニ</sup>応而<sup>三</sup>味堂講<sup>ス</sup> 同所而化<sup>也</sup>

とある。晴師とは後に身延山第五十六世（在位文政八年十月十日〜文政九年九月八日）となる太裕院日晴のことである。日臨が日晴の弟子であったという事実はない。だが、この坊跡録が書かれたのが、日臨滅後約六十年であり、まだ日臨を知るものが存する中で、そのように書かれたことは、見る者をして両者に師弟関係と思わせるだけの密接な関係があったことを示すものである。実際、後年日臨が自らの弟子を日晴の附弟とするなど、両者に深い関係があったのは確かである。この日臨と日晴の関係については後で触れることとする。

身延山中での生活は、文化十一年の春に飯高を退檀した後から、文化十二年の冬深草瑞光寺に移るまでの足掛け二年であるが、日臨はこの地で行学の二道に邁進していった。初めの一年程は、一切経も祖書綱要も借りることが出来、恵まれた環境の中で行学に打ち込むことができた。しかし、日臨の清浄にして妥協を許さぬ信行生活は、次第に身延山内の宗徒から異端視されるようになり、安住することを得ずして深草瑞光寺に移るのである。

#### 第四節 深草・能勢における行学

文化十二(一八一五)年十一月に、身延の地を出立し、深草に着いた日臨は、瑞光寺内の知足庵に入り、翌十三年には平楽庵に移っている。また、瑞光寺<sup>99)</sup>に着くとほぼ同時、年の明ける前に、大阪府豊能郡能勢町長谷の地へも訪れている<sup>100)</sup>。

拙子共無事に深草平楽庵に勤学仕候、身延を出候節は本意なき事に存候ひしか、又此方にては、身延よりも書もつは自在にて一切経蔵も有之、世事は無<sup>レ</sup>之、大抵存分に候、此分にては蔵經通覽の大願も相とげ可<sup>レ</sup>申歟、内々よろこび候、但し大願故には魔障は甚だ多き事に候、此かんなんは、仏法の為に生命を高祖にさし上候身に候へば、あへて恐れ不申候へ共、凡夫の事故、ややもすればあさむきやすく、但偏に仏祖の加護を頼み奉り候<sup>101)</sup>。この書状は、文化十三年三月四日に、朝田薩庵に宛てられたものである。身延を離れる事はまったく不本意であった。だが、この度の身延退出を、一切経拜読という大願ゆえの魔障と捉え、深草の地における大願成就に志しを新たにするのであった。「仏法の為に生命を高祖にさし上候身に候」という文には、日臨のいかなる気持ちか込められているようか。

日臨が深草の地へ来た理由は二つある。ひとつは、「元政上人の風儀をしたい候て草山に隠居仕候<sup>102)</sup>」というようにかねてから私淑していた元政の遺跡において、その遺風を目の当りにしようとしたことである。もうひとつは、師日啓の旧住地で、檀林入檀當時から援助を受けている能勢長谷の信徒を頼つてのことであった。

深草瑞光寺に到着してはじめに入った知足庵は、元政の弟子であった四条中納言公理の子である日勝が住していた

ところで、明暦二（一六五六）年春に建立されたといふ。

後に移る平楽庵について、「小伝補遺」には次のように記されている。

平楽庵は瑞光寺仏殿の左側、竹林の中に往昔存した一庵で、草山の古記録には次の如くある。「平楽庵、京都の書肆村上某、其の祖先の爲に之を卜築す。且つ衣鉢の資を供し毎日僧をして妙経一部を誦誦せしむ。今に絶えず。本妙和尚平楽庵宗信に薦むる呪願の文に云く。茲歳元禄乙亥四月四日正当三十三回忌辰歿後以来転経相統て今既に一萬部に満つ」。

平楽庵宗信は、現在京都で仏教関係の書籍を発行している「平楽寺書店」を開いた村上家の元祖で、寛文三（一六六三）年四月四日に歿している。冠賢一「日蓮宗出版書における寛文期の意義」では、書肆村上勘兵衛家の発展を論じるなかで、平楽庵の成立、また、元政と村上家との関係について説明しているが、本論文に載せられている『平楽寺略系譜』には、

宗信居士草山瑞光寺ノ林中江菴ヲ結ヒ名ニ平楽庵ト于レ茲宗信入道シテ菴中ニ住ス、于時此菴ヲ結以來一僧ヲシテ一日ニ妙経一部ヲ読セシム

とある。村上家には日臨が深草を離れ、身延出立の際に授与されたと思われる文政三年三月付の本尊が伝わっており、両者に関係があったことは間違いないであろうと思われる。

日臨は深草から能勢の長谷へ度々訪れている。能勢地方は、もと真言宗の支配する地であったが、領主能勢撰津守頼次が寂照院日乾に帰依し、さらに重臣、一族の協力、外護によって能勢一円が法華となり、後世「能勢法華」と呼ばれるに至っている。頼次が隱居する元和七（一六二一）年までの約二十年間に、真言宗寺院のほとんどが改宗され、

二十か寺に及ぶ日蓮宗寺院が創設され、法華一宗をもって他を圧倒するところとなった。<sup>(85)</sup>

長谷は能勢の地の西側に位置し、兵庫県との県境に当たる集落である。音馬の調査によると、この長谷部落は、全村多田源氏の末孫と伝えられ、静に稲を作り、粟を拾って、豊かな生活を続けて居り、殊に領主能勢氏が日乾上人帰依以来、能勢大いに伸張して全村挙げて法華を信じ、世に長谷の堅法華とうたわれているという。当時の深草からの道程を考えると、老の坂を越えて丹波街道を亀岡から入ると、南下して摂津の三島から能勢へ入るとの二道があるようだが、いずれの道も里数十余里と推定され、よほど朝早く深草を出発しても、夜分にならなければ着き難いという。<sup>(86)</sup>

檀林を退檀してから、日臨は常に一人で行動をしていたわけではない。日臨に共鳴し、江戸から日臨に随従して共に修行をしてきた同志に、少なくとも前説、行全、博濟の三名がいる。<sup>(87)</sup>二十二歳という若さで弟子を得た日臨は、弟子を弟子として扱うことはなく、同志として遇したという。平楽庵に来たばかりの頃は、先引のように「身延よりも書もつは自在にて一切経蔵も有之、世事用は無<sub>レ</sub>之、大抵存分に候、此分にては蔵経通覧の大願も相とげ可<sub>レ</sub>申敷と、内々よろこび候」と、大麥恵まれた環境での生活を送っていた。だが、やがて瑞光寺のつとめと次第に多くなる弟子によって、自行に支障が出るようになっていった。

当庵書籍は沢山有之候得共、多勢にて勤学の隙なく殊ニ遁世が癖になり、世事の気がね最難<sub>二</sub>存候<sup>(88)</sup>

此節城外伏見深草瑞光寺内平楽庵と申学寮に罷在候、至て静にてよろしく候へ共、たく鉢と瑞光寺のつとめにて、学問のひま少く候て、本意なく存候、経に云く猶多怨嫉況滅度後、まことに不<sub>レ</sub>空、後生彌々たのもしく候<sup>(89)</sup>

扱又私事うまれつきいそがしき事をいとひ候処、只今でし共五六輩これあり、此もの共に教示と申し、自身のつ

とめと申し心力もつかれ候ゆへ、草石の中このもしく候て、おりおり此地へ入来申候<sup>(11)</sup>

日臨は深草での修行中、平楽庵と長谷の地を幾度となく往来するのであるが、この時は専ら弟子たちを平楽庵において一人で行動することが多い。それは大勢の弟子に囲まれた平楽庵では、為すことが困難な修学・修行を長谷の地で為すためであったからである。ここで引用した「おりおり此地へ入来申候」とは、能勢の金井道場をさすものであるが、この書状の中で、この地に来た理由について

此たび私参り候事は少し心願有之、一字三禮の妙経要文書写仕候処、草山二ハ弟子共大ぜいにてさわがしく候間、此地へ入来仕候<sup>(12)</sup>

と述べている。これに代表されるように、深草の環境では困難な行を修めるために、度々能勢を訪れたのであった。能勢の地における修行場所は、先のように金井道場であった。金井道場はもともとその地にあった清徴庵のことをさし、金井という場所にあることから金井道場と呼んだものである。「小伝補遺」の説明をかりると、

長谷村落の北方、金井の山中字寺屋敷の地に、もと真言宗寺院の址で清徴庵と呼ぶ廃屋があり、猶雨露をしのぐには足り、近くに一すぢの溪流の水清らかなるあつて炊爨の便にもよいので、こゝを村人より借りて住はるゝ事になつた。今其地相を検するに、三方鬱蒼たる山を以て囲まれ、東方僅かに開けて陽光を拝し得べく、人跡到らず一鳥啼かず、まことに獨在空閑処、寂寞無人声、誦誦此經典の境と云ふべきである<sup>(13)</sup>

たとえ書物はたくさんあつても、勤学に打ち込むことができない環境から離れて、金井に来ては自行に専念し、数日あるいは数十日を過ごしては、また深草に帰つたのである。したがって、文化十三年初夏に著された『三大秘法之辯』の草稿もこの清徴庵にて書かれ、文政元年四月八日に自誓受戒したのもこの地であつたのである。

このように、世事を避けて自行のために山に入る日臨の修行を、人々は二乗として非難した。しかし、そこには護法の念が絶えず存在したことは既に述べたところである。その際に左の文を引いたが、ここに見られるように、専ら自行を表にするとはいっても、決して化他がないわけではなかった。自らの力の及ぶ限りは、人々を導いていったのである。

はじめ申如く草山は宗門の内法事観の妙処をつがため、世縁をさけてひまを得んが為に、自行を専ら面にして化他は随力演説の分と云はれ候跡を学び候間、表には其相をあらわし候へども、底意は護法の心盛んにて候(世)いつから日臨が元政を慕っていたかは定かではないが、この随力演説の心は、身延山中における修行の中ですでに見ることができ。

中々人を教ゆるやうなる身にてはなく候へ共、随力演説のコ、ロニテ候、しらぬ事はいくらもあるべし、知りたる事はおしへ申べし(世)

これは、身延山中から川越屋外二に与えられた文化十二年正月五日付の書状である。元政の学風を習い、「自行を専ら面にして化他は随力演説の分」とした日臨であったが、化他の面においても、二乗といわれるにはまったくあたらない極めて大きな成果を挙げている。

まず、深草・能勢に來る前の日臨の行跡を見るに、身延山中における修行時代から、薩庵を中心とする江戸のグループには欠かさず手紙を送り、法門を説き、人々に信心を勧めている。薩庵が日臨の化導により出家したことは先に述べたが、薩庵のほかにも、江戸から日臨の弟子として出家した者が出ている。また、身延山中で世話になった波木井の人々に対しても、教化を行い、信心を増益させたことが、与えられた八幅の本尊から知ることができる。波木井の



信者の中からも、日臨の弟子として出家した者がいるのである。江戸・波木井の信者へは能勢の地からも勤学の合間を縫っては書状が送られていた。<sup>(11)</sup>

能勢の長谷においては、世事を離れて自行に専念するために深草から来るとはいえ、苦しんでいる者がいれば、それを見捨てることはなかった。文化十四年六月には雨が降らなくて苦しんでいる長谷の人々に交わって、雨乞いの祈願をし、忽ちに効験を得ている。<sup>(12)</sup>

長谷には三十人弱の信者がいたが、その中心は中上善右衛門であった。この家はもと京都の出で、いつ頃よりかは今不明であるが、この村に居住して代々寺子屋を営み、徳望の高い家柄であった。村内において数少ない文字のある者として、自然日臨の信頼を得るところとなり、消息のほとんどが同氏に宛てられ、同氏の口を通じて一切のことが村民信徒中に伝えられていた。文政三年九月二十一日に長谷村御信者中に宛てられた書簡には

万事をかたわら二して先ツ仏道をはげむべし、此書五六へん中上二講釈させて御持ちあるべく候、兎角打よるた  
びたび八人世間のむだばなしをやめ二して、中上二御書をよませて信心二聴聞可然候、御書ハ法華題目抄身延鈔  
持法華問答鈔等宜しき二随ふへく候<sup>(13)</sup>

とあることから、日臨の中上氏に対する篤き信頼と同氏の学解の高さが窺える。もともと村全体が法華信仰をしていたわけであるが、日臨の化導によって、信仰心はさらに堅固となり、この長谷からも、潮音・潮光という出家者が出て、日臨の弟子となっているのである。

さらに深草においては、先に示したように、瑞光寺の勤めと托鉢の中、弟子への教示にも時間を割いている。また、「格別志のものには、京檀林にても、当山にても申談じて修学をもち、め候<sup>(14)</sup>」というように、自らの弟子のみならず、

志高く道を求めている者に対しては、力を注ぐことを惜しまなかった。

この格別志のものの中に堯山がいた。堯山日輝、後に近世日蓮宗学の大成者と称揚される優陀那日輝である。当時堯山は、山科檀林にて修学のため上京していたが、日臨同様檀林の学风に飽き足らず、自ら道を求めていた。その折に、深草にいる日臨の噂を聞かや、その会下に参じ、日臨に師事するに至るのである。堯山は野口寛左衛門に宛てた書において、日臨について次のように述べている。

法友宜応法師本妙尊之妙説美談を伝得て毎日談論ニ及候故中々業深而信心増進致候也、本妙尊之説仏祖之底意ニかなひ申べき事のみにて落涙致候事も多々御座候<sup>(註)</sup>

堯山はこの後、醒悟園にも訪れ、日臨の下で宗義の奥旨を探り、祖意の深義を究めていった。堯山はさらに道を求めて関東に遊学したが、日臨以上の求むべき師は居らず、加賀に帰り、日臨の遺風に倣い、行学の二道に励んだのであった。望月敏厚が指摘されているように、堯山の学系は日臨より直接の伝承を主流としているのである。<sup>(註)</sup>

日臨の化導の行実の一端を見てきたわけであるが、これらの成果から日臨に対する二乗という批判がまったく的外れなことがわかるであろう。護法の為に自行の完成を第一としながらも、恩ある人、縁のある人に対しては、自らの力に応じて精一杯の教化をしていたのである。

かくして、自行を表に、化他は随力演説の心で、行学の二道に励んできた日臨であったが、檀林退檀以来、自らに課した昼夜常精進止暇断眠の生活は、もとより病弱であった日臨の体を次第に蝕んでいった。

野生事寒の中りにて四十日床二付大二難洪致し候、漸く先月廿八日二床をあげ申候、其後ハ病ミ申さざる時よりも段々たつしや二相成候様二覚工候、大二歡喜仕候、大方来年ハもとの様ニたつしや二もなり可申かと空ら待ち

## 致し居候<sup>13)</sup>

これは、文化十四年十一月五日に、中上善右衛門に宛てられた書状である。日臨は九月半ば過ぎより、四十日間も寝込んでいたのである。来年はもとのように達者になろうかと、病氣の回復を待ち望んでいるが、これ以降常に病を抱え、死を身近な存在として捉えながら修行に励んでいる。文化十四年九月の薩庵への書状には、「野生気分あしき事、両親へ御伝へ御無用願上候（中略）野生杯も長活はあるましと存候<sup>14)</sup>」と述べ、文政三年六月の書簡では「今日は野生痾病の三日目にて臥内に認め候（中略）野生のみならず法器のものも有<sup>15)</sup>之候へ共、同じく身体堅固ならず候（中略）此にて二三月も過候はゞ、身命氣力も無<sup>16)</sup>覚束<sup>17)</sup>氣持も候<sup>18)</sup>」と語っているのである。

文化十四年の大病を乗り越えた日臨は、翌文政元年四月八日に、能勢金井道場清徴庵において自誓受戒の大相を整えるのである。

## 第五節 阿毘縁山行

日臨は文政元（一八一八）年四月八日、西能勢金井道場にて自誓受戒を行った。自誓受戒とは、大乘の菩薩戒を受けようとして戒師がいない時、仏前において自ら誓って大戒を受けることであるが、日臨の受戒は特に本門自誓受戒であった。「本門自誓受戒」という語は、『祖書綱要』の「本迹二門円戒異相章」において、自誓受戒の迹門と本門の別意が強調される中で始めて見出されるという<sup>19)</sup>。先述のように、日臨は綱要から強い影響を受けていたから、この綱要の「本門自誓受戒」の宗学的理論と、草山元政の行法を継承して、自らの儀相を整え、自誓受戒を行ったのであった。翌文政二年四月七日には、『本門自誓受戒作法草案<sup>20)</sup>』を著し、日遠や元政等の先師の諸説をあげ、受戒の日時・

作法・廻向文等を具体的に述べ、この草案を弟子の行全・黄耆に与えている。

西能勢金井道場にて自誓受戒をした後、深草に戻った日臨は、急遽白州阿毘縁解脱寺へと旅立った。それは、自らが修学に打ち込めない環境であったこともあるが、「草山などは実に昔の影もなき事に候へ」と言うように、元政の頃とはあまりに異なった草山の気風に耐えかねたからである。もはやそこには元政の思想を汲み、共に本化の道を歩む同志はいなかった。文政元年五月、日臨に随行した惠正が長谷信徒に贈った書状から、当時の状況が察せられる。

野子義正通同道仕、草山へ来り候所、白州阿毘縁解脱寺へ急ニ出立仕候（中略）一庵室之人ノ義ハ深草ニもしかるべき仁これなく候間其御地ニテ宜御頼申上候、二三年之内ニハ帰旅仕候間、其節又々万端御頼申上候、解脱寺住寺仕極信心ノ方ニテ、万事世話なされ候間大キニあと仕り修学仕候。

白州阿毘縁解脱寺は、現在の鳥取県日野郡日南町阿毘縁にある法要山解脱寺で、通称「あびれさん」と呼ばれている。慶安三（一六五〇）年五月の創立で、開山は通天院日感（元禄十三年四月十一日寂）である。文政元年当時の住職は第十二世澄心院日淳で、「夙に草山に学ぶこと十五年に及び、志を同じふする上に学徳円備の誉、当時山陰道を庄していたので、律師が宗門の崩壊を未到に防がんとせられた点で、意気投合したものであらう」と「小伝補遺」では述べられている。また、これに関して当寺二十一世薩解院日運は次のように述べている。

先師本妙律師は御在世中弊寺に半歳余り御滞留相成候事は古老の今に人口に膾炙する処に御座候。当寺吾山十二代澄心院日淳師在住中にして、師又草山流の一人にして、当山の中興なると共に、三十年間の在職中寺門の経営に力を尽し、一方学徒を教養し、自らは五辛を禁め、律僧の名高く雲、伯二国の惠能字法縁頭たり、当時それよりもエライ人（俗に学徳兼備の人）来られ居り、共に山内に檀林を設けんとて、三間に十一間の寮を新築せり。

然るに突如として、右のエライ人去られし故、其儘話は中止に相成候由、村老の語に御座候。別紙の御経・本尊等の年次に依り察するに、文政元年秋頃より同二年春にかけて雪中越年なされしものと存候。<sup>13)</sup>

日臨は日淳と共に檀林を設立しようとしたというが、その目的があったかどうかはわからない。ただ、草山の風が恋しくなった中で、志を同じくし、学徳兼備で替れ高い日淳を慕って、阿毘縁へ赴いたものであると思われる。

日臨の滞在期間であるが、日運は、日臨が弟子恵正等と共に阿毘縁に行ったのは「文政元年秋頃より同二年春にかけて雪中越年なされしものと存候」というが、実際には文政元年の冬には深草へ戻っている。<sup>14)</sup> 日臨の阿毘縁行きが文政元年五月頃であるから、滞在期間は約半年となり、この点は日運の記述と一致する。先引の「恵正師より長谷釈迦講中へ贈る書」では、恵正は「二三年之内ニハ帰旅仕候間」と述べている。当初は二、三年もいるつもりであったのだが、わずか半年にして帰路に着いたのである。

阿毘縁退出の理由を日臨は「伯州不契二付」<sup>15)</sup>とのみ述べている。では「不契」とは何か。この二字のみからは、よくわかってこないが、およそ日臨が居住の地を移すのは、その場所が修学に専念することに支障がでたことによるものである。よって、この度の地も自らの意に叶わなかったのであろう。熱き想いと期待を持って訪れた地であったが、日臨の望む環境ではなかったとみえる。文政元年の冬、深草に戻った日臨から長谷信徒に与えられた書状には、「長々之虚勞にて修学も久敷退廃、尤以苦惱二候」<sup>16)</sup>とあり、ここからも阿毘縁で修学に打ち込めず、苦しみ悩んだ日臨の姿が窺えるのである。

深草に戻った日臨を待っていたのは、師日啓遷化の知らせであった。日臨は文化十年以来五年間、師の尊容を拝していない。<sup>17)</sup> だが、来年の春には今までのことは一切顧みず、師の元を訪れ、胸の内をすべて告白しようと決心してい

た。しかし、その願いも叶うことはなかったのであった。

然るハ野生師範死去之事、真ニ残念御推察可被下候、是非共来春ハ一切之義理をも不顧相下り候て、面謁之上心中の萬緒可申伸と設候處、今生之縁浅くして其義不遂、何共思収難く候、但し野生三度之書翰之中、二通ハ相達し候事、愁中之幸と可申候、是を以テ思フニ江戸の師僧父母も、又又此度の如くなるべしと思ひ候へハ悲しく存候、何の日歎本願を達し婦関可申哉、長々之虚勞ニテ修学も久敷退廢、尤以苦惱ニ候、乍然是を力ニ彌々道業を可勤与存候、右ニ付先ツ下関之了簡相止メ、霞谷ニ自庵を建立致し候て、三五年も勤学と決心し、即此節大方木組等相成申候<sup>(11)</sup>

ここからも日啓に対する悲痛な思いが察せられる。そしてさらに、もう一人の師日實、また年老いた父母に対して同様の危惧を抱き、改めて本願達成のために氣を引き締めるのである。阿毘縁から戻った後、日啓に会う目的もあって関東に下るつもりでいたが、その師の死去を受け、また庵主達の懇請もあって、再び深草の地に本願を達成することを決心したのであった。

文政元年の冬深草に戻ってきた日臨は、早速霞谷に自庵の建立に取り掛かった。そもそも阿毘縁に赴いたのがこの地において修学に専念することが困難であったからであるから、平楽庵にとどまることはできなかった。草山庵主・立本寺日延<sup>(12)</sup>の助力もあって、翌文政二年正月に自庵は完成しそこへ移った。この庵建立について日臨は左のように述べている。

然ハ野生事伯州不契ニ付、関東へ相下ル積りニテ候処、菴主達而留られ候ニ付、草山瑞光寺も余り静ニも無之候間、霞谷へ菴を立申候、是ハ則チ元政上人之閑居竹葉庵ニテ候、先かりニ再興致し候<sup>(13)</sup>

## 第六節 醒悟園における行学

日臨が、三年も五年も勤学しよう決心して、再興した竹葉庵にいたのは、わずか一年であった。文政三（一八二〇）年三月七日には、深草を出発し、同月二十八日に身延山へ到着している。

此節之草山の風、野生の心には叶不申候故、延山へ帰候、且草山開祖の立意は、宗門の表をば諸山之官僧に任て、草山之一派は宗門の内法を相統する意にて候、是を表具の表莊嚴とら打とに譬られて候。

もはや元政の意とはかけ離れた現在の深草にすることに、日臨は耐えることができなかった。中山道の駅路を三人の同志と共に、托鉢同様にて身延へ再び戻ってきた日臨は、波木井の山中大神久保（現本妙庵所在地）といわれるところに入った。この山中、下から十二町ほど登ったところにひとつの庵がある。そこはもともと弟子の信浄が自分の隠居のために建てようとしたものであった。

又只今居候庵は、野生剃髮の弟子信浄と申もの、自身の隠居処と申して発起致し、其まゝ死去致し候を、其兄孫七心を尽くして遺言を守り、村中の人をすゝめて出来候隠居にて候。

檀林を退檀してから七年間、自らの進退については一切他からの干渉を拒んできた日臨であったが、この度は孫七を中心とする身延波木井の信徒達の要請を受けたものとみえる。村人たちによって作られた庵に招き入れられた。

孫七とは遠藤孫七のことで、波木井に住むことから書簡中波木井孫七と呼ばれることが多い。日臨が長谷信徒に与えた書状に、「此方へ書状御出し候ハ、京飛脚屋より東海道岩淵三度屋儀左衛門迄中封ハ疊や」とはり番致し波木井孫七迄と頼み書致し候へ者無相違相届申候」とあることから、孫七はこの地において、名の知れた者であったと

思われる。伝承によると、孫七はもと船夫を生業とする無頼漢であった。当時富士川は日々千艘を浮かせて殆んど絶えることがないというほど、舟の往来が盛んであった。そのために波木井近郷は水夫の巢窟として、一つの賭博場と化していた。孫七もそこへ交わって賭博を行っていたわけであるが、日臨の徳行により先非を改め、大外護者になったという。

同年四月八日、釈尊降誕日を祝して、この庵を醒悟園と名づけた。「竊ニ名<sub>ル</sub>以<sub>テ</sub>醒悟園<sub>ヲ</sub>、所<sub>レ</sub>願醒<sub>ニ</sub>悟<sub>ニ</sub>テ無始<sub>ノ</sub>三毒<sub>ヲ</sub>、面<sub>ニ</sub>見<sub>セシ</sub>本有<sub>ノ</sub>三佛<sub>ニ</sub>矣<sub>」</sub>（<sup>16</sup>）という想いから、法華経如来寿量品第十六の「心遂醒悟」の文句を以て、醒悟園と称したのである。現在醒悟園は、本妙庵として親しまれているが、日臨以降、日臨の碩学高德の遺風を敬慕し、祭禮を営み、また日臨の高風を慕いて遠近より庵室を訪れる者、あるいは日臨在りし日の風貌を思つて感奮し道に精進する者、その数を知らず、誠にその遺跡環境は後世の道に志す者と然らざるとを問わず、感化教化の至大なる得がたき道場であった。しかるに、昭和八年当時在任の祖山学院の学生の不注意により、この得がたき聖庵は、惜しくも烏有に帰してしまつた。今その地に存するのは、焼失の翌年、昭和九年に再建されたものである。

日臨が身延山東隅の醒悟園に入った当初、身延山中では、行学兼備・持律持戒の日臨が異流を立て、身延を擾乱しようとする弟子を三十人も引き連れて、上方より下つてきたと大いに驚いたという。だが、実際は日臨とその弟子三人のみであり、波木井の山中にて修行、一切経の拜読に励むための入山であつた。

然るに世間之噂さを承り候へば、野生が沙汰を事大きく致候由、御氣之毒に存じ、或は上方より三十人程にて下りたると申、然るに野生は四人にて形も常之まゝにて、鉄鉢錫杖も所持致候はず、又本より無之候、やうやう二十一日目にたくはつ同様に身延山へ着致候、或は異流を建立せんがために一切経を讀と申す、然るに是れは野



生本よりの願望にて、一切経拜見畢らざる中は、江戸へ出まじき由申せし故、本願にまかせて経蔵拜見致し候<sup>(18)</sup>。このような状況であったから、一切経を借りることも困難であったが、日臨の努力により、次第に「檀林にても一切経並びに書籍をも貸しくれ、塔中も悪しく思ふものは甚だ少き様に候<sup>(19)</sup>」となつていった。そして、文政五年には、横須賀問答に際して、西谷檀林側の懇請により、『佛海微瀾』を著すに至つてゐる。

横須賀問答とは、文政五（一八二二）年六月二十七日遠州横砂の城下、日蓮宗妙龍寺において、同寺の徒弟にして西谷檀林の学徒隆稟と真宗林正寺住職了慶との間に起きた問答対論の記録を、隆稟が「問答抄」と題して世の中に公表するや、これに対して同所の真宗大谷派長圓寺の住職権律師大靈が、「問答抄裂邪網」一卷を書して、「問答抄」を破したことによつて起こつた真宗对本宗の論争である。この横須賀問答で日臨は「延嶺西谷負笈沙門海周」の名を以て、『佛海微瀾』一卷を著して、「邪裂網」を破斥したのである。『佛海微瀾』について、「小伝」には次のように述べられている。

佛海微瀾は、律師が西谷学徒隆稟に代りて、大谷派権律師大靈なるものと、問答論難せるもの、法論は遠州横須賀にて行はれ、論難數次容易に決せざりしが、佛海微瀾出づるに及び、大靈遂に屈せしと云ふ<sup>(20)</sup>。

横須賀問答における日臨の行跡を後世に伝えんとして、弘化三（一八四六）年に記された「刻佛海微瀾序」には、  
文政壬午、自他<sup>ノ</sup>両宗論<sup>ニ</sup>法<sup>ヲ</sup>于遠州横須賀<sup>ニ</sup>、其書非<sup>レ</sup>一此乃其一<sup>ニ</sup>而<sup>シテ</sup>出<sup>ル</sup>于本妙日臨律師之手<sup>ニ</sup>者也（中略）  
固<sup>ヨリ</sup>非<sup>ル</sup>可<sup>ク</sup>下<sup>キ</sup>謝<sup>ス</sup>々然<sup>トシテ</sup>好<sup>テ</sup>争<sup>ヲ</sup>辯<sup>ヲ</sup>而<sup>シテ</sup>求<sup>ム</sup>名<sup>ヲ</sup>於世<sup>ニ</sup>者<sup>也</sup>、但因<sup>テ</sup>人<sup>之</sup>懇請<sup>不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>已<sup>ラ</sup>而<sup>シテ</sup>有<sup>ル</sup>此著<sup>一</sup>也、故<sup>ニ</sup>如<sup>キ</sup>選号<sup>ノ</sup>則<sup>チ</sup>飯<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>於延山巽<sup>ノ</sup>都講師<sup>ニ</sup>、其情実可<sup>ク</sup>見<sup>ル</sup>矣<sup>(21)</sup>。</sup>

とある。日臨は「表具のうら打」としての生き方を選んだ者であるから、護法のために力を貸すことを拒みはしなかつ

たが、自らの名を出すことは避けたのである。それにしても、西谷檀林学徒と真宗の間に起こった論争を、以前には異端視して蔑んだ日臨に頼むということは、もはや檀林には頼むべき仁も無く、手に終えなくなったことを示すものであり、また同時に、日臨の学識がいかに高かったかを物語るものである。それはまさに、「宏才博識、多聞強記、学業兼備、寔<sub>レ</sub>黎庶之慧灯、叔世之津筏也」<sup>(15)</sup>と称されるにふさわしいといえよう。

このようにして、身延における日臨の見方は当初とは全く異なり、障りなく自らの修行に専念することが可能になっていったのであった。

日臨は雨畑での修行の後、一切経拜読の願を立てたが、文政三年六月二日の時点において、その進み具合を「一切経も草山より読はじめ候て、大般若大集経等七分一は相済候、已後三四年には拜見相済候べくと存候」<sup>(16)</sup>と述べ、文政四年あるいは五年の正月には「此節は華嚴経をかり候て読候、二月中旬迄に八十巻よみつくすべき候」<sup>(17)</sup>といっている。自ら立てた願の成就に確実に進んでいき、醒悟園においての実現を期するのであった。

日臨が一切経の願を立てた理由、また一切経を読み終わらぬうちは、江戸・八幡山の日實・日啓両師にも、両親にも、会うまいと堅く決心していたことは、すでに述べたところである。だが、日啓には三通の書状を贈るも、ついに再会することなく先立たれた。日實に関しては、檀林退檀時に、再三にわたる飯高勤檀の忠告を断つたことによって、それを檀林と自らに対する叛逆と捉えられ、実に文政五年に至るまでの八年間、勘気を蒙っていた<sup>(18)</sup>。檀林退檀以来、日臨は日實の不興に頭を悩ませ、人伝いではあるが常に日實の誤解を解こうと配慮していた。自ら江戸へ下り直接会って話をするのが、最良の方法とは知りながらも、一切経拜読の願を途中にして江戸表へ出ることは、日臨自身が許さなかったのである。

下谷にても于今御立腹のよし、野生不埒之事故、御尤之事に候（中略）惣じてケ様の事御目にかゝり候はざれば、其義明白に相なりがたく候故、忍んで一度江戸へ出、下谷へ参り、くわしく申上べくと、両三度存候へ共、本誓を中途に破候事、下劣にも妄語にも有之と存、断じて思ひやみ候（中略）又檀林を蔑に致すと申事、是は野生一向昔より申さぬ事に候上、兼て御妄説起こるべしと察し候間、所々に檀林をば讚嘆致候、且又野生弟子潮音と申者一人、西谷檀林へ差出当年新説相濟候、其余の者も都合さへ宜敷候へば勤檀の存寄有之候へ共、自力にては資縁立難く、人に随へば修学自在ならず候故、是非なく相ひかへ有之候<sup>113</sup>。

ここから日實の勘気が、日臨が檀林を軽蔑したことによるものであることがわかる。しかし、それは日實の誤解であつて、軽蔑するどころか所々で讚嘆してきたことを明かしている。また、日臨が実際に、自分の弟子潮音を西谷檀林に入れていたことから、檀林を否定していないことがわかる。

潮音は、長谷の出身で、文政元年にはすでに出家をしているが、この頃潮音はまだ初心の者で、日臨のもとで三年ほどは学問をするように誠められている。

潮音事廿一日之間断食之行はしめ候由、珍しからぬ事随分こゝろざしハ宜敷候へ共、一向之初心一分之観力もなきニ、断食とハ埒もなき事、先々一通り修学致して後之得道を願ふ時の事也、但し仏祖之擁護を祈る積りニ候ハ、外ニ苦行も有之事也、殊ニ両親之見る前ニて断食とハ且ハ不孝なるべし、早速相止メ此方へ来り候て、行法之致し方なととくと聞合、其上ニて如何ニも致すへき事ニて候、右ニ付相止メ遣し候間、各方も其趣ニて御斗ひ願上候、先今両三年学問致し候て後よき様ニ相斗ひ可遣候<sup>114</sup>。

日臨は文政三年三月二十八日の入山であるが、潮音は日臨よりも早く身延へ来、西谷檀林に入檀している。文政三

年には新説を濟ませ、さらに學問に励むため飯高檀林へ移っている。

潮音事一切よろしく候て、日晴聖人の附弟となり候て、当月十三日江戸へ出候、尤飯高檀林を勸申積りて候<sup>15)</sup>

日晴とは、『坊跡録』に日臨の師として記載されていた太裕院日晴である。先述のように、日臨と日晴に師弟關係はないわけであるが、島智良が「本妙庵過去帳」<sup>16)</sup>の九月八日の欄に日晴を載せ、「開山外護師」と傍注しているように両者には極めて密接な關係があった。

日晴は宝曆五(一七五五)年の生まれで、日臨より三十八歳の年上である。飯高檀林に研学し、京都山科檀林の化主、次いで文政二年二月、飯高檀林二百三十四世の化主に招聘される。文政八年十月十日には、祖山の屈請によって、第五十六世となる。在位二年にして文政九年九月八日、病により七十二歳で遷化された。

日晴が文政二(一八一九)年に顕した本尊の脇書には、「敬信庵在住星霜既二十有余年」<sup>17)</sup>とあることから、日晴は享和年間(一八〇一〜三)以前から敬信庵にいたことになる。

敬信庵は、身延の隣、南部町柳島矢崎にある庵で、天正(一五七三〜九一)末期か、文祿(一五九二〜五)の頃、教蔵院日生(文祿四年七月二十四日化)を開山として開創されたものといわれている<sup>18)</sup>。

よって、日臨が身延山中における修行時(一八一四〜五)にも、醒悟園における修行時にも日晴は南部の敬信庵にいたわけであるから、両者に何かしらの交流があったことは予想されるが、書簡から両者の關係がわかるのは、先の潮音飯高勤檀の件だけである。しかし、残された本尊類より、両者の關係が窺い知れる。

日臨が日晴の名で顕した本尊が三幅(資料六、七、八)、また同じく日臨が日晴の名で書いた円頓章が一幅(資料一五)、日臨の顕した本尊の後ろに、日晴が証判を加えたものが一幅(資料三)確認できる。日臨代筆本尊は三幅と

も文政二年のもので、そのうち二幅は文政二年四月付で、再檀資助により遠藤孫七、佐野弥兵衛に授与されている。日晴は文政二年の春、第二百三十四世として飯高檀林に招かれていたから、その時に授与されたものであろう。ただ、この時日臨は深草にいるから、なぜ深草の地から身延の信者に、日臨が代筆した日晴の本尊が送られたのかはわからない。だが、日臨は日晴の本尊を代筆するという関係にあったことは確かである。孫七授与本尊には、日臨滅後、日晴が添書きをしており、そこには「祖山清閑坊二十年來説經正住院同廣日中師以降大律師醒悟園開祖本妙日臨染毫焉水戸於西山化滅」とある。

同廣日中（一六三〇～一七〇一）は、深草元政の莫逆の友で、身延南谷に正住院を建立し、そこで不斷に妙法を誦し堅固に法華律を持った。この庵室は溪舌律院ともいわれ、後に西谷檀林の学寮として移転している。清閑坊は、西谷の溪舌律院の跡地に再建された坊で、『坊跡録』では、開基は「不知」とあり、わかっていない。日中と清閑坊については日臨も述べるところで、「又要敬日幹師も右近の将監殿にて、諸本山には律院があるが宗門にはありやと問はれたる時、延山に清閑坊ありこれなりと答えられて其座もよろしかりける間（中略）其清閑坊は同廣日中師の開基にて候、師は草山元政師の親友にて候」とある。日臨は清閑坊を日中の開基としているわけであるが、日晴も同じ認識であったか。いずれにしても、日晴は日臨を、律師として名高い日中以来の大律師であると賞賛しているのである。

日臨と日晴の関係は、日臨が身延に来る以前、江戸の地においてすでに築かれていた。その発端は日實によるものであると考えられている。

日晴は堀之内妙法寺第十六世太玄院日沼の弟子で、七歳の時より妙法寺に大恩を蒙っていた。その旨が、日晴が身

延入山にあたって、堀之内二十世日現に宛てた書状に書かれているが、同書から、日晴が日實に、院代・役僧・厨司・七面山別当の義を任せていることがわかる。<sup>(18)</sup> 日晴と日實は早くから深い関係を持っていたとみられるから、日臨は檀林を退檀する以前に、日實によって日晴を知ったものと思われる。先引の文政二年に日晴から高山半七に与えられた本尊（資料一六）からも、日臨と日晴の關係が身延以前、江戸においてなされたものであることがわかるであろう。文政五年大早魃の際に、日臨は祈雨の御祈祷をしているが、そのとき發起人となったのが、半七とともに日臨大師本尊が与えられた佐野弥兵衛である。丸滝村の佐野弥兵衛が、二十一カ村の代表となり、日臨を屈請して大崩の三石山で雨を祈り、奇瑞を得たといふ。<sup>(19)</sup>

醒悟園における日臨の修行は、まさしく止暇断眠の生活であったが、日臨の修行において有名なものに、日臨使用の机、いわゆる禅定石、そして石窟がある。日臨が用いた机（資料三三）は、両臂を入れて座するのに便利よく、凹の字形に作られており、眠気が起れば机にもたれて眠り、平正横に臥すことがなかったという。この書斎は御宝前の右手に位置するが、その書斎の前にはいわゆる禅定石（資料三四）があり、読書・書物の執筆等の合間にその石を見、瞑想に耽ったといわれている。

「石窟」については、「小伝」には

醒悟園の西、小高き森に、方六尺深さ丈余の石窟あり、律師村民の助を得て作れるもの、村民の伝ふる所に依れば律師平生此石窟に入り、読経三昧に入る。<sup>(20)</sup>

とある。この石窟（資料三五）は、俗に禅定窟とも空井戸とも言われているが、もともとは経巻供養のために作られたものである。『臨全』に載せられる「経巻供養塔並引」には、自らが昔、経論呪章などをおろそかに扱い、法を謗

る重罪を犯してきたことを、なんとも思わずに来たことを明かし、今までのことを慚じ、怖れ、自らを深く責めると述べた後に、次のようにいう。

曾て草山に入り下供所を設け敗壞經を納るを視、古式の久しく有るを歎ぶ。因て今此を以て此地の人に語るに、衆衆大に歎び與に作さんと欲す。即山に升り地を鑿り河に降り石を取り、險阻十二町、往来蓋し二千に及ぶ。壯老婦女互に相扶引し、遍體沸湯日ならず成る。瓔珞幡幡は力の堪えざる所なるを以て、僅に一塔を建て以て供養を伸ぶるのみ、竊に往過の滅するを慮ひ、喜自ずと勝へず。願くは此の勝事を以て親疎同く謗罪を脱し情非斎しく秘蔵に入らん<sup>(11)</sup>

深草では古い經典の類を丁重に正式の火葬にする作法が伝えられて久しいことを聞いて、喜ばしく思った。それを今、波木井の地で人々に語ったところ、皆が大喜びで早速一所にやろうではないかというので、すぐに山に登り、地を掘り、河に下っては石を取り、険しい十二町の山坂を上下する。その険しい悪路を往復すること二十返になろうか。若い壯んな者、年寄り、女連中、互いに助け合い、引き合せて、皆が全身汗だくになってたちまちに完成したのがこの大穴である。文政三年の冬、厳しい寒さの中、皆で作った大穴の前で、御供養申し上げ、過去の罪障を消滅できることを喜びあったという。

このようにして作られた石窟に、日臨は入り修行を行った。時に醒悟園には十人の同志が居り、共に行学の二道に励んでいた。<sup>(12)</sup> 深草に居たとき、たくさんの弟子に囲まれた平楽庵から、自行に専念するために長谷を訪れた日臨であったが、醒悟園においては、束の間の静けさを求め、この石窟に入っては読經三昧・瞑想にふけたものと思われる。さて、これまで日臨、日臨と呼び続けてきたわけであるが、この方は後世、本妙日臨和尚とも、本妙日臨律師とも

称される本化の菩薩である。出家当初は正通日旨といい、後に本妙と名乗りだした時期については先に述べたとおりである。では、今まで呼び続けてきた日臨とはいつ頃より名乗り始めたか。

「年表」によると、文政三年四月八日、醒悟園の入仏開堂法要を行ったあと日臨と改めるとい<sup>13)</sup>。執行海秀著『日蓮宗教学史』では、「二十二歳の時、日臨と改めた<sup>14)</sup>」とある。二十二歳の時とは、文化十一（一八一四）年、日臨が飯高椋林を退椋して、雨畑での修行を終え、身延山に入った年である。よって、これは本妙と日臨は同時に名乗ったと考えるものであろう。両者年代が異なるわけであるが、どちらもその根拠は示されていない。

『臨全』に載せられる全六十九通の書簡をみるに、日臨と署名のあるものは一通もない。また、著作においても日臨の名はみられない。文政三年四月八日に記された「醒悟園記」には杜多本妙とあり<sup>15)</sup>、同年冬の「経巻供養塔並引」には、醒悟園本妙述とある<sup>16)</sup>。さらに、今回確認できた本尊類からも日臨の名はみられなかった。ただ、今回の調査で確認できた本尊は文化年間のものがほとんどであり、醒悟園に入ってから以降顕された本尊においても名の記されていないものであった。よって、新たに本尊が確認されれば、見解も変わってくるであろうが、『臨全』を含め、現段階では日臨在世中に日臨の名は見られない。だが、これは決して日臨という名を否定するものではない。『臨全』中、日臨の名を最も早く確認できるのは、弟子の最誠が日臨の五七日忌に際し表白した「為三本妙和尚修三法會願文」においてであり、そこに「本妙日臨和尚<sup>17)</sup>」と出ている。日臨滅後すぐに本妙日臨と呼ばれていることから、当然生前中にもそう名乗っていたであろうことがわかる。墓石にも本妙日臨和尚と刻まれており、この呼称が現在定着しているのである。日臨と名乗っていたことは間違いないであろうが、それをいつ頃より名乗り始めたかは、現時点では何ともいえないのである。



## 付記

本節では、日臨と名乗り始めた時期についての考察を行った。その中で、自ら日臨と名乗った資料は現段階では見出せず、いつから日臨と名乗り始めたのかは判らないと結論を出した。しかし、日臨が遠藤孫七に授与した文政五年八月八日付の棟札（資料一七）から、日臨の名を読み取ることができないこともない。「臨全」掲載の「遺物目録」では、この棟札について、「直林子臨トアリ」（『臨全』二九七頁）と記している。しかし、実物を見てみると、「子」と判読される文字は日付の「日」と書体がよく似ており、「日」とも読むことが可能であると思われる。よって、この棟札の銘を日臨と判読できるとすれば、少なくとも文政五年八月八日は日臨と名乗っていたことがわかる。

## 第三章 弘法の旅

### 第一節 水戸慧日律庵へ

日臨が文政三（一八二〇）年三月二十八日に醒悟園へ来たって、修行を続けること三年、文政六年の五月、水戸慧日律庵日華より、三昧堂檀林化主の請待状が日臨のもとにもたらされた。

水戸三昧堂檀林<sup>16)</sup>は、水戸光圀が久昌寺創立の後、天和元（一六八一）年に山内に設けた学室の呼称で、貞享元（一六八四）年寿遠院日遵を招いて開講した檀林である。開講の鼻祖である寿遠院日遵は、心性院日遠門下の寂遠院日通の高弟で、飯高檀林に学び、同檀林玄講主を務めたのち、京都東山檀林第八世化主にすすみ、三昧堂檀林が開講されるや招かれて初代化主となり、『法華文句』を講じた。心性院日遠の孫弟子に当る。

三昧堂檀林の法度は貞享二年六月二日、日遵によって制定された三昧堂檀林「万代不易法律」<sup>17)</sup>十八条である。この

法度は基本的には飯高檀林の教育理念を継承したものであって、学級組織・編年は他の檀林と大差はない。しかし、その学風については他檀林と異なる三昧堂檀林独自の開放的・自由討究の盛んな学徒教育の特色を見出すことができる。それは「高声誦経高声之談停止之事 但法門者除之」の条文である。これは、同檀林の創設に大きな外護を与えた水戸光圀が、檀林のために制定した「十七箇条法律」の影響によるものと考えられている。<sup>10)</sup>

一、法華を学ばんと欲せば、受不施不受不施一致勝劣富士門徒、並に他宗学徒を論ぜず掛錫を許すべし。

一、冬夏安居の暇、宿師碩徳を尋ね、他家の宗義を学ぶべし。

これら「十七箇条法律」の中に見られる制定の如く、三昧堂檀林の自門の学徒は勿論、他派他宗たりとも掛錫を許すとのことは、飯高檀林、小西檀林において「不受不施勝劣の人は追放すべきこと」と定めている中で驚嘆すべきことであつたといえる。

また能化招請の儀式も他の檀林とは異なりをみせていた。他檀林における能化請待状が、実に肅々として、殆んど後代より繁文褥礼とまで非難されたのにもかかわらず、当檀林の案文に至っては、頗る簡単な形式を取っているのである。当檀林が能化大衆を丁重に最も優遇したことは、他の檀林に比類なき事実であつた。

文政六年の四月下旬水戸慧日律庵よりやってきた請待僧によって、日臨のもとに檀林能化の請待状もたらされた。この書状も極めて簡単なものであつたか。その内容はわからないが、日臨は請待に対して「懇々御招待僧蒙り御丁寧之至り墊柄疎懶者実に奉恐入候」と述べている。松森靈運著「源光圀護法事績」によれば、慧日庵は本山久昌寺の奥の院に擬せられ、西山公幽棲の舊地で、一たび此西山莊を訪へば、蔓かつらの門、表の方に竹垣一重、やまつゞきにかこひなし。家は二間梁、柱は杉の丸太、屋根は萱ぶき、廊は板、上下の隔て私なき為に敷居は作られていないとい

う。その清楚、その雅趣、思いやるべきものがあり、ここに光圀公の木像が安置されていた。身延山三十三世遠沾院日亨を開山として、享保（二七一六〜三六）の頃から律院になったという。<sup>(18)</sup>

当時の慧日庵の住持は、靈瑞院日華であったといわれている。請待に対する返答「日華上人に答ふる書」は日華宛となっているが、そこには「前慧日庵日華聖者」とある。日臨請待当時にはすでに慧日庵を退いていたが、依然として大きな力を持っていたようである。「小伝補遺」によると、日華は裂公の文筆指南役であり、清僧としてのみでなく、また文墨の妙世にかくれもなかったという。<sup>(19)</sup>

日華は慧日庵の住持を務めた後、摩訶衍庵の歴代ともなっている。「摩訶衍庵歴代位牌」に「三昧堂中興祖安政五戊午十月十七日 十八世靈瑞院日華上人」と名を列ねている。摩訶衍庵は光圀が草山の高風を欽慕し遂に法孫日乗を屈請し創立した寺で、寺領百石が与えられていた。<sup>(20)</sup>

特別な制度と待遇法とによって、隆盛を極めていた三昧堂檀林も、弘化年中（一八四五〜八）に至ると次第に衰退していった。そこで弘化四年に、日華は檀林の衰微を再興しようと、加賀の地にいる優陀那日輝を請待している。翌嘉永元（一八四八）年四月、請を受けた日輝は常陸に赴き再興に努め、その功によって厚く褒賞を賜っている。

日臨と日輝共に、日華により水戸檀林に招かれているわけであるが、日臨が日華について語ったものはない。だが、日輝の「生駒氏に寄する書」から日華がいかなる人であったか知ることができる。

此度請待被致人は水戸摩訶衍庵当主にて老功の名僧詩文筆芸達者成人に御座候但し題目は一月に一声も口スサミの様唱被申候読誦は小僧已来自分にては誦し被申し事も無之体元日より大晦日迄拜佛は一向に致不申大不信の人  
に御座候但し人物は正直にて氣象寛濶大壯健にて大家傑に御座候尤も一人の力にて当。御菩提所久昌寺並に三昧

堂檀林再興無相違先々増て建立出来中興開祖莫大の大功に御座候此人は学問も一通出来申候故檀林の世話は昔年より被致候に付二十余年已前拙江戸にて親附に相成世話に相成申候故難捨人に御座候へ共風俗大に違申候故一昨年自分請待に被參候へ共断切申候処又々去年使僧參候其節別に子細有之弟子義定と申者を以て能々懸合様子逐一承知之上事定致候今度拙罷越候故大満悦無限なる丁寧の馳走は存外之事共に至て親敷相成申候此上人宗門老先輩の名家に御座候へ共はるばる請待に被參候事世に希有ノ事に御座候断申候事は外々の人々兼て左様あるべく與違而請待に被參候義とめられしよし承及候。

これによると、日華は詩・文筆に優れ、学問も一通りできた名僧であり、その人となりは正直にして寛大、壮健な大豪傑とも称すべき人物であった。ただし、その一方で唱題読誦は一向にせぬまったく無信心のものであった。日華は人物としての評価は与えているが、自分の信念には合わぬとして、嘗ては世話になった身ではあるが、一度は請待を断っている。しかし、日華の至極丁寧なる懇請、熱意により水戸に赴いたのであった。

日臨がどこまで日華について知っていたかはわからない。ただ、かような日華からの丁寧な請待を受け、さらに師日實等の勧めもあり、日臨はこの懇請を受けたのであった。

しかし、当然檀林の請待を受けた理由は、それにとどまるものではない。この請待を受けるといふことは、いわば求道から弘法への転換であった。先に「自警」を掲げ、日臨の任・道・本願について述べたが、兩畑における修行の後、誓願を立ててからは専ら自行に打ち込んだ。それを周りからは二乗と罵られたが、この自行は決して自己の悟りのみを求めるための自行ではなく、化他に出るための自行であった。「頗有自行未滿先化他者、大抵他無益亦損己」とも、「自警」において「自未能安奚能安他」、「欲澄法水勿弄淤泥 欲伝妙味勿雜微毒」とも

いうように化他に出る前に自らに極めて重い自行を課したのであった。一切経拜読の願もそのためであったが、長年の修行・修学によって自行を完成させていくのである。

自らの安心を得、宗祖の正義を得た日臨が化他に移るのは時間の問題であった。折しも、檀林化主の請待を受けた日臨がそれを断る理由はなかった。護法という大任にあたった日臨が、求道の旅から弘法の旅へと出たのは当然であつたといえる。

またさらに、「法華を学ばんと欲せば、受不施不受不施一致勝劣富士門徒、並に他宗学徒を論せず掛錫を許すべし」、「冬夏安居の暇、宿師碩徳を尋ね、他家の宗義を学ぶべし」という水戸檀林独自の開放的・自由討究の盛んな学徒教育は、日臨の学風と通じるものを見出すことができる。日臨は他宗の教えを学ぶことも、護法の一つとして捉えていたのであった。

荻野八百吉殿より書状到来致し候、文中にたゞ追付きなりとも書状の通行にて法門を所得の所を承知致し度との事にて候、乍然彼人は何宗の人にて候や、内々御聞糺し可被下候、但野生今の所存はかゝりやはぬ氣にて候、されども若博学の仁ならば、何宗にてもあり、其宗旨の大事を聞度も存候、是も護法の一にて候。<sup>13)</sup>

## 第二節 遷化

日臨は文政六（一八一三）年五月中旬に身延を発ち、同月十八日水戸に入った。水戸に入った日臨は慧日律庵に住し、三昧堂檀林の化主となつて、日々懈怠あることなく講演に全力を注いでいった。その様子を弟子の最誠は、七七日忌の願文において「演説瀉ぐが如し。学者顯然群をなし、聴者其の神悟に服す。今家の棟梁と謂うべきなり」<sup>14)</sup>

と称している。そうして日々を經ること四ヵ月あまり、九月十六日、にわかに体の不調を呈して、翌日鷄鳴には早や寂光寶土に還歸しておられたという。文政六年九月十七日、三十一歳の若さで遷化されたのである。

日臨の死因について、「小伝補遺」では「確たる文献は残っていないが、律師も亦元政上人のやうな、結核性の病患を其肉体にひそませつゝ、峻厳な戒律の中に、闘病の生活を営まれたと思はれる節があるのは尊い限りであった」と述べられている。他の人々の目には日臨が、にわかに体調を崩して、一日にして遷化されたと映ったかもしれないが、長い病との闘いを經ての死であり、最後力尽きて倒れるまで、日臨が自らの道・願・任に背くことなく全うしたことがうかがわれるのである。

遺命により遺骨は醒悟園に埋められた。この日臨の行跡は宗祖の「波木井殿御書」の一節を劈帛とさせる。

日蓮ひとつ志あり。一七日にして返る様に、安房國にやりて旧里を見せばやと思て、時に六十一と申弘安五年壬午九月八日、身延山を立て武蔵國千束郷池上へ著ぬ。釈迦仏は天竺靈山に居して八箇年法華經を説せ給。御入滅は靈山より良に当れる東天竺俱尸那城跋提河の純陀が家に居して入滅なりしかども、八箇年法華經を説せ給山なればとて御墓をば靈山に建させ給き。されば日蓮も如是、身延山より良に當て、武蔵國池上右衛門大夫宗長が家にして可死候与。縦いづくにて死候とも、九箇年の間心安く法華經を誦誦し奉候山なれば、墓をば身延山に立させ給へ。未來際までも心は身延山に可住候。

日臨が身延波木井の地に居たのは四箇年である。常に勤学のし得る場を求めて転々とした日臨が、最後にやってきたのがこの波木井の地であった。そしてまた、最も心安く法華經を誦誦し、行学の二道に励むことが出来たのもこの地であった。釈迦仏が靈山より良の方角に当たる東天竺俱尸那城跋提河の純陀が家にて入滅され、また宗祖が、身延

山より良に当たる武蔵国池上右衛門大夫宗長が家にて入滅されたように、日臨も身延波木井よりまさしく良に当たる水戸慧日律庵において遷化されたのであった。そして、釈迦仏が靈山に墓を建て、宗祖が身延山に墓を建てたように、日臨もまた波木井醒悟園に墓を建てさせたのである。「我等マタ高祖ノアトヲツグベシ」と、宗祖のあとを継がんと決心し、生涯を送った日臨であったが、臨終に際しても、まったく宗祖と同じ道を歩んだのであった。

### むすび

日臨は、本妙日臨律師と称されるように、宗門内においては自律堅固、苦修練行の僧としてみられているが、醒悟園のある身延町波木井周辺では、「本妙さん」と呼ばれ親しまれている。日臨の化導によって信仰の世界に導かれ、篤き信仰心のもと外護者となった者は、江戸・能勢・身延波木井の地に多くいた。だが、日臨滅後一八〇余年を経た現在、なおその篤き信仰を伝える家は極めて少ない。波木井の地においては、本妙庵という遺跡があり、そこに墓地を持つ家もあるから、本妙さんの名は現在でも親しまれているが、その信仰を伝えるまでには至っていない。

今回、本論文を執筆するにあたり、明治四十三年刊行の『叢書』巻一に掲げられる「遺物現在目録」の本尊・書簡類の再調査を行った。調査といっても、身延を中心とするものであったから、確認できた資料は決して多くはなかった。『叢書』における調査より、すでに一〇〇年あまりを経ているから、その間に紛失してしまったもの、所在地が変更したものも当然あり、残念ながら日臨に関する資料は確実に少なくなっている。日臨の著述類の多くは、醒悟園にて格護されていたが、昭和八（一九三三）年の醒悟園の焼失と共にその大部分を失ってしまった。よって、日臨を知る手がかりとなる資料は、信者の家に伝わる本尊・書簡類によるわけであるが、現在に至っては日臨在世、滅後数

十年に亘ってみられた生きた信仰も影を潜め、今に伝わる資料も数を減らしている。実際に、音馬の『臨全』以降、新たに確認された資料は知られてはいなかった。そのような中で、今回、日臨を知る新たな資料をわずかではあるが見出すことができたことは実に喜ばしいことであった。

第一章「日臨の登場」は、日臨の誕生から飯高檀林入檀に至る過程の考察である。「出家の動機」では新たな資料のもと、青山に生まれた日臨が出家以前に浅草の地に移り、法華経に志す環境に身を置き、朝田薩庵との関わりの中で多くの書物に触れたのではなかとという考察を行った。「剃髮の師日啓」では日臨出家の年を文化八（一八一）年十二月、十九歳と再確定した。「檀林の状況」では、日臨当時の檀林の状況を示し、日臨の入檀の年、また、二年半で女義部に進むまでの修学課程を確定した。

第二章「求道の旅」は、飯高退檀から醒悟園に入るまでの日臨の行跡を追ったものである。「飯高退檀」では、日臨の御書・宗祖に対する姿勢を示し、退檀の理由を考察した。「雨畑における修行」では、日臨の行った修行が経に説かれる懺悔法ではなかつたかという新たな提起をし、それを五悔の意義、法華経における行軌の段階過程から考察を行った。また、日臨の生き方を知る上で極めて重要な「自警」を掲げ、詳説した。「身延山中における行学」では、書簡・本尊類から見られる署名を挙げ、本妙と名乗った時期についての考察をした。そして、そこから、身延山中における修行を、上ノ山本妙坊とする従来の説に疑問を投げかけ、この時の修行場所は波木井山中か、極めて波木井に近いところではなかつたかという新たな考察を示した。「深草・能勢における行学」では、深草と能勢長谷を往来する日臨の姿について述べ、さらに当時の日臨に対する二乗という批判があたらないことを、日臨の化他の業績を挙げて述べた。「醒悟園における行学」では、まず、当初は日臨を異端視し、恐れた身延山側の日臨の捉え方の変化を、



一切経拜読の願の進行状況、また『佛海微瀾』の著述から述べた。また、日臨と極めて関係の深い日晴について、特に曼荼羅本尊から窺える両者の関係をあらわした。そしてさらに、日臨と名乗り始めた時期について、従来の説を示した上で、現時点で確認できる資料からは、日臨自ら日臨と署名したものはなく、全くいつから日臨と名乗り出したのかは判明しないことを述べた。

第三章「弘法の旅」は、醒悟園から水戸に移りし日臨について述べたものである。「水戸慧日律庵へ」では、水戸三昧堂檀林の特色を示し、日臨との共通点を挙げ、さらに日臨の水戸行きを決意するに至った心境を考察した。

以上、本論文においては、『臨全』の中でも特に書簡編・参考編を中心に日臨の生涯を概観した。その中では、著作編からみられる日臨の教学についてはあまり触れることができなかった。だが、「臨師の思想も、その類まれなる人格も、著作類よりもこの書簡類に見事に結実している」（小野文珠「本妙日臨律師の研究」、『大崎学報』第一三二号所収）四八頁）といわれるように、著作編における日臨の教学、思想に触れずとも、書簡編から日臨の生き方の根柢となる思想が十分に見て取ることができるのである。ただ、筆者の本妙日臨律師の研究は、その生涯を明かすことに止まるものではない。むしろこれを出発点として、日臨の教学、教学史における位置、また宗祖から日臨に繋がる系譜を明らかにし、自らの置かれた位置を知ることが目的とするものである。そのため的一步として、日臨の生涯について、残された資料から考察をしてきたわけである。

日臨の資料は未だ埋もれているものも多い。未見の資料の発見を期するとともに、さらに本妙日臨律師の研究を進めていきたいと思います。次第である。

註

- (1) 小林日昇「本妙日臨律師小伝」『臨全』二四九〜五〇頁。日昇は明治二十四（一八九一）年十一月三十日に六十歳で遷化した。
- (2) 「身延日修上人説教録」『臨全』二五〇〜三頁。明治庚寅廿三年十月廿九日。三村日修は文政六年、日臨の遷化された年に誕生し、明治二十四年六十九歳で示寂した。
- (3) 「為「本妙律師修法會」願文」『臨全』二三二頁。文政六年十月二十三日に嚴修された日臨五七日忌の法要に際して、弟子の最誠が著したものである。
- (4) 守屋貫教「本妙律師小伝」『臨全』二五五頁。
- (5) 音馬実藏「本妙日臨律師年表」『臨全』三〇七頁。
- (6) 本典寺は山号を栄柳山といい、享祿（一五二八〜三二）年間の創立である。開山は柳元院日隨、開基檀越は柳元院本典日隨居士、堀の内法縁に属するという。神奈川県小田原市酒匂に所在（日蓮宗寺院大鑑編集委員会編「日蓮宗寺院大鑑」池上本門寺 一六〇〜一頁参照）。
- (7) 薩庵の出家は文化十四年であらうと思われる。文化十四年の六月に薩庵から日臨に出された書状を最後に薩庵の所在・動向がつかめなくなっている（『臨全』一八一頁）。また、この年に薩庵の御内方が亡くなっている。これらのことから、薩庵は文化十四年に出家したのではないかと考える。日臨は薩庵の出家を文政二年の四月まで知らず、書物・書簡を浅草の薩庵宛に出し続けていた。また、林是幹師の「本妙日臨上人」（二）（『身延教報』第二十六卷第六号 昭和八年六月三日）では、薩庵は文政七年四月二十七日遷化とあるが、その出典は挙げられていない。
- (8) 「朝田薩庵に與ふる書」其三『臨全』一五七〜八頁。
- (9) 「朝田薩庵に與ふる書」其三『臨全』一五八頁。
- (10) 執行海秀「日蓮宗教学史」三二六頁。
- (11) 「充治園全集」第二編 一三三三頁。
- (12) 守屋貫教「醒悟園開祖本妙律師小伝」『臨全』二五五頁。
- (13) 「金井道場より長谷信徒に與ふる書」其一『臨全』二〇八頁。
- (14) 桑名貫正「本妙日臨律師伝の研究」（『樓神』第六十一号所収）八四〜九頁参照。

(15) 日臨の孝の一端を示すと、文化十四年五月には、『題目和談抄』という平仮名の本三冊を母方へ贈っている。また、同年九月中旬には、父母方へ『朝暮用心の記』二冊を遺わしている。同じく文化十四年九月三日付けの書簡では、「野生気分あしき事、両親へ御伝へ御無用願上候」と述べている（『朝田薩庵に與ふる書』其十五「臨全」一八〇頁）。

(16) 守屋貫教「醒悟園開祖本妙律師小伝」『臨全』二五六頁。

(17) 明治四十三年刊の『醒悟園叢書』巻一に、当時の遺物目録として掲げられた中に、高山半七並びに高山周蔵授与本尊合わせ六幅「臨全」二九五頁）あるが、所在がわかったのは三幅のみであった。高山友規氏の話によると、ここ最近まで本尊を所蔵していた家が他に二軒あったが、一軒は引越してしまいその所在がわからず、もう一軒は紛失してしまったか、処分してしまったかで、もはや手元ないとのことであった。

(18) 「高山半七に與ふる書」其一「臨全」一八三頁。

(19) 高山家の過去帳から友則氏の作成した同家家系図により、半七以前から現在に至る家系を知ることができた。半七の妻は法号を趣向院妙道日敬法尼といい、文政六（一八一三）年一月十四日に亡くなっている。半七は四人兄弟の四男であった。父八兵衛は、文化十五年（一八一八）一月十六日、八十八歳で亡くなり、法号を鉢蓮院法源日華信士といい、母は天明三年（一七八三）三月十九日に亡くなり、法号を惠應院妙春日開信女といった。両親の法号は、文政二年己卯十月十六日に太裕院日晴から半七の両親菩提のために授与された本尊の脇書より判明。

(20) 桑名貫正「本妙日臨律師伝の研究」〔棲神〕第六十一号所収）八五〜七頁参照。

(21) 「高山半七に與ふる書」其二「臨全」一八四頁。

(22) 「高山半七に與ふる書」其三「臨全」一八四頁。

(23) 「朝田薩庵に與ふる書」其三「臨全」一五六頁。

(24) 「朝田薩庵に與ふる書」其十二「臨全」一七五頁。

(25) 「朝田薩庵に與ふる書」其十四「臨全」一七八頁。

(26) 「川越屋外二に與ふる書」『臨全』一五一頁。

(27) 「日本歴史大系」第十三巻「東京都の地名」平凡社 二〇〇二年 六〇〇頁中段。

(28) 桑名貫正「本妙日臨律師伝の研究」八九頁参照。

- (29) 「朝田薩庵に與ふる書」其三『臨全』一五八頁。
- (30) 「朝田薩庵に與ふる書」其七『臨全』一六七頁。
- (31) 「教清師より朝田薩庵に贈る書」『臨全』二四〇頁。
- (32) 「金井道場より長谷信徒に與ふる書」其一『臨全』二〇八頁。
- (33) 音馬実蔵「本妙律師小伝補遺」『臨全』二六四〜六頁参照。西能勢妙圓寺の過去帳も同上二六四頁に掲載されている。
- (34) 日蓮宗寺院大鑑編集委員会編「日蓮宗寺院大鑑」池上本門寺 二九〇頁。
- (35) 桑名貫正「本妙日臨律師伝の研究」『樓神』第六一號所収) 八〇〜三頁参照。
- (36) 「本師日啓上人に奉る書」草稿『臨全』二〇五頁。
- (37) 江戸時代に日本で使われていた暦は太陰太陽暦である。これによると一年は約三五四日、一月が二九あるいは三十日で、太陰暦と太陽暦の日にちのずれを調節するために十九年に七度閏月を設けて両者の差を補正した。今、日数を遡って考えるに当り三日から計算すると、一五〇〇 $\parallel$ 三三三(文化十三年分) + 三五四 $\times$ 四十三〇(閏月分) + 二一となり、文化八年の十二月上旬まで遡ることになる。
- (38) 藤井教正「飯高檀林の一年」『大崎学報』第一三二號所収) 四三〜四頁。
- (39) 音馬実蔵「本妙律師小伝補遺」『臨全』二六八頁。
- (40) 音馬実蔵「本妙律師小伝補遺」『臨全』二六八頁。
- (41) 『身延山歴史略語』(『樓神』第五十二號所収) 一〇五〜六頁。日實は字を順誠といい、当山にて遷化するとある。
- (42) 日實の遷之坊歴代の時期から宗延寺歴代の年代等、日實についての考察は、林是幹「本妙日臨上人」(四)『身延教報』第二十六卷第十號所収 昭和八年十月三日発行) に詳しい。参照のこと。
- (43) 宗延寺は山号を報新山といい、天正九(一五八一)年の創立。開山は三光院日精で、通師・堀の内法縁である。徳川家康より下谷車坂に三千余坪を拝領し伽藍を建立し、幕府の役寺となっていた。大正二年の区画整理により移転し、現在は杉並区堀の内所に在する(日蓮宗寺院大鑑編集委員会編「日蓮宗寺院大鑑」四〇頁)。
- (44) 「祖師堂建替経緯并遷座行列次第」(庄司寿完編「堀之内妙法寺史料」一〇三八〜四〇頁)。また日實は文政五年四月一日から

十日間身延山で行われた不易千部会に際し、大変な働きを見せ、五十五世日暹等から書状を受けている(同史料一五五四〜五頁)。

(45) 守屋貫教「醒悟園開祖本妙律師小伝」『臨全』二五六頁。

(46) 千葉県八日市場市飯高に所在した。慶長元(一五九六)年、蓮成院日尊を初祖として開かれた。

(47) 藤井教正「飯高檀林の一年」(『大崎学報』第一三二号所収) 四四頁。ここでは藤井氏の載せる表をほぼそのまま引用した。

(48) 影山英雄等編「諸檀林並精貞法類」一一〜九頁。古檀林における承応三(一六五四)年頃の規定では、名目部は物説毎日にして一夏八十席、百二十席満功。四教儀部は物説隔日にして一夏四十五席、百席満功。集解部は物説三日目毎にして一夏三十席、八十席満功。観心部は四日目毎に物説して一夏二十五席、六十席満功。玄義部及び文句部は共に物説七日目毎にして、一夏十五席、四十五席満功、文句部は一夏十二席三十六席満功。止観部はその才気によって不定となっている。また、檀林では春秋二季の開講期間を「夏」と称した。春・秋それぞれで一夏となり、春秋通した一年で二夏となる。よって、一夏は半年の計算である。

(49) 「身延山中より長谷信徒に與ふる書」『臨全』二〇四頁。

(50) 影山英雄等編「諸檀林並精貞法類」一六頁。

(51) 都守基一編「中村檀林資料―西谷入看控帳―」正東山日本寺 九九〜一五一頁。

(52) 「新来・横入・還来者の総数」同右二〇〜一頁。名目部・四教儀部・集解部・観心部を下四部と呼ぶが、当時の修学課程はこの下四部が、素名目・新条箇・古条箇・新四教儀・古四教儀・新集解・古集解・顕性録・指要鈔・文心解の十階級に細分化されていた。そこで新来者の数を見ると、素名目七〇名、新条箇三八名、古条箇六一名、新四教儀一四七名、古四教儀四六名となっており、実際は一番下の階級である素名目から次第階級していくよりも、入檀時点においてすでに飛び級をして上の階級、特に四教儀部に入っている者が多いことがわかる。

(53) 影山英雄等編「諸檀林並精貞法類」二六頁。

(54) 松村壽巖「関西諸檀林の形成と展開」(『近世法華仏教の展開』所収) 四九八頁。

(55) 「大田区史」(資料編) 寺社一〇五〇頁上。

(56) 「大田区史」(資料編) 寺社一〇六七頁下地。

- (57) 『大田区史』(資料編) 寺社一 一一二〇頁下他。
- (58) 『大田区史』(資料編) 寺社一 一一二〇頁下。
- (59) 『大田区史』(資料編) 寺社一 一〇五一頁上。
- (60) 『金井道場より長谷信徒に與ふる書』其一『臨全』二〇八頁。
- (61) 『某尊者に上る書』『臨全』一八六頁。
- (62) 『身延山中より長谷信徒に與ふる書』『臨全』二〇四頁。室住一妙師が稲田海素師の写本と対照を行った結果、『臨全』に載せられる著作類・書簡類の多くに誤りがあることがわかった。現在、室住師がその箇所を指摘し、訂正を施した『臨全』を桑名貫正師が所蔵している。本論文では、同書から訂正箇所を記すこととする。ただし、その箇所が多く煩雑になるため、ここでは引用文にある訂正箇所のみを示すに留める。本文中には、訂正後の文を載せ、註にて訂正箇所を示すこととする。なお訂正箇所は、すべて室住師の稲田写本との対照によるものであるから、これ以降その旨を断ることなく、訂正箇所のみを示す。「世事を去り候て身延山中へ引籠申候」の「へ」を「二」に訂正。
- (63) 『朝田薩庵に與ふる書』其三『臨全』一五六頁。
- (64) 「学者鑽仰必有次第章」『祖書綱要刪略』一七頁。ここでは、伊藤瑞叔『祖書綱要購読記』其の二(法華佛教文化総合研究会編『法華学報』第二号所収)三二九頁より原文の書き下し文を引用した。
- (65) 『朝田薩庵に與ふる書』其二『臨全』一五三頁。
- (66) 『行全に與ふる書』『臨全』一九〇頁。
- (67) 『朝田薩庵に與ふる書』其二『臨全』一五二頁。
- (68) 『朝田薩庵に與ふる書』其二『臨全』一五三頁。
- (69) 『朝田薩庵に與ふる書』其二『臨全』一五四頁。
- (70) 『朝田薩庵に與ふる書』其三『臨全』一五六七頁。
- (71) 『朝田薩庵に與ふる書』其二『臨全』一五二頁。
- (72) 高木堂『日蓮—その行動と思想』一三頁。
- (73) 『深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書』其九『臨全』二二七頁。「野生事寒の中りにて四十日床二付大ニ難洪致し候」とあり、

体調の優れない日々が続いていた。

(74) 「朝田薩庵に與ふる書」其十五「臨全」一八〇頁。

(75) 「金井道場より長谷信徒に與ふる書」『臨全』二〇八〜九頁。「だん林寺〇〇く等」の「〇〇」を「しる」に訂正。

(76) 「朝田薩庵に與ふる書」其一「臨全」一五一〜二頁。

(77) 北中康文『日本の滝①』山と溪谷社 三四二頁参照。落差四二メートルの直瀑で標高五五〇メートルに位置する。もともと不動の滝と呼ばれ崇められてきたが、一九四七年に見神の滝に改められている。

(78) 見神の滝を正面にして、右手には不動明王が祀られている。その鳥居をくぐってすぐ右手上方に、題目塔と標柱（資料三六）が立てられている。元々は滝のすぐ下にあったが、災害によって塔が破損したためこの場所に移したという。この題目塔と標柱は藤井日達師によって昭和四十九年に立てられたものである。標柱には本妙滝とあり、日臨がこの滝で修行したことを示している。日達師は数々の流行・断食苦行を行っているが、嘗て本妙庵にても七日間断食唱題修行をし、その折、日臨により大悟することを得たという（桑名貫正「本妙日臨律師伝の研究」〔『樓神』第六十一号所収〕九〇頁）。日達師も日臨の影響を大いに受けていたのであった。

(79) 「川越屋外二に與ふる書」『臨全』一四八頁。

(80) 室住一妙「宗学とは何ぞ」（室住一妙「純粹宗学を求めて」山喜房佛書林）二四〜三五頁参照。

(81) 「自誓」『臨全』一三八頁。

(82) 本妙庵生『本妙日臨上人』昭和四十七年発行。昭和四十七（一九七二）年は日臨の一五〇遠忌に当たり、本書は日臨の生涯の意味を改めて考え、自覚しようとするために編集された。本書には、室住一妙先生、茂田井教亨先生、渡邊寶陽先生、小野文統先生、桑名貫正先生、赤堀正学師が稿を寄せっており、日臨に対する篤き想いがそれぞれ綴られている。なお『本妙日臨上人』巻頭言「自誓」の略釈は、室住一妙「本妙日臨略伝」（昭和三十三年五月二日記）からの転載である。

(83) 「行全に與ふる書」『臨全』一九〇頁。

(84) 「与薩庵書」其十四「臨全」一七六頁。

(85) 「某尊者に上る書」『臨全』一八七頁。

(86) 「某尊者に上る書」『臨全』一八九頁。

- (87) 音馬実蔵「本妙律師小伝補遺」『臨全』一六三頁。
- (88) 『臨全』の書簡編に収められている書簡を単純に足すと六十九通となる。後に詳述するが、『臨全』の中には一つの書簡が幾つかにわかれてあるものがある。それらを一つとして数えると全部で六十五通となる。
- (89) 因みに、文化十三年の「本師日啓上人に奉る書」の草稿には「小弟正通本妙東方喫喃」とある。師日啓に対して正通本妙と名乗っているのである。さらに、弟子から日臨がどのように呼ばれていたかを示しておく。文政元年五月の「惠正師より長谷釈迦講中へ贈る書」では、惠正は単に正通と呼んでいる(『臨全』二四三頁)。文化十三年三月二十八日の「堯山師より野口寛左衛門に贈る書」、「堯山師より母公及兄上に奇する法門」其二、文政四年四月二十日の「堯山師より母公及兄上に奇する法門」其一では日輝は本妙師、あるいは本妙尊と呼んでいる(『臨全』二四三〜七頁)。文化十四年十一月二十五日の書簡では正通道士と呼ばれている(『臨全』二八九頁)。なお、この十一月二十五日付の書簡は「小伝補遺」にて追加されたもので、「おそらく律師門下の一人の筆になるものと想像されるが今よく判明せぬ。後賢の探求に待つものである。」(『臨全』二八九頁)とあるが、前説の筆であることが判る。本書簡中「愚拙事ハ北野立本寺日延上人より、ねんころに御世話なし下され」(『臨全』二八八頁)は、文化十四年十一月三日の「深草平樂庵より長谷信徒に與ふる書」其八「撰前説事当冬は京都立本寺にて、寒氣しのき申度趣申候間」(『臨全』二一六頁)と同内容であり、その他の内容も一致することから、本書は前説の筆であると考えられる。
- (90) ただし、先にも挙げたように、本妙と名乗ったからといって正通日旨と名乗らなくなったわけではない。また、本妙を院号として使っていたわけでもなかった。書簡・本尊には、本妙、本妙日旨、正通、正通日旨、日旨、正通本妙という名の使われ方がみられる。
- (91) 「朝田薩庵に與ふる書」其一『臨全』一五二頁。
- (92) 「本妙日臨上人の研究」は林是幹氏が立正大学の卒業に際して、卒業論文として書かれたものである。それが、『身延教報』第二十六巻第四号(第七号、同第十号)第十二号にわたって掲載されている(昭和八年四月三日(昭和八年十二月三日発行))。
- (93) この時期において、後の醒悟園時代に最も有力な外護者の一人となる遠藤孫七の弟が、日臨の弟子となり、信淨と名乗っている。ここからも波木井の人々と日臨の深い関係が窺えるのである。
- (94) 妙俊院日寿「身延山坊跡録」明治二十五年六月十日脱稿行。日寿は行学院三十四世で、字を要俊という。本妙坊については「身延山坊跡録」下五八頁参照。(以下「坊跡録」と記す)



(95) 『坊跡録』下七六頁。名僧部の一人に挙げられる。安永八年(一七七九)正月二日、八十八歳で遷化。読誦唱題三千部成就。

(96) 『林蔵坊』『坊跡録』上四四頁。

(97) 『坊跡録』下七五頁。

(98) 『坊跡録』下七六頁。

(99) 瑞光寺は山号を深草山といい、京都府伏見区深草に所在する。明暦元(一六五五)年に元政が草庵として創立し、寛文元(一六六一)年四月八日に現在の山寺号を称するに至った。開山の名を以って元政庵とも呼ばれ、単立草山門流であったが、明治年間十二世台藏院日憲の時に、身延山末になる(『日蓮宗寺院大鑑』七二〇頁)。

(100) 『本師日啓上人に奉る書』草稿『臨全』二〇五頁。「小子、去冬嘗て往于長谷、而見乎已曾親近之人」。この草稿が文化十三年二月三日付のものであるから、去冬は文化十二年となる。また、日臨は長谷信徒とこのとき初めて対面したのではないことがこの書簡からわかる。おそらく出家当時か檜林入檀の頃に、日啓のもとで対面したことがあったのであろう。

(101) 『朝田薩庵に與ふる書』其三『臨全』一五五頁。文化十三年丙子三月四日付。

(102) 『金井道場より長谷信徒に與ふる書』其一『臨全』二〇八頁。(文化十三年)七月四日付。また、日臨の頼した「草山高祖讚」の添書には、「右高祖讚草山元政上人之撰末流杜多本妙應于中善優婆塞迦之需慎敬書写時文政巳卯九月也」(『臨全』二八一頁)とある。

(103) 音馬実蔵「本妙律師小伝補遺」『臨全』二七二頁参照。知足庵は現存しないという。

(104) 音馬実蔵「本妙律師小伝補遺」『臨全』二七二頁。

(105) 冠賢「日蓮宗出版書における寛文期の意義」(茂田井教亨先生古稀記念論文集刊行会編『日蓮教学の諸問題』所収)四五二頁。

(106) 植田観樹「能勢地方における日蓮宗の展開」(『日蓮宗豊能寺院名鑑』日蓮宗豊能青年会発行)一頁。能勢法華の成立に関しては同氏の一連の研究論文があり、特に「能勢法華の成立についての一考察」と「能勢地方における妙覚寺門流の進展」は能勢法華に関する研究上大きな成果をあげている。

(107) 音馬実蔵「本妙律師小伝補遺」『臨全』二七三・二七七頁。

(108) 音馬は「年表」(『臨全』三〇七頁)の中で、行全・最誠・博濟の三名の名を挙げているが、少なくとも前説もその中に入る。

身延山中から発信の「川越屋外二に與ふる書」(文化十二年正月五日付)には「前説行全宜敷可申上旨申し候」とあり、「朝田薩庵に與ふる書」其一(文化十一年十月三日付)では本妙と前説の連署となっている。博濟は「博濟師より大島宗七に贈る書」(「臨全」二四二頁)に、「兩畑での修行時に大變世話になった旨を記しており、日臨に同行していたことがわかる。最誠についてはよくわかってこない。醒悟園時代には確実に共に修行をなし、波木井の信者から大變厚い信頼を受けている。だが、書簡から察するに、深草の地には行っていないようであり、いつも日實の近くに居ることから、この時期に日臨に随従していたと言いつてもいい。

(109) 「朝田薩庵に與ふる書」其三『臨全』一五五頁。(文化十三年)三月四日付。

(110) 「深草平樂庵より長谷信徒に與ふる書」其一『臨全』二二〇頁。「當庵書籍は沢山有之候へ共」の「へ」を「得」に訂正。

(111) 「朝田薩庵に與ふる書」其四『臨全』一六〇頁。(文化十三年)四月九日付。

(112) 「金井道場より長谷信徒に與ふる書」其一『臨全』二〇九頁。(文化十三年)七月十四日付。

(113) 「金井道場より長谷信徒に與ふる書」其二『臨全』二〇九頁。

(114) 音馬実蔵「本妙律師小伝補遺」『臨全』二七三〜五頁。現在は栗林となっているが、今猶塵外の思いが深いという。

(115) 「某尊者に上る書」『臨全』一八七頁。

(116) 「川越屋外二氏に與ふる書」『臨全』一五一頁。

(117) 「遁世の身にても、身延辺や、江戸表など通れ難き地縁ありて、書状などひま入り候」(「朝田薩庵に與ふる書」其十三『臨全』一七六頁)。これは(文化十四年)正月七日付の書状である。深草の地からも、江戸、波木井を中心とする身延の信者に書簡を送っていた。波木井滞在は約一年半であったが、深い関係が築かれたことが、ここからもわかる。

(118) 「攝岳能勢長谷村妙圓寺祈雨記」『臨全』一三七頁。文化十四年六月に長谷の村民と共に祈雨をし、枯渴に苦しむ人々を救っている。中上氏の請いに応じて、同年七月二日この祈雨記を著している。真蹟在妙圓寺。

(119) 「醒悟園より長谷信徒に與ふる書」其四『臨全』二二五頁。(文政三年)九月二十一日付。「先仏道を上げむべし」を「先ツ」と「ツ」を追加。「此書五六へんも」の「も」を削除。「法華題目抄身延抄法華問答抄等其外」を「法華題目抄身延抄持法華問答抄等」に訂正。「其外」は削除。また、「醒悟園より長谷信徒に與ふる書」其五と同其四は一つの書簡であり、其五を其四の日付の前に挿入。

(120) 「某尊者に上る書」『臨全』一八七頁。(文政三年)六月二日付の書簡で、醒悟園から出されたものである。当山とは身延山中の醒悟園をさしている。

(121) 「堯山師より野口寛左衛門に贈る書」『臨全』二四五～六頁。「家兄野口氏に奇する書」『充治園全集』第五編 四二五頁。三月廿八日付。この他に、堯山が日臨について触れた書簡二通が『臨全』に収められている。

(122) 望月敏厚「日蓮宗学説史」九三六頁。

(123) 「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其九『臨全』二二七頁。(文化十四年)霜月五日付。同年十一月三日付けの「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其十一『臨全』二一九～二〇頁)には「私事も此節寒氣ニあてられ、腫氣之氣味ニて大小便も一人にてハ行得ぬほと的事ニ候」と此の度の病について述べている。「たつしやニ相成候様ニ覚候」の「覚候」に「エ」を追加して、「覚エ候」に訂正。

(124) 「朝田薩庵に與ふる書」其十五『臨全』一八〇頁。(文化十四年)九月三日付。

(125) 「某尊者に上る書」『臨全』一八五～九頁。(文政三年)六月二日付。

(126) この他にも、(文化十四年)二月四日の「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其六『臨全』二一五頁)では、「急ニも下り可申候へ共、持病之事なれば急之事も有之間舖と存候」といい、(文政二年)七月二日の「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其三『臨全』二二二頁)では「野生直ニ下り度候得共病身故暑をいとひ下り兼候」と述べている。

(127) 小野文琰「本門自誓受戒」について『印度学仏教学研究』第二十八卷第一号所収 一四五頁。

(128) 「本門自誓受戒作法草案」『臨全』一一八～三三頁。

(129) 阿毘縁行きの時期は、早くて文政元年の四月中、遅くても同年五月である。恵正が阿毘縁の地から文政元年五月、長谷信徒に贈った書状に「早速書状ヲ差上度候共甚取込候故大キニ延引仕候」(『臨全』二四三頁)とあり、五月に書状を出した時点よりだいぶ前に阿毘縁にいたことがわかる。ただ、この書状は五月のいつの段階での書状かは不明である。四月八日には能勢で自誓受戒をしているので、それを終えて深草に戻ったのち早くて四月中の阿毘縁行きとなる。

(130) 「某尊者に上る書」『臨全』一八六頁。

(131) 「恵正師より長谷釈迦講中へ贈る書」『臨全』二四三頁。(文政元年)五月付。

(132) 日蓮宗寺院大鑑編集委員会編「日蓮宗寺院大鑑」池上本門寺 九三二頁。

(133) 野村日運師の教示によると、澄心院日淳は、字を惠能といい、雲州松江の産にして、解脫寺第十世日政の弟子、寛政元(一七八九)年十一月二十九日、三十二歳にして入山、文政六(一八二三)年十一月十七日遷化、世寿六十六歳、同山在職三十五年、中興開基であるという(林是幹「本妙日臨上人の阿毘綠山行について」(『樓神』第五十二号所収)一一―一二頁)。なお、林師の論文では、さらに澄心院日淳について詳述されているが、今は略す。

(134) 音馬実蔵「本妙律師補遺」『臨全』二八三頁。

(135) 薩解院日運は昭和二十九(一九五四)年二月七日、七十七歳で遷化している。

(136) 林是幹「本妙日臨上人の阿毘綠山行について」(『樓神』第五十二号所収)九頁。ここで引用した日運師の伝承は、林師によると大正五年七月十五日発行臨師書簡集第三版に増補されたものというが、今回直接その資料にあたる事ができなかった。よって、林師の論文からの直接の引用とする。また、同地の古老の間には、日臨は寒中積雪五六尺の中を歩み、後山の滝に打たれ、荒行をされたという言い伝えがあるという(同論文一四頁参照)。

(137) 林是幹「本妙日臨上人の阿毘綠山行について」(『樓神』第五十二号所収)一二頁参照。ここで述べられているように、「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其十、其十三の二通から文政元年の冬には深草に居ることがわかる。

(138) 「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其十三『臨全』二二二頁。

(139) 「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其十『臨全』二二八頁。

(140) 文化十三年二月三日付の「本師日啓上人に奉る書」の草稿に「摩ま不ふ拜ばい師し尊そん容よう已い三さん年ねん」(『臨全』二〇七頁)とあり、文政元年の時点では五年会っていないことになる。

(141) 「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其十『臨全』二一八頁。「心中の萬緒可申伸と思設候處」の「思」を削除。「是を以思二」を「是を以テ思フニ」に、「彌道業を可勤と存候、右ニ付先」を「彌々道業を可勤与存候、右ニ付先ツ」に訂正。

(142) 当時の瑞光寺の住持は、宣修院日撰である。弘化三(一八四六)年十月四日、六十四歳で遷化(『日蓮宗寺院大鑑』七二〇頁)。

(143) 「立本寺過去帳」によると、「神妙院日延、立本寺四十四世天保七丙申十二月十六日化、師字智然初紀州直川本惠寺六世。武州用地本立寺十五世、上総勝浦本行寺廿三世飯高城下谷中座、山科檀林百八十三世文講、從ついで其瑞みづき世よ千ち当たう山さん焉ん、文化年中大阪巡説文化八辛未年祀刹殿再建、文政元戊寅冬ふゆ干かん守しう玄げん道上どう山さん科か秀しう典てん寺じ隠いん遁とん、世寿八十二歳逝」(林是幹「本妙日臨上人の阿毘綠山行について」(『樓神』第五十二号所収)一五頁)。

(144) 「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其十三「臨全」二二三頁。「是ハ即元政上人之」の「即」を「則チ」に訂正。

(145) 「某尊者に上る書」『臨全』一八五〜六頁。文政三年六月二日付。

(146) 「某尊者に上る書」『臨全』一八七頁。

(147) 「醒悟園より長谷信徒に與ふる書」其五『臨全』二二五頁。

(148) 「醒悟園記」『臨全』の巻頭口絵写真の下に載せられている。文政三年四月八日著。

(149) 「某尊者に上る書」『臨全』一八五頁。

(150) 「某尊者に上る書」『臨全』一八七頁。

(151) 守屋貫教「醒悟園開祖本妙律師小伝」『臨全』二五七〜八頁。

(152) 松華道人撰「刻佛海微瀾序」『臨全』七頁。弘化三年丙午冬十月朔付。大靈が了慶に代わって隆稟著述の「問答抄」を反駁し

た「問答抄邪裂網」については、林是幹「横須賀問答の「邪裂網」について」(『樓神』第四十八号所収)に、十五箇条難問とともに全文が載せられている。

(153) 松華道人撰「刻佛海微瀾序」『臨全』七頁。

(154) 「某尊者に上る書」『臨全』一八七頁。

(155) 「行全に與ふる書」『臨全』一九〇頁。(文政四あるいは五年)正月四日付。

(156) 「宗延寺日實上人より波木井孫七に奇する書」『臨全』二二二頁。午六月八日付。この書に「拙僧弟子本妙義、為修学其御方の庵室に罷在、万事御世話之段添存候。右に就、本妙始修学の者共、万一病死致候節は、其元の檀那寺へ被成御頼、葬送有之候様、御取計置可被下候。此段兼而御頼置申度、如此御座候」とあり、この年になつてはじめて、弟子としての身分が保証されている。この文政五年の六月に至つて、日實の勘気が解けたのは、日臨の直接の弁解があつたからであると考えられる。室住一妙師の稲田海素氏写本対照により、「醒悟園より長谷信徒に與ふる書」其十、其十三、其七と「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其十四は一つの書簡であることが判っている。「醒悟園より長谷信徒に與ふる書」其十の後に、其十三が続き、この後に、其七が来る。其七の「草々不備」の後に、「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其十四が続き、最後に其七の日付・宛名・書名がくる。この書によると、日臨は父親が死去する前に江戸へ出ており、最期に教化することができたという。年号は書かれていないが、三月十一日付の書状である。この日臨下関と日實の孫七に対する書考えたとき、文政五年六月に日實の

怒りが解けたのは、同年三月の日臨下関に際し、直接の弁明があつたことと考えるのが妥当であり、これにより父親の死去並びに日臨の下関は文政五年となる。さらに、これを裏付けるものとして、「最誠兄に贈る書」其一がある。これも年号は書かれていないが、十二月十日付の書である。この書に、「初冬如夢語、老師及大兄三矣、間闕有二百日矣」とある。初冬とは十月のこと、老師は日實のことであるから、十月より二百日前に、日臨は日實に居ることがわかる。先の三月十一日付の書が、醒悟園より出されていることから、三月十一日には、日臨は江戸より、身延に戻っている。文政五年は、一月が閏月の年で、十月より二百日遡ると、ちょうど二月中旬から三月の初旬となる。よって、これらをあわせて考えると、二つの書状とも文政五年の書で、この年の二月から三月の頭にかけての時期に、日臨は江戸へ出、両親に会い、また日實にも直接あつて、これまでの誤解を解いたものと思われる。この文政五年の時点で一切経の拝読がどの程度進んでいたかはわからないが、長年想い止めていた江戸帰還を両親の亡くなる前に果たしたのである。

(157) 「某尊者に上る書」『臨全』一八五、八頁。

(158) 「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其十二「臨全」二二二頁。「臨全」では、「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其十二が重複しているが、これらは一つの書簡であつた。二二三頁の「御安堵可被下候」以下に、二二二頁「次に潮光等」が続く。この頁の後に、二二〇頁の「不申それよりハ誦誦精進」が続く。「臨全」では、二二〇～二二一頁の其十二が、文政元年となつてゐるが、二つの書簡をひとつとして考えたとき、「且当年は野生廿七歳に罷成候」とあることから、文政二年の書簡となる（廿七年）を「廿七歳」に訂正。

(159) 「醒悟園より長谷信徒に與ふる書」其三「臨全」二二四頁。「潮音」を「潮音」に訂正。

(160) 林是幹「本妙日臨上人」(四)（身延教報）第二十六卷第十号 昭和八年十月三日発行。この中で島智良師の「本妙庵過去帳」が挙げられ、日臨と日晴の關係、また日晴と日實の關係について述べられている。この過去帳は昭和八年、本妙庵とともに焼失してしまつてゐる。

(161) 日晴上人曼荼羅本尊（山梨一部宗宝調査）(三) 南部町・富沢町所収。在実成寺。

(162) 「南部町誌」下卷 平成十一年十二月 一一五頁。日晴は敬信庵で子弟の教育、住民教化に専念し、当庵の最盛期を現出させたという。当地近隣には日晴筆の本尊が多数存在している。明治に至り、廃仏毀釈の影響により廢庵となり、現在はその跡地に柳島少年の家が建つてゐる。

(163) 妙俊院日寿「身延山坊跡録」下巻七頁。西谷清閑坊の箇所に「河原町同廣中師ノ溪舌庵西谷植林<sup>五</sup>引跡<sup>五</sup>東谷清閑坊、引之」とある。

(164) 「某尊者に上る書」「臨全」一八六頁。

(165) 桑名貞正「本妙日臨律師伝の研究」(「樓神」第六十一号所収)九二頁。

(166) 太玄院日沼は字を裕恩といい、堀之内妙法寺第十六世、飯高植林第二百二十一代玄義講主、同植林第百五十八世の化主をとめている。玄講は宝曆十一(一七六一)年二月、化主は天明元(一七八一)年二月の入山で、化主を務めた後、同年十月一日遷化している(藤井教詮編「歴代化主列名」(一八頁)では九月一日化とす)。

(167) 「身延山日晴書状」(庄司寿完編「堀之内妙法寺史料」所収)一五〇四～五頁。

(168) 守屋貫教「醒悟園開祖本妙律師小伝」「臨全」二五八頁参照。なお、文政五年の祈雨の際の、雨乞いの本尊が佐野弥兵衛の家に伝わっている(「臨全」二九六頁)というが、現在調査中であり、まだ確認できていない。佐野氏は、藤原氏の一流阿曾沼氏の子孫とされ、江戸時代には代々丸滝村の名主として栄えていた。同家には身延山・大野山をはじめ、南部妙浄寺など多くの寺院の歴代から本尊を授与されている。日臨在世前後の年代からその一部を挙げると、寛政十(一七九八)年戊午十月上旬三日付の身延山五十世教山院日沾上人の本尊、文化萬(一八〇九)年第六己巳龍集四月十三日付、「當山祖道前向拜之石橋施主」と脇書のある身延山第五十三世日奏から授与された本尊、天保二(一八三一)年龍集辛卯二月二十八日大吉禪付、「當山大下町岩切道普請因此勲功」と脇書のある身延山第五十八世是運院日環から授与された本尊がある。これらからもわかるように、日臨在世当時佐野氏はこの地方一帯においてかなりの力を持っていた。伝承によると、富士川に流れた物資で佐野家に着かない物はないといわれるほど、力を有していたという。弥兵衛という名は文化年間から三代に亘って見られるが、日臨に祈雨を懇請した際の弥兵衛は、嘉永三(一八五〇)年九月二十日に死去。法号を龍含院漸入日雲という(墓在丸滝妙法寺)。

(169) 守屋貫教「醒悟園開祖本妙律師小伝」「臨全」二五八頁。この引用文のあと、村人に伝わる日臨の奇瑞が載せられているが、ここにあるように、当時は石窟のある場所から富士川を望むことができ、下界を見渡せるほど視界が開けていた。現在はこの山全体が杉林と化しているが、これは後世の植林によるものであって、日臨当時には鬱蒼とした杉の木はなかった。また、当時は勿論現在本妙庵の隣に建つ釈迦牟尼堂もなかったから、書斎からは波木井川が望めたという。

(170) 「経巻供養塔並引」「臨全」一三五～六頁。原漢文。前半部をここでは簡単にしか述べなかったが、本文では次のように書か

れている。「夫れ文字は法身の氣命なり。五種の妙行一此に繋がる。余昔無知にして専ら理を謬り文字を軽んじ、経論呪章の古紙を以て、或は紙燃・焙茶と為し、壁障に粘し、火炉に投じ、斯謗法を造り、謂へらく罪無しと。後経律の嚴誠を聞き、皆諸を大逆と謂う。又先古へ路を人骨に標として以て流沙を渡り、寒心を崖に懸け雪山に攀じ、身を忘れて法を求む景躅を見、慚怖悚慄深く自ら責む」。

(171) 「醒悟園より長谷信徒に與ふる書」其四「臨全」二二四頁。(文政三年)九月二十一日付。この書状に「吾儕十人行道障礙なく候」と述べられていることから、文政三年の九月時点では、十人のものが醒悟園にいたことがわかる。だが、「最誠兄に贈る書」其十(年号不明)に「承り候所、江戸より亦両三人も此方へ来り度申もの有之よし、若鐵石の腸を具して道を求めるものならば、幾人にも御す、め可被遣候、若一端的の起り氣にて、進退人に從て動転する様なる億心にては、とても此方には忍び得ず候故、一向御無用に候」とあることから、文政三年から文政六年の四月まで醒悟園にいる間に、弟子は増えていったものと思われる。

(172) 「本妙日臨律師年表」『臨全』三〇九頁。

(173) 執行海秀「日蓮宗教学史」三一六頁。

(174) 「醒悟園記」『臨全』の巻頭口絵写真の下に記載。

(175) 「経巻供養塔並引」『臨全』一三六頁。

(176) 「為本妙和尚修法會願文」『臨全』二二三頁。「文政癸未(六)年十月二十三日 沙門最誠敬白」とある。

(177) 水戸三昧堂檀林は、茨城県常陸太田市に所在した。

(178) 「万代不易法律」『久昌寺文書』五九〜六四頁。

(179) 冠賢「関東諸檀林の形成と展開」(宮崎英修編『近世法華仏教の展開』所収四三一〜五頁)。

(180) 「日華上人に答ふる書」其一「臨全」一九一頁。

(181) 音馬実蔵「本妙律師小伝補遺」『臨全』二九八頁参照。

(182) 「日華上人に答ふる書」其二「臨全」一九三頁。

(183) 音馬実蔵「本妙律師小伝補遺」『臨全』二九八頁参照。

(184) 「久昌寺文書」一四二頁。



- (185) 影山堯雄等編『諸檀林並精貞法類』一九七頁。
- (186) 「生駒氏に寄する書」『充治園全集』第五編 五〇四頁。
- (187) 「本師日啓上人に奉る書」『臨全』二〇六頁。
- (188) 「朝田薩庵に與ふる書」其十四『臨全』一七八、九頁。
- (189) 「於波木井醒悟園爲本妙和尚修法會願文」『臨全』二三三頁。
- (190) 音馬実蔵「本妙律師小伝補遺」『臨全』二九九頁。
- (191) 「波木井殿御書」定本一九三二—二頁。
- (192) 「川越屋外二氏に與ふる書」『臨全』一四九頁。

付録

本妙日臨律師年表

世寿	年号	西紀	居住場所
一	寛政五	一七九三	江戸
一九	文化八	一八一—	
二〇	文化九	一八二—	飯高檀林
二二	文化十一	一八一四	
二三	文化十二	一八一五	身延山中
二四	文化十三	一八一六	深草・能勢
二五	文化十四	一八一七	

事蹟

江戸青山に生まれる。

十二月、出家。法運院日啓の弟子となる。正通日旨と名づく。

二月、下谷宗延寺重厚院日實の附弟となり、飯高檀林入檀。

六月、新談義をつとめる。

観心部へ昇進。

春、飯高退檀。この時点までに玄義部へ昇進。

六月、行全・前説・博濟等の同志と俱に雨畑の地にて七日七晩の荒行。

その後、身延山中に入り、行学に励む。この頃より本妙と名乗る。

冬、深草瑞光寺に移る。また、同時期に摂州西能勢長谷に行く。

初夏十又八日、長谷清徹庵にて『三大秘法之辯』草稿を著す。

秋、『三大秘法之辯』著す。

この年正月より前説病氣。

春より持病にて不快となる。

正月、文化十三年七月半ばより始めた一字三禮の撰経書写し終わる。

春中、『三大秘法之辯』薩庵に贈る。

二月十八日、瑞光寺にて、元政上人一五〇遠忌法要を修す。

五月、『本尊抄の注解』成就、薩庵に贈る。また、『題目和談抄』という平

仮名の本三冊母方へ贈る。

六月、能勢長谷村にて祈雨。

七月二日、『祈雨記』あらわす。

九月中旬、父母方へ『朝暮用心の記』二冊遣わす。

九月半ば過ぎより、病氣にて四十日間寝込み漸く十月二十八日床をあける。

この後も体調すぐれず。

この年の六月頃、薩庵の御内方死去。六月の書簡を最後に、薩庵音信不通となり、所在がつかめなくなる。妻の死を機に出家したものと思われる。

四月八日、西能勢金井道場清徹庵にて自誓受戒。

五月、恵正等と共に、伯州日野郡阿毘縁山解脱寺澄心日淳のもとに行く。

冬、深草に帰る。

年末、深草霞谷に自庵の建設に着手。

正月、自庵竹葉庵完成。

四月七日、金井道場において『本門自誓受戒作法草案』一卷を著す。

『一代藏経略要』一卷を著す。

三月七日、深草を三人の弟子と共に出発。

二十八日、身延到着。

四月八日、醒悟園の入佛開堂法要を行う。

六月、この頃病病にて苦しむ。

冬、経巻供養塔銘並びに引を作る。

二六 文政元 一八一八

阿毘縁

深草

二七 文政二 一八一九 深草・能勢

二八 文政三 一八二〇

醒悟園

三〇 文政五 一八三二

二、三月、江戸へ赴く。この頃父死去。父の亡くなる前に、教化を行う。

また、この江戸下関に際し、日實に謁見す。

六月八日、日實の勘気解けて、日實より波木井宗七に書状贈られる。

二十七日、遠州横砂妙龍寺徒弟西谷学徒隆稟と真宗林正寺住職了慶との会见より、後世横須賀問答という宗論起る。日臨、西谷檀林海周の名を以て『佛海微瀾』を著し、論敵権律師大壺を論破す。

夏、二十一ヶ村の請に応じ、大崩の三石山にて祈雨を行う。

十月、日實及び大兄最誠に二百日振りに謁す。

三一 文政六 一八三三 水戸

四月下旬、水戸慧日律庵の後住たるべき請を受ける。

五月十八日、水戸に入る。三昧堂檀林にて開講すること約四カ月。

九月十六日、発病。

十七日早朝遷化。

本妙日臨律師関係資料

一・曼荼羅本尊 一幅(六九・七×二二・九)文化十一年七月十日付 在長野県中野市壁田高山友規家

(右) 文化十一年甲戌稔七月上浣日

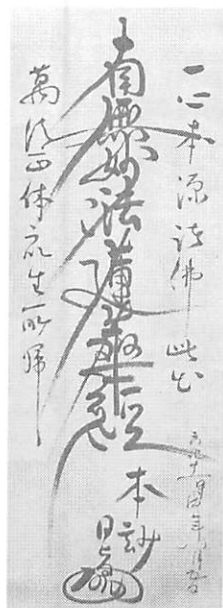
(中央) 本妙(花押)

(左) 授与之高山半七者也



二・曼荼羅本尊 一幅(五七・九×二一・五)文化十一年八月五日付 在長野県中野市壁田高山友規家

(右) 文化十一甲戌年八月五日  
(中央) 本妙日旨 (花押)



三、曼荼羅本尊 一幅 (二三・六×八・八) 文化十二年  
(二八一五) 二月付 在身延町波木井遠藤晴男家  
表(右) 文化十二乙亥龍集二月日

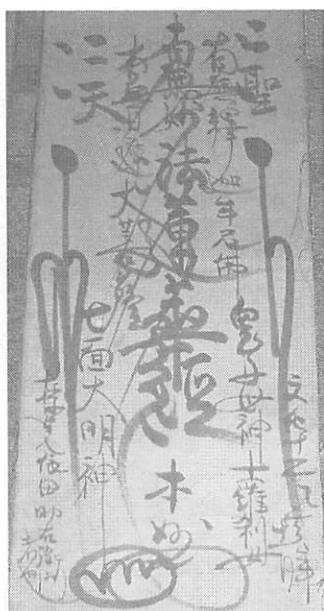
(中央) 本妙(花押)  
(左) 授与之遠藤孫七者也  
裏 這表醒悟園本妙日臨染毫本尊者遠藤孫七頂戴之処  
小泉氏之老母無二之信心故依之法尼江授与スル者  
也永末小泉氏之為什宝也

文政八乙酉年 証判 日晴 (花押)  
五月三日 前飯高方丈



四、曼荼羅本尊 一幅 (二九・五×一三・五) 文化十二  
年 (二八一五) 十一月付  
在身延町波木井依田サイコ家  
(右) 文化十二乙亥年十一月  
(中央) 本妙(花押)  
(左) 授与之依田助右衛門者也

※注 『臨全』二九六頁記載の「文政丁丑依田助右衛門授与本尊」は文化十二年の誤り



五、曼荼羅本尊 一幅 文化十二年(二八一五)十一月  
付 在波木井山円実寺

(右) 文化十二乙亥年十一月中流

(中央) 本妙(花押)

(左) 授与之茂兵衛者也

※注 『臨全』では在其家となっていたが、昭和六十  
一年九月の宗宝調査で波木井山円実寺にあるこ  
とがわかった。

『山梨県一部宗宝調査(一) 身延町・早川町』  
の波木井山円実寺の中に載せられている。



六、曼荼羅本尊 一幅(二〇〇・六×三六・七) 文政二  
(一八一九)年四月付 在身延町波木井遠藤晴男家

(右) 文政二巳卯年四月書之

(中央) 飯高方丈

日晴(花押)

二百三十四葉

(左) 感累歳供養兼再檀資助之志者也

日晴添書曰

(右) 祖山清閑坊二十年來読経正住院同廣日中師以  
降大律師醒悟園開祖本妙日臨染毫焉水戸於西  
山化滅

(左) 延山回祿后三堂再建感於材木運送竝人扶累歳  
月不怠抽丹精深信之禱爾南利契授遠藤孫七十二

世悉知成辯之守

※注 日晴の添書以外は日臨の筆である



七. 曼荼羅本尊 一幅(二〇〇・七×三五・九) 文政二年四月付 在身延町丸滝佐野昭家

(右) 文政二巳卯年四月書之

(中央) 飯高方丈

日晴(花押)

二百三十四世

(左) 感累歳供養兼再檀資助之志者也

※注 本妙律師の筆である



八. 曼荼羅本尊 一幅(四七・七×一六・一) 文政二(二八一九)年付 在醒悟園

(右) 文政卯春 飯高講経

(中央) 日晴(花押)

※ 本妙律師の筆である



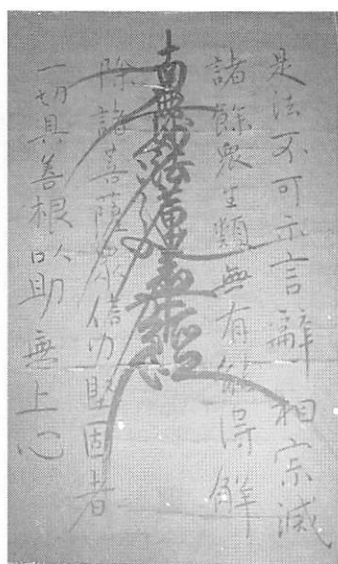
九. 醒悟園常住本尊 一幅(四七・〇×三〇・六) 在醒

悟園

印(二・〇×二・〇)あり

裏 本妙律師真筆本妙庵什四之内 身延七十五世日修

表装焉

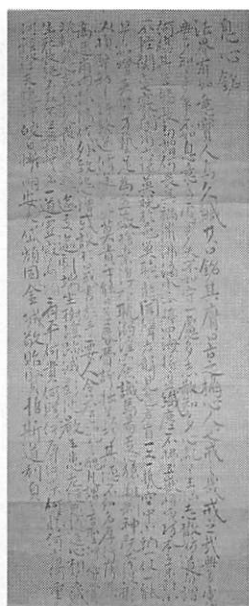


一〇・曼荼羅本尊 一幅（二三三・二×五六・一）年号不明 在長野県中野市壁田高山友規

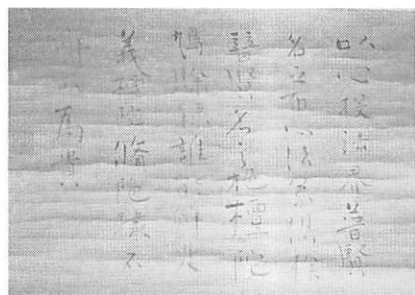


一一・息心銘 一幅（二二〇・八×五〇・九）在醒悟園裏 本妙律師真筆本妙庵什四之内 身延七十五世日修

表装焉



一二・唯心撮法界普賢 一幅（二八・三×四一・二）在醒悟園

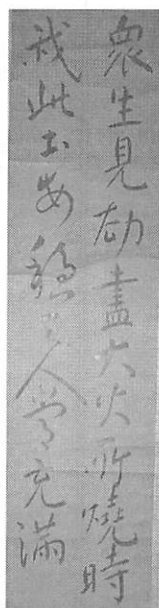


印（二・〇×二・〇）あり  
裏 本妙律師真筆本妙庵什四之内 身延七十五世日修裝焉  
日修裝焉  
惟時昭和廿五年六月七日唯誠院三十七回忌法要虔修之砌望月寬榮師所持本尊寄附

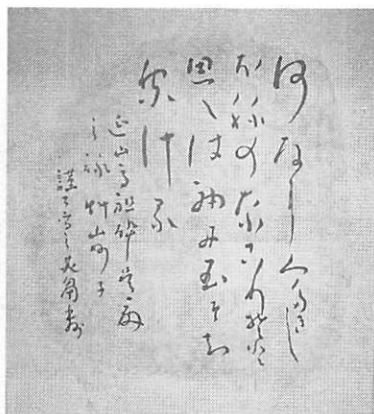


一三、衆生見劫盡等（我此土安穩等）一幅（一〇三・八  
×二五・五）在醒悟園

裏 本妙律師真筆本妙庵什四之内 身延七十五世日修  
裝之



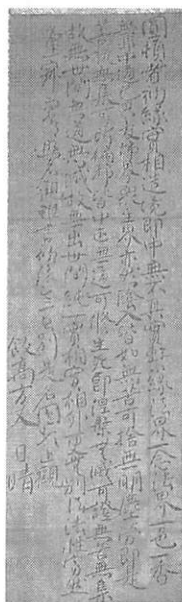
一四、草山御歌（一〇二・三×九一・二）在醒悟園



一五、圓頓者 一幅（四九・九×一四・九）在醒悟園

本妙日臨律師の研究（桑名）

飯高方丈 日晴  
印（三・五×三・〇）二つあり



一六、曼荼羅本尊 一幅（一三一・八×五三・〇）文政  
二年十月十六日付 在高山友規家

（右）文政二在歲巳卯稔十月十六日結縁之

記別先考躰蓮院法源日華信士

（中央）全飯高方丈

日晴（花押）

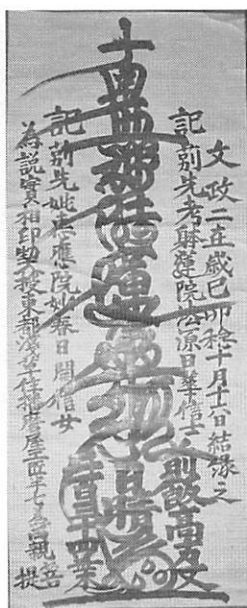
二百三十四世

（左）記別先妣惠應院妙春日開信女

為説実相印契授東都淺草住播磨屋工匠半七為兩

親菩提

※ この本尊により半七が浅草に住することが判明。



一七. 棟札 一面(縦三三・〇上巾一九・一下巾二〇・  
八肩三一・八厚一・八) 波木井孫七授与 文政五(一  
八二二)年八月八日付

在身延町波木井遠藤晴男家

表面 (中央) 花押

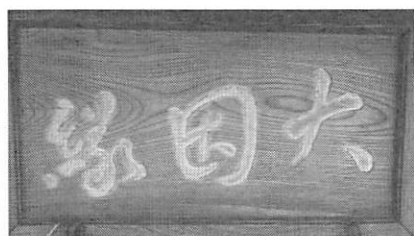
裏面 文政五壬午年

仲稚八日

直林子臨謹畷



一八. 大因縁 額一面(四三・八×八九・四) 在身延旭  
の祖師堂



※もと大縁坊と称す。文政四年正月身延山第五世日暹の代に了達が建立。大縁坊は波木井村と繋がりがあり、建立時期がちょうど日臨が醒悟園にいる時であるから、波木井村の人々の要請によって書いたものか。『坊跡録』の大縁坊の欄には「大因縁ノ三大字ノ額本妙日臨師之筆」(『身延山坊跡録』上 一九頁)とある。

一九. 靈窟 額一面(四〇・五×五四・八) 在身延旭の祖師堂

※注 『臨全』二九七頁記載の「靈閣」は靈窟の誤り



二〇 鬼子母神 額一面 在上ノ山十如坊



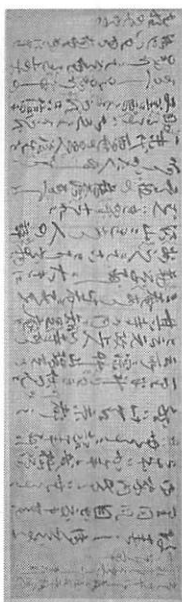
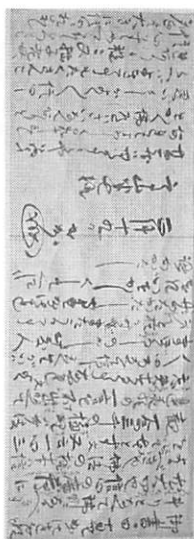
高山半七様

七月十七日 本妙（花押）

在長野県中野市壁田高山友規家

一・一 文化十三年七月十七日付

二二 高山半七に與ふる書（其二）一紙（二八・〇×四

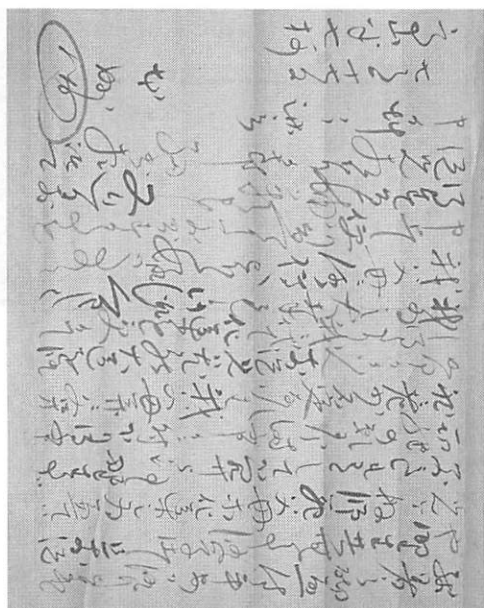


正月十九日 本妙（花押） 高山半七様

日付 在長野県中野市壁田高山友規家

五・五）（一六・二×四五・四）文化十三年正月十九

二一 高山半七に與ふる書（其一）二紙（一六・二×五

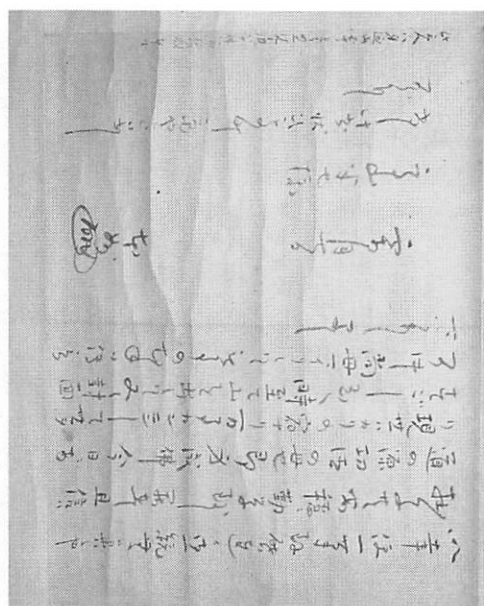


二三、高山半七に與ふる書(其三)一紙(二六・六×三五・七)(文化十三あるいは十四年)十一月七日付

在長野県中野市壁田高山友規家

霜月七日 本妙(花押)

高山半七様



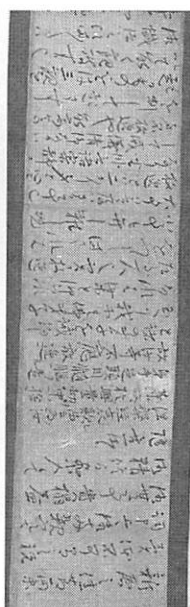
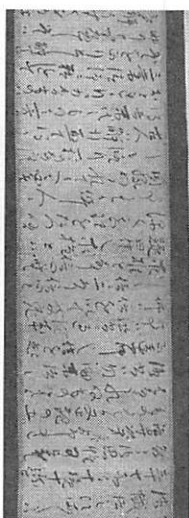
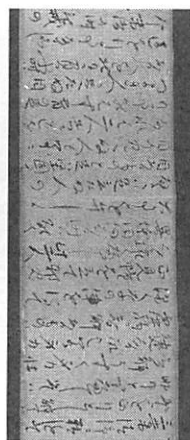
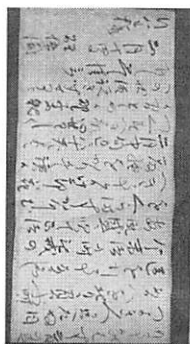
二四、行全に與ふる書 一紙 在中條長遠寺

正月十四日

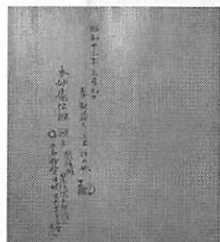
行全様

醒悟園

※注 『山梨県宗宝調査(五)若草町長遠寺・泉能寺』に記載



二五. 醒悟園位牌 一基（四五・〇×二一・六）在醒悟園



- |                |                |
|----------------|----------------|
| 一乘院日謙上人        | 海隨日岸法師         |
| 久遠成院日親上人       | 智秀院日義大德        |
| 慧明日燈和尚         | 潮光院日行法師        |
| 草山日政和尚         | 觀正日行法師         |
| 日朗菩薩           | 妙行院日孝法師        |
|                | 潮具院日明上人        |
| <b>南無妙法蓮華經</b> | <b>南無日蓮大菩薩</b> |
| 日像菩薩           | 唯誠院日精上人        |
| 一妙院日導上人        | 是明日葉大德         |
| 本妙日臨和尚         | 淨運日閑法師         |
| 孝順日昇和尚         | 泰樹日性法師         |
| 妙覺日健上人         | 快順日義法師         |
| 一妙院日孝上人        | 孝道日慧法師         |
| 妙春日惠法尼         |                |
|                | 顛妙院寒燈日学居士      |
|                | 妙応院日樹上人        |
|                | 一雨院日實上人        |
|                | 円淳日德法師         |

二六、心遂醒悟 額一面(三三・〇×一三〇・九) 在醒

悟園

身延日静



二七、最誠師より波木井孫七に贈る書 一紙(一六・九

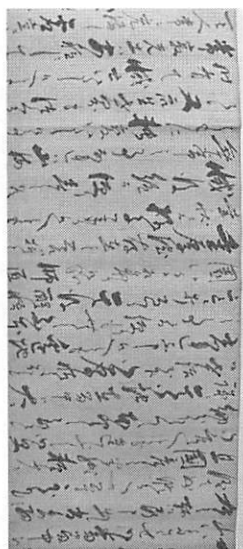
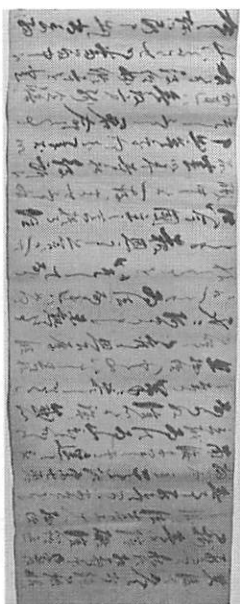
×一四〇・〇) 在身延町波木井遠藤晴男家

八月十日

波木井孫七様

土州要法寺

最誠改體蓮院(花押)





二八、日童師より波木井孫七に贈る書 一紙（一五・五

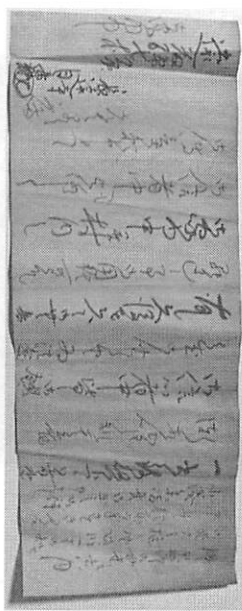
×四〇・三）在身延町波木井遠藤晴男家

遠藤孫七様

長遠寺

御家内中

日童（花押）



二九、祖師像（全長約十五cm）在長野県中野市壁田高山

友規家

伝高山半七常持像

本妙日臨律師の研究（桑名）

表 台座に日蓮と

花押あり



裏 中央に南無妙法蓮華

経 左右の文字不明



三〇、本妙日臨和尚肖像 一幅 在身延町波木井遠藤勇  
家

甲州波木井醒悟園安置

※ 文政六年孫七造立。昭和八年焼失。



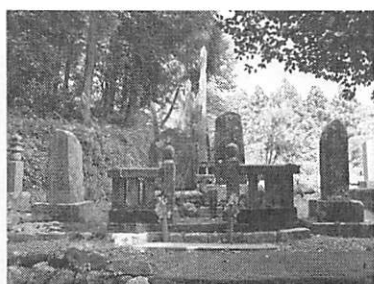
三二 本妙日臨和尚像 一体 在醒悟園

※ 昭和九年醒悟園再建時に造立されたもの

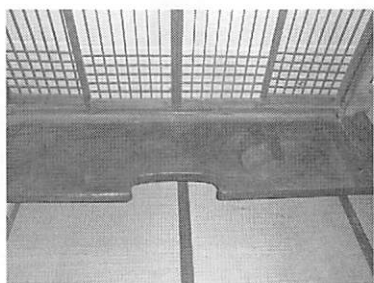


三三 本妙日臨和尚の墓 在醒悟園

もともと本妙日臨和尚の墓石一つであったが、大正十一年に醒悟園追慕会によって、左隣に「醒悟園記」の刻まれた石碑が建てられ、周囲も石の柵によって囲まれ整備された。



三三 本妙日臨和尚の机 在醒悟園





三四 禪定石 在醒悟園

※ 前頁の机の障子を開けると、この石が正面にある。石には何も刻まれていない。

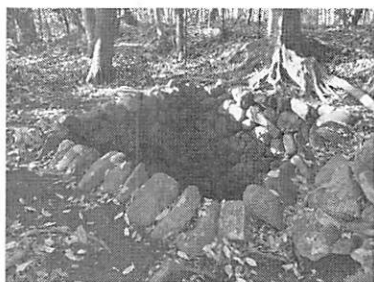


三五 石窟(二・五×二・五 深さ三・三)(単位メートル) 在醒悟園

※注 石窟の深さは現時点では三・三メートルであるが、落ち葉で埋まってしまっているので実際はもっと深い

三六 見神の滝と題目塔・標柱 早川町雨畑

※ 雨畑における修行はこの滝で行われた。落差四二メートルの直瀑で標高五五〇メートルに位置する。



※ 昭和四十九年五月十日、藤井日達師によって建立。



相承(資料二五・醒悟園位牌の年代順)

- 一、日蓮大菩薩 承久四(一二三二)年二月十六日〜弘安五(一二八二)年十月十三日 六十一歳
- 二、日朗菩薩 寛元三(一二四五)年四月八日〜元応二(一二三〇)年一月二十一日 七十六歳
- 三、日像菩薩(龍華樹院日像上人) 文永六(一二六九)年〜康永元(一二四二)年十一月十三日 七十四歳

四、久遠成院日親上人 応永十四(二四〇七)年〜長享

二(一四八八)年九月十七日 八十二歳

五、草山日政和尚 元和九(二六二三)年二月二十三日

〜寛文八(二六六八)年二月十八日 四十六歳

六、慧明日燈和尚 寛永十九(二六四二)年〜享保二

(二七一七)年九月十二日 七十六歳

七、一妙院日導上人 享保九(二七二四)年〜寛政元

(二七八九)年七月二日 六十六歳

八、本妙日臨和尚 寛政五(二七九三)年〜文政六(一

八二三)年九月十七日 三十一歳 ☆

九、孝道日慧法師 文政五(二八三二)年八月二十五日

示寂 ☆

一〇、浄運日閑法師 文政六(二八三三)年三月十四日

示寂 ☆

一一、孝順日昇和尚 文政六(二八三三)年十一月二十

三日示寂 ☆

一二、観正日行法師 文政六(二八三三)年十二月七日

示寂 ☆

一三、海隨日岸法師 文政八(二八二五)年正月二十七

日示寂 ☆

一四、潮光院日行法師 天保四(一八三三)年五月五日

示寂 当庵在住 ☆

一五、秦樹日性法師 嘉永二（一八四九）年正月十一日

示寂 ☆

一六、潮具院日明上人 安政二（一八五五）年十二月九日

日示寂 ☆

一七、快順日義法師 安政三（一八五六）年五月十八日

示寂 ☆

一八、是明日葉大徳 明治二五（一八九二）年旧七月

十四日示寂 六十一歳 本妙庵主良法こと ☆

一九、妙応院日樹上人 明治三十三（一九〇〇）年三月

十八日示寂

二〇、妙行院日孝法師 明治三十六（一九〇三）年旧七

月八日示寂 ☆

二一、唯誠院日精上人 大正三（一九一四）年六月七日

示寂 当庵中興 島智良 ☆

二二、智秀院日義大徳 大正五（一九一六）年九月二日

示寂 当庵在住 ☆

二三、一雨院日實上人 大正十四（一九二五）年十二月

二十九日示寂 体具山三十三世 ☆

二四、一乘院日謙上人 昭和十八（一九四三）年九月二

十三日延山八十三世 七十九歳

二五、円淳日徳法師 昭和二十三（一九四八）年五月三

十日示寂 齊藤辰三郎 七十二歳 ☆

二六、妙覚日健上人 昭和二十五（一九五〇）年二月六

日示寂 室住家

二七、一妙院日孝上人 昭和五十八（一九八三）年一月

二十四日示寂 八十歳 室住一妙

二八、妙春日恵法尼 昭和五十五（一九八〇）年六月五

日示寂 八十五歳 室住しま

☆ 〓本妙庵に墓あり（本妙庵の過去帳・墓参照）

註 「野生のみならず法器のものも有之候へ共、同じく身体

堅固ならず候」（某尊者に上る書）『臨全』一八七頁）と

文政三年にいうように、日臨と同年、またその前後に遷化

した者が多いことがわかる。

### 日臨の門下

・『叢書』に載せられる門下

前説、堯山日輝、行全日道、黄耆、孝順日昇、博濟、教

清、潮音、孝賀、誠愼、誠敬、慧南、恵正、日宸、妙光

日京、恵中日孝、達玄、知法師、信浄、浄運日閑、見性

日行、孝道日慧、海隨日岸 (二十三名)

・『臨全』に載せられる門下

『叢書』に載せられる弟子 (二十三名) + 潮光、慧聞

(二十五名)

・今回新たに追加した門下

真明、巨舜、日童、最誠、寿仙 (計 三十名)

一、前説 房州出身。法運院日啓の弟子で、書簡中前説兄とあることから日臨の兄弟子であると思われる。

「前節兄は尤生死の大道を修し得たり、我に代て化導を受候て」(高山半七に與ふる書)其二『臨全』

一八二頁)とあり、日臨からの信頼も厚い。檀林退檀時より日臨と行動を共にし、深草平樂庵にても同室にて修行する。文化十三年正月より病起こり、命

終わることを覚悟するも徐々に回復す。文化十四年六月より能勢長谷村で唱題三昧に入るも、勞衰甚だ

しく日夜安臥のみにしてむなしく時を過す(前説より朝田薩庵に贈る書)『臨全』二四〇頁)。前説

は日臨と同じく日啓の弟子であったから、長谷信徒

とも深い関係を持っていた。高山半七・川越屋・箔屋・左官弥兵衛・薩庵と面識あり。

二、堯山日輝 優陀那日輝。安政六(一八五九)年二月二十三日寂。六十歳。日臨との関係については、本文一〇四頁参照。

三、行全日道 浅草福井町の出身。大塚本伝寺隨応院日芳の弟子。日臨から行全に与えられた書簡「行全に與ふる書」一通が『臨全』に載せられている。日臨より二歳年上で、行全はその書状の中で、日臨から「行全公」(『臨全』二〇四頁)と呼ばれている。安

政六(一八五九)年十月十八日、六十九歳にして示寂。東京本所法恩寺に埋葬される。退檀以降行動を共にし、日臨に師事し、日臨滅後は江戸に隠棲する。

四、前説・川越屋・箔屋・左官弥兵衛・薩庵と面識あり。黄著 詳細不明。日臨より『本門自誓受戒作法草案』(文政二年四月七日撰)が与えられている(『臨全』一三〇頁)。

五、孝順日昇 行全日道の同学兄弟で、文政六年十一月二十三日遷化。醒悟園に墓あり。東京本所の法恩寺に三師一塔の墓碑があり、そこに日臨の分骨と行全の全身、日昇の拂子が埋められている(『臨全』二

四八〇九頁。

六、博濟 日臨檀林退檀時より同行したものとされる。

共に雨畑で修行を行っている（「博濟師より大島宗七に贈る書」『臨全』二四二頁）。

七、教清 上ノ山頭盛坊に住す。朝田薩庵、豊泉宗七と面識あり（『臨全』二三九〜四〇頁）。

八、潮音 潮音日覚。能勢長谷出身。文政元年頃入信。

はじめ、初心の者として日臨の下で行学に励む。文政三年西谷檀林にて新説をつとめる。同年日晴の附

弟となり、飯高檀林へ横入れする。詳細本文参照。

九、孝賀 朝田薩庵。本文参照。

一〇、誠慎 詳細不明。「唐沢永隆に與ふる書」に「今

日も法門相記し上度候得共、急にて隙を不得、よつて、誠慎がうつし置候手紙の文を上候」とその名が出てくるのみである。

一一、誠敬 不明。

一二、慧南 不明。

一三、恵正 東都浅草出身。文化十三年頃日臨の元で出家。阿毘縁山へ同行（『臨全』二四三頁）。薩庵の御

内方死去に際し、「随分御回向申候」（『臨全』一七一頁）いうように、薩庵と深い関係あり。父西宮善

藏、朝田薩庵と面識あり。善藏、文政二年、草山に

来たりて、江戸への帰路、日臨の書簡を持ち酒匂村本典寺に入ったところ、偶然出家した孝賀（薩庵）

に出会う。ここで初めて薩庵が出家した事実が発覚した。

一四、玉沢日宸 日宸・日京・日孝共に水戸檀林で日臨の講義を聞いて会下に参じ、日臨の門人として活躍

し、充治園の俊秀のために道を拓いたという。

一五、妙光日京

一六、恵忠日孝

一七、達玄 不明。

一八、知法師 不明。

一九、信淨 遠藤孫七の弟。身延山中における修行時代に弟子となる。醒悟園はもと弟子信淨が隠棲のために発起したもの。詳細本文参照。

二〇、淨運日閑 文政六（一八一三）年三月十四日示寂。墓醒悟園にあり。

二一、見性日行 観正日行法師のことか。文政六（一八一三）年十二月七日示寂（『叢書』・『臨全』では文

政六年十二月十日となっている）。墓醒悟園にあり。

二二、孝道日慧 文政五（一八一二）年八月二十五日示

寂。墓醒悟園にあり。

二三、海隨日岸 文政八（一八二五）年正月二十七日示寂。墓醒悟園にあり。

二四、潮光 能勢長谷出身。潮音と同じく文政元年頃入信。文政三年頃まで、潮音と潮光は共に行動しており、書簡中においては名前が併記されることが多い。

二五、慧聞 不明。

二六、真明 いつ頃よりかは不明であるが、日臨に隨身する。日臨遷化の後、加賀の国にいる優陀那日輝を尋ね、その地において随学する。日輝隨身の衆僧数多くいる中で、徳行には真明とまず名を挙げられるほどの者であった（『日輝和上傳記』『充治園全集』第五編 五一三・五一七頁）。

二七、巨舜 後の村上日治（一真院日治）。後に静岡感応寺に入り、明治十三（一八八〇）年八月三十日寂。八十四歳。醒悟園で最誠・堯山と共に修行す（小野文光「素描・近代日蓮宗の教学者」、『福神』第一号所収 一九九九年七月）一四九頁参照。

二八、日童 日臨の母の死を孫七に伝えている（『日童師より波木井孫七に贈る書』『臨全』二三八〜九頁資料二八）。同書簡の署名が長遠寺日童となってい

る。長遠寺は東京、神奈川、山梨、千葉等多くの地にあるが、母の死を知らせることと、「小湊参詣旁御出之義御待申上候」（『臨全』二三八頁）とあるから、東京浅草の安立山長遠寺ではないかと思われる。

二九、最誠 體蓮院日擬。安政三（一八五六）年八月二十一日寂。六十一歳。土佐出身。重厚院日實の弟子で、日臨の兄弟子にあたる。日臨より最誠に与えられた書簡「最誠兄に贈る書」十簡が『臨全』に載せられている。『臨全』の中で、弟子に与えられた書簡は、この「最誠兄に贈る書」と先の「行全に與ふる書」のみである。最誠は書簡中「大兄」、「公」と呼ばれており、日臨の兄弟子ではあるが、日臨のことを「本妙師」と呼び、日臨の最も信頼の寄せる門下として、日臨から多くの化導を受けている。門下の中でも一番の上分で、日臨の五七日忌、七七日忌では願文を表白している。日臨の滅後、帰国し土佐要法寺三十二世となる。最誠住職中、波木井宗七、最誠に醒悟園の後住たらんことを請い、身延より土佐まで赴く。最誠その請待に応えようとするも、国主の許可下りずして断念する。その旨を記した「最誠師より波木井孫七に贈る書」が、資料二七として

載せる書簡である。最誠は日臨の教風を世に伝えるべく、弟子の誠研を日輝の充治園に入れていた。誠研、後の名を自厚院日鑑、身延山中興三師、薩・鑑・修と評される中の一人、身延山第七十四世吉川日鑑である。日鑑は六歳で體蓮院日凝の弟子となり、十五歳弘法院檀林に学ぶ。十六歳の時、日凝が要法寺三十二世に転住するに従って塔中、壽仙院の主となった。この後飯高檀林に学び、二十三歳の時、最誠によって充治園に送り出され、日薩、日修、日昇らと共に行学に励んだのであった。

三〇. 寿仙 「最誠兄に贈る書」其一にその名が出る。

同書簡中「与三寿仙兄共ニ読<sup>レ</sup>テ之、発<sup>キ</sup>バ一清談<sup>ヲ</sup>、則大幸<sup>ナ</sup>リ矣」(『臨全』一九四頁)とある。最誠同様寿仙兄と呼んでおり、日臨の兄弟子かと思われる。日臨は最誠と共に寿仙に対しても教化を行っていることがわかる。

### 外護者

『臨全』書簡編に収められる日臨より外護者に与えられた書簡

本妙日臨律師の研究(桑名)

- 一. 川越屋外二に與ふる書 一通
  - 二. 朝田薩庵に與ふる書 十七通
  - 三. 高山半七に與ふる書 三通
  - 四. 唐沢永隆に與ふる書 一通
  - 五. 大島直藏に與ふる書 一通
  - 六. 長谷信徒に與ふる書 二十六通(身延山中より一通、金井道場より二通、深草平樂庵より十三通、醒悟園より 十通)
  - 川越屋外二・朝田薩庵・高山半七……江戸
  - 唐沢永隆……不明
  - 大島直藏……雨畑
  - 長谷信徒……能勢長谷
- この他、「遁世の身にても、身延辺や、江戸表など遁れ難き地縁ありて、書状などひま入り候」(朝田薩庵に與ふる書)其十四『臨全』一七六頁)とあるように、波木井を中心とする身延の人々へも書状が送られていた。よって、日臨の外護者は大別して江戸、長谷、身延波木井の三つのグループに分けられる。
- 日臨から信者に宛てられた書簡から見られる信者は次の表の通りである。

書簡名	年号	宛名	差出場所	書簡中に見られる名
川越屋外二に與ふる書	文化十二年正月五日	川越屋正兵衛様 左官弥兵衛様 箔屋平二郎様	江戸	賀々八殿、斎藤嘉良兵衛様、小笠原の西村氏、ほつ田原の源六、前説、行全
朝田薩庵に與ふる書 其一	文化十一年十月三日	朝田源六様	江戸	鳥海氏、菊池氏、前説、行全
朝田薩庵に與ふる書 其二	文化十二年正月五日		江戸	
朝田薩庵に與ふる書 其三	文化十三年三月四日	朝田源六様	江戸	鳥海氏、はくや
朝田薩庵に與ふる書 其四	文化十三年四月九日	朝田源六様	江戸	
朝田薩庵に與ふる書 其五	文化十二年五月十日	朝田源六様	江戸	鳥海氏
朝田薩庵に與ふる書 其六	文化十三年六月十二日	薩庵老人	江戸	竹かしの西村八十八、箔屋
朝田薩庵に與ふる書 其七	文化十三年八月十三日	朝田源六様	江戸	智禪老尼
朝田薩庵に與ふる書 其八	文化十三年九月二十九日	朝田薩庵	江戸	はくや、川越や、母方、惠正
朝田薩庵に與ふる書 其九	文化十三年十一月二十三日		江戸	
朝田薩庵に與ふる書 其十	文化十四年夏		江戸	御内方、惠正、行全
朝田薩庵に與ふる書 其十一	文化十三年九月十二日	朝田薩庵老人	江戸	惠正、老母、日實師
朝田薩庵に與ふる書 其十二	文化十三年	薩庵老人	江戸	惠正、前説
朝田薩庵に與ふる書 其十三	文化十三年正月七日	薩庵老人	江戸	宗延寺、母方、はくや、
朝田薩庵に與ふる書 其十四	文化十四年五月十八日	薩庵法師	江戸	神田天神下、母方、行全、半七、斎藤不言斎、小笠原の西村、ハクヤ、川越や、荻野八百吉殿



朝田薩庵に與ふる書 其十五	文化十四年九月三日夜	孝賀法師	江戸	両親
朝田薩庵に與ふる書 其十六	文化十四年十一月十六日	薩庵貴老人	江戸	母方、下谷にて前に役僧被致候東漸院と申人、白銀町川越や、花川戸の人
朝田薩庵に與ふる書 其十七	文政二年四月十二日	孝賀上人	酒匂本典寺	恵正、淨永寺尊師
高山半七に與ふる書 其一	文化十三年正月十九日	高山半七様	江戸	叶や伊兵衛様、七屋長二郎、御家内皆々、甚蔵、御内方、老母
高山半七に與ふる書 其二	文政元年か七月十七日	高山半七様	江戸	前説兄、師範、父母
高山半七に與ふる書 其三	霜月七日	高山半七様	江戸	母
唐沢永隆に與ふる書	文政?年正月十四日	唐沢永隆様	不明	誠慎
大島直蔵に與ふる書	文政五年	直蔵殿	雨畑	
身延山中より長谷信徒に與ふる書	文化十一年六月二十三日	中上栄蔵様 谷口仁兵衛様 周佐兵衛様 其外	長谷	貞順と申す医師、八幡山師範
金井道場より長谷信徒に與ふる書 其一	文化十三年七月十四日		長谷	日啓師、日實師、前説、
金井道場より長谷信徒に與ふる書 其二	文化十四年か七月廿七日	中上善右衛門様	長谷	
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 其一	文化十四年か(訂正・日付なし)	中上善右衛門様 大上宗兵衛様(訂正:この二名のみ)	長谷	前説

深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 其二	文化十四年五月廿三日	中上善右衛門様	長谷	文吾様、おもち様、恵正、前説、大上両家、桐谷、ミの谷、お辨様、おりく様、おとき様
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 其三	文政二年七月二日		長谷	恵正、中上氏
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 其四	文政元年六月	中上善右衛門様	長谷	お辨様、文吾様、おもち様、江戸並びに下総の師範、
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 其五	文化十四年八月十三日	中上善右衛門様	長谷	前説、恵正、於辨さま、文吾様、於ミち様、
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 其六	文化十四年二月四日	中上善右衛門様等 御信者中	長谷	お辨善女、妙圓寺上人(日聡)、関東八幡山師範方、
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 其七	文化十四年十一月三日	中氏善宿男	長谷	谷口仁右衛門様、お辨様、恵正、文吾様、おもち様、大上治左衛門、大上父子、桐谷、角田、
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 其八	文化十四年十一月三日	長谷惣御信者中様	長谷	前説、
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 其九	文化十四年霜月五日	中上善右衛門様	長谷	恵正、前説、お辨様、お美知様、文吾様、
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 其十	文政元年冬		長谷	潮音、師範、江戸の師僧、父母、潮光、啓全、行全、
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 其十一	文化十四年十一月三日	信者御講中様	長谷	妙圓寺様、

深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 其十一、其十二	文政二年		長谷	御寺上人棟、師範、谷口七左衛門殿、谷口仁兵衛殿、辨との、森上要藏殿、潮光、次左衛門殿、潮音、草山庵主、立本寺日延上人、
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 其十四	文化十三か十四年		長谷	前説、
醒悟園より長谷信徒に與ふる書 其一	文政三年		長谷	植松利兵衛殿
醒悟園より長谷信徒に與ふる書 其二	文政三年		長谷	潮音
醒悟園より長谷信徒に與ふる書 其三	文政三年		長谷	潮音、日晴聖人、上松
醒悟園より長谷信徒に與ふる書 其四、其五	文政三年九月一日	長谷村御信者中	長谷	中上氏、妙圓寺上人、潮音、波木井孫七
醒悟園より長谷信徒に與ふる書 其六	文政四年		長谷	ミの谷喜右衛門殿、大上大介殿、常七殿
醒悟園より長谷信徒に與ふる書 其七、其十、其十三、深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 其十四	文政五年三月十一日	中上善右衛門様惣信者中	長谷	谷口、父、文吾様、お辨さま
醒悟園より長谷信徒に與ふる書 其八	文政四、五年四月六日		長谷	喜兵衛殿、

醒悟園より長谷信徒に與ふる書其九	文政三年四月十七日	長谷村御信者衆中	長谷	潮音
醒悟園より長谷信徒に與ふる書其十一	文政四、五年		長谷	
醒悟園より長谷信徒に與ふる書其十二			長谷	谷口

江戸グループ

書簡から見られる江戸の信者は、

朝田薩庵、薩庵の家内、菊池、鳥海、斉藤不言齊、竹かしの西村八十八、小笠原の西村（竹かしの西村八十八と同一か）、荻野八百吉、川越屋正兵衛、箔屋平二郎、左官弥兵衛、斉藤喜良兵衛、賀々八、高山半七、半七家内、叶や伊兵衛、七屋長二郎、甚蔵である。またさらに、本尊類・『臨全』の注記からわかる信者に、

高山周蔵、西宮清左衛門、西宮善蔵

がいる。

川越屋正兵衛、箔屋平二郎、左官弥兵衛の三名は連名で書簡が与えられ、三人寄り合つてよく考えて読むように言われている。この三人を中心とするグループは毎月

六日集まって、日臨、前説、行全等のために唱題行を勤めていた（『臨全』一四八〜一五一頁）。川越屋は「白銀町川越や」と呼ばれていることから、白銀町に住んでいることがわかる。

薩庵、半七は本文で述べたように、浅草に住んでいた。また、西宮清左衛門、西宮善蔵も浅草の人であり、江戸の信者は浅草周辺の者が多い。よって、日臨はこれらの信者たちの中で育ち、法華信仰の環境に身を置いたものと考えられる。

能勢長谷グループ

書簡から見られる長谷の信者は、

中上栄蔵（善右衛門）、谷口仁兵衛、大上治左衛門、大上大介、常七、文吾、おみち（美知）、桐谷（喜右衛門）、ミの谷喜右衛門（桐谷喜右衛門と同一か）、中上辨

(中上善右衛門の妻)、おりく、おとき、角田、谷口仁右衛門、谷口七左衛門、森上要蔵、次左衛門(大上治左衛門と同一人物か)、植松利兵衛、喜兵衛である。さらに、本尊類から見られる信者に

土井源衛門、大植宇兵衛、上田林造、新谷兵右衛門、門田與兵衛、谷口安右衛門、宿○文蔵、藪下喜兵衛、村山定七、藪宗兵衛が

いる。本文中にも述べたが、中上栄蔵(後に善右衛門)がこの講中の中心であった。書簡の多くが中上に宛てて出され、中上の口から信者中に日臨の化導が伝えられていた。

### 身延の人々

江戸、長谷に宛てて出された書簡は多く残っているが、身延波木井の信者に宛てて出された書簡は『臨全』に載せられていない。身延周辺においては、雨畑の地に住する大島直蔵に宛てて出された書簡が残るのみである。よって、日臨の書簡から見られる身延の信者は、波木井孫七(遠藤孫七)、遠藤信浄、大島直蔵と少ない。だが、弟子の書簡、また授与された本尊類から多くの名を見ることが

本妙日臨律師の研究(桑名)

ができる。

豊泉宗七(波木井宗七)、大島宗七、(大島)直吉、佐兵衛、経が島、古屋、池上(以上書簡から)、藤田太七、堀内忠八、茂兵衛、遠藤長吉、望月周蔵、大島惣吉、望月甚蔵、依田源十郎、依田助右衛門(以上授与本尊から)がそれである。

最誠から孫七、宗七に与えられた書簡が三通『臨全』にある。資料二七はその一つであるが、その中で宗七は日臨亡き後の醒悟園に最誠を迎え入れようと身延から遙々土佐の地へ訪れている。

### 書簡中に見られる署名

署名	年号
本妙	文化十一年
朝田薩庵に與ふる書 (其一) 十月三日	文化十二年
朝田薩庵に與ふる書(其二) 正月五日 川越屋外二氏に與ふる書 正月五日 朝田薩庵に與ふる書(其五) 五月十日↓	

正通	身延山中より長谷信徒に與ふる書 六月二十三日	
正通本妙		
平楽庵		
醒悟園		

文化十三年

高山半七に與ふる書 (其一)	正月一日
朝田薩庵に與ふる書 (其二)	三月四日
朝田薩庵に與ふる書 (其四)	四月九日
朝田薩庵に與ふる書 (其六)	六月十二日 <sup>②</sup>
朝田薩庵に與ふる書 (其七)	八月十三日 <sup>③</sup>
朝田薩庵に與ふる書 (其十一)	九月十二日 <sup>④</sup>
朝田薩庵に與ふる書 (其八)	九月二十九日 <sup>⑤</sup>
朝田薩庵に與ふる書 (其十二)	<sup>⑥</sup>
朝田薩庵に與ふる書 (其九)	十一月二十三日 <sup>⑦</sup>
本師日啓上人に奉る書	二月三日

文化十四年

朝田薩庵に與ふる書 (其十三)	正月七日 <sup>⑧</sup>
朝田薩庵に與ふる書 (其十四)	五月十八日 <sup>⑨</sup>
朝田薩庵に與ふる書 (其十) 夏	
朝田薩庵に與ふる書 (其十五)	九月三日 <sup>⑩</sup>
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 (其一)	正月廿八日 <sup>⑪</sup>
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 (其六)	二月四日 <sup>⑫</sup>
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 (其二)	五月二十三日 <sup>⑬</sup>
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 (其五)	八月十三日 <sup>⑭</sup>
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 (其七)	十一月三日 <sup>⑮</sup>
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 (其八)	十一月三日 <sup>⑯</sup>
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 (其十一)	十一月三日 <sup>⑰</sup>
深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書 (其九)	霜月五日 <sup>⑱</sup>
朝田薩庵に與ふる書 (其十六)	十一月十六日 <sup>⑲</sup>

文政元年

高山半七に與ふる書 (其二)	七月十七日 <sup>⑳</sup>
朝田薩庵に與ふる書 (其十七)	四月十二日 <sup>㉑</sup>

文政二年

深草平樂庵より長谷信徒に與ふる書(其四) 六月 <sup>22)</sup>	
深草平樂庵より長谷信徒に與ふる書(其三) 七月二日 <sup>23)</sup>	

文政三年	醒悟園より長谷信徒に與ふる書(其九) 四月十七日 <sup>24)</sup>
文政五年	醒悟園より長谷信徒に與ふる書(其十) + (其十三) + (其七) + 深草平樂庵より長谷信徒に與ふる書(其十四) 三月十一日 <sup>25)</sup> 大島直成に與ふる書(醒悟) <sup>26)</sup>

文政四年あるいは文政五年	日華上人に答ふる書(其一) 五月八日 日華上人に答ふる書(其二) 五月八日
行全に與ふる書 正月十四日 <sup>27)</sup>	

年号不明	高山半七に與ふる書(其三) 霜月七日 最誠兄に贈る書(其九) 金井道場より長谷信徒に與ふる書(其二) 七月廿七日 <sup>28)</sup>	二十四通 三通
唐沢永隆に與ふる書 正月十四日(醒悟)		五通
		九通
		二通
合計		

註

(1) 「朝田薩庵に與ふる書」其三は文化十三年三月三日付の書簡であるが、その中で「正月の便に相おくり候額面相達し候や、又間に合い候や」〔臨全〕一五五頁〕とある。本書簡では「然らば額面御頼に付き相認申候」〔臨全〕一六〇頁〕とあり、この時点で薩庵より額面の依頼を受け承諾したことがわかる。文化十三年の正月には依頼を受けた額面を薩庵に送っていることがわかるから、本書簡はその前年の文化十二年のものとなる。

(2) 「拙子草山に來りてより、勤学大いに進み、書物たくさんにて、何よりもよろこばしく候、一日一日清浄に乞食を行じて、世間にはまじはり不申」〔臨全〕一六四頁〕とあり、深草における充実した生活振りが窺がえる。このような状況は深草に移っての早い段階に限られるものであるから、文化十三年の書簡であると考えられる。

(3) 「又先日額面寸方相等相違候は、御申越可被成候」〔臨全〕一六五頁〕とあり、「朝田薩庵に與ふる書」其三以降の書簡であることがわかる。これ以降額面についてのやり取りは見られず、額面を送った文化十三年と同年のものであると考えられる。

(4) 註9にあるように、薩庵は文化十三年に本尊抄の注解を頼んでいる。本書簡に「又本尊抄拜見相伝の事承知致候」〔臨全〕一七二頁〕とあり、この書簡にて本尊抄の注解の

依頼を承諾していることがわかるから、文化十三年の書状となる。

(5) 「惠正発心、近頃は食事等も大方なれ、勤めやすく候様申候、御あんじ被成間敷候」〔臨全〕一六八頁〕とある。惠正については「朝田薩庵に與ふる書」其十一にはじめて「惠正無事にて修行致し候」と出てくる。惠正は文化十三年に出家したと考えられるから本書は文化十三年のものであると思われる。

(6) 本書は薩庵の九月十日の書簡を受けてのものであるから、九月頃のものである。この中で「道中難儀の由」〔臨全〕一七二頁〕とあり、文化十三年の「朝田薩庵に與ふる書」其十一の内容と一致する。また、「本尊抄の私記一卷注してをくり可申候、但し教示と云、自身の学問と云、たくはつと云、繁多の事に候へば、急にも書き難く候へ共、御神妙に候へば、不違相認可申候」〔臨全〕一七五頁〕とあることから、註7より文化十三年であることがわかる。

(7) 文化十四年の十一月には、深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書（其十六）からわかるように、薩庵からの書状が六月より途絶え、まったく薩庵の動向が掴めなくなっている。そのような中で、本書のように法門の事について教示をするのはおかしい。よって、文化十四年以前のものとされる。また、文化十二年のこの時期は、ちょうど身延山中から深草に移る時であるから、そのことに一切触れず、忙しい中



において教示を行うのもおかしい。よって文化十三年の書簡ではないかと思われる。

- (8) 「金井道場より長谷信徒に與ふる書」は七月十四日付で年号は記されていないが、その内容から「臨全」において文化十三年の書簡とされている。その中で「一字三禮の妙經要文書写仕候処」(「臨全」二〇九頁)とある。よって、文化十三年七月頃に一字三禮の妙經要文の書写を始めたことがわかる。本書には「此節一字三禮之撰經書写仕り」(「臨全」一七六頁)とあり、少なくとも文化十三年以降の書簡であることがわかる。また、「撰本尊抄之注解繁多にして未成就申さず、半に至り」(「臨全」一七六頁)とあり、註6、註9より、本書は文化十四年のものであることがわかる。

- (9) 本書簡には「去年來御願望の本尊抄の注解成就致し候間、此度相贈り申候」(「臨全」一七七頁)とある。これは、文化十四年十一月十六日付の「朝田薩庵に與ふる書」其十六にある「然るは当五月中、観心本尊抄の注解一卷した、め(中略)其外貫所様へ達し候書翰等、取揃差出し候ひしか」(「臨全」一八〇頁)の内容と一致する。よって、本書簡も文化十四年の書状となる。

- (10) 本書簡には「此度會違師下関に付き、急に両親方へ、平日の用心と臨終の覚悟とをしるして贈り候」(「臨全」一七九頁)とある。これは、文化十四年十一月十六日付の「朝

田薩庵に與ふる書」其十六にある「九月中旬(中略)父母方へ朝暮用心の記を二冊した、め遣し」(「臨全」一八〇頁)の内容と一致する。よって、本書簡も文化十四年の書状となる。

- (11) 「前説同居致し候てハ世具等なんきに候間」(「臨全」二〇一頁)とあり、前説と平楽庵にて同居していることがわかる。文化十三年の九月頃には前説は病氣にて長谷に在るから、文化十四年の正月の書簡であるとは考えにくい。だが、「當菴書籍ハ沢山有之候得共」(「臨全」二二〇頁)と、この時点にてすでに平楽庵での修行が思い通りにいかないことを嘆いていることから「朝田薩庵に與ふる書」其六の内容とは矛盾し、平楽庵に移った直後の書簡とは考えにくいところもある。室住師の写本対照によると日付はないという。

- (12) 「当月十八日開山法事有之」(「臨全」二二四頁)とあり、文化十四年は元政上人の一五〇遠忌に当たる。また、日臨持病の事なればとあるが、文化十四年の「朝田薩庵に與ふる書」其十六に「野生事春已來不快にて」(「臨全」一八〇頁)とあり、日臨の病氣は文化十四年の春ころより始まったことがわかる。これらのことより、本書は文化十四年のものではないかと思われる。

- (13) 「撰先達てハ六十日間之間悉因御信者中の御布施快く遊び、大二幻質をやしな候上、種々我儘之振舞奈次第奉存

候、又乍毎の度前説やつかい申尽し難奉存候」(『臨全』二二頁)とある。日臨の病氣は文化十四年からであり、文化十四年の二月下旬以降深草より能勢に下る旨を述べている(『臨全』二二四頁参照)ことから、文化十四年の書簡であると考える。

(14) 書簡中「只今迄廿五年苦楽の夢の中をむなしく過れり申候」(『臨全』二二四頁)とあり、日臨二十五歳の年は文化十四年であるから、本書簡は文化十四年のものとなる。

(15) 十一月三日付の書簡が三通あり、どの書簡にも日臨の病氣についての記述がある。また本書には「釈迦堂金井等之事、別紙之趣にて宜く候や」(『臨全』二一六頁)とあり、釈迦堂のことについて「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其八に述べられている。よって、「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其七・其八・其十一は同時に出されたものであると思われる。よって註16より、本書は文化十四年のものであると考えられる。

(16) 書簡中、前説病氣で、能勢の釈迦堂から寒氣を凌ぐために京都立本寺に移る旨が述べられている。前説は文化十三、十四年と病氣を患って能勢の人々の世話になつてゐるから、文化十三年、十四年のどちらかの年となる。また、「來春私病氣もよろしく候ハ、相下り」(『臨全』二二六頁)とあり、文化十三年ではないことがわかる(註12参照)。よって、文化十四年の書簡であると考えられる。

(17) 註15、16より、文化十四年と考える。

(18) 「野生事寒の中りにて四十日床二付大ニ難洪致し候」(『臨全』二二七頁)とある。これは、文化十四年の十一月の「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其十一、「朝田薩庵に與ふる書」其十六の内容と一致する。よって、本書も文化十四年のものとなる。

(19) 「此六月中(中略)其花川戸の人被來候時、御内方御死去之趣承知致し候間」(『臨全』一八一頁)とある。薩庵の御内方の死去は文化十四年の夏頃であり、日臨はそのことに対して書状(「朝田薩庵に與ふる書」其十)を送つてゐる。よって、本書簡は文化十四年のものであることがわかる。

(20) 本文中「前説兄、今般師範父母等化導の為(中略)下関被致候(中略)前説兄は尤生死の大道を修し得たり、我に代て化導を受候て」(『臨全』一八四頁)とある。前説は日啓の弟子で日臨の兄弟子にあたるから、「師範」とは日啓のことであろう。日啓は文政元年九月七日に遷化してゐるから、本書はそれ以前のものであると考えられる。また、文化十三、十四年の七月前後は前説病氣によつて能勢にゐることがわかるから、文化十三、十四年ではないだろう。さらに、文化十四年の「深草平楽庵より長谷信徒に與ふる書」其八において、前説をさして初心のものと云つてゐることからして、文化十四年以前ではない。よって文政元年

のものではないかと思われる。

(21) 『臨全』一八二頁の注記より文政二年の書簡となる。

(22) 林是幹「本妙日臨上人の阿毘縁山行について」(『樓神』第五十二号、昭和五十五年では、本書は平楽庵にて書かれたものとされている(同一一頁参照)が、五月の「恵正師より長谷釈迦講中へ贈る書」は阿毘縁から出されていることから、六月の時点では確実に日臨は阿毘縁にいる。

また、「当八月身延へ御参詣被成候や」(『臨全』二二三頁)は、文政元年の冬の書状「深草より長谷信徒に與ふる書」其十の「且貴處首尾好延山御参詣相済段随喜申上候」(『臨全』二二八頁、「相済候随喜」の「候」削除)と同内容であり、本書は文政元年のものであることがわかる。

(23) 文化十四年の七月二日に能勢にて折雨記を記す。文政元年の七月は阿毘縁にて修行す。よって、これらの年ではない。文化十三年は清徴庵の後住云々言う段階ではない。よって、消去法より文政二年となる。

(24) 書簡中「潮音事当年新説為致候間」(『臨全』二二八頁)とある。潮音の新説文政三年より、本書は文政三年となる。

(25) 本文参照。

(26) 書簡中「桮納も十六日には発足と心懸居り候」(『臨全』一九三頁)とある。醒悟園より日臨が離れるのは、文政五年の江戸行きか、文政六年の水戸行きのどちらかである。文政六年の際には、五月十八日に水戸に到着していること

から、二日では身延より水戸に着き難く前者のほうではないかと思われる。よって、文政五年とした。

(27) 「両親への状」(『臨全』一八九頁)とあるから、文政六年ではない。よって、文政四年か、五年となる。

(28) 文化十三年あるいは十四年の書簡であると思われる。